令和７年第１回広野町議会定例会会議録目次

第１日　　３月７日（金曜日）

○議事日程 …… 1
○出席議員 …… 1
○欠席議員 …… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… 1
○本会議に出席した事務局職員 …… 2
○開会の宣告 …… 3
○会議録署名議員の指名 …… 3
○会期の決定 …… 3
○諸般の報告 …… 3
○町長の施政方針並びに町政全般について経過報告 …… 4
○監査委員報告 …… １７
○委員会報告 …… １８
○散会の宣告 …… １８
○署名 …… ２１

第４日　　３月１０日（月曜日）

○議事日程 …… ２３
○出席議員 …… ２３
○欠席議員 …… ２３
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… ２３
○本会議に出席した事務局職員 …… ２４
○開議の宣告 …… ２５
○会議録署名議員の指名 …… ２５
○一般質問 …… ２５
　渡　邉　忠　義　君 …… ２５
　遠　藤　　浩　君 …… ３５
　高　木　光　雄　君 …… ４８
　西　本　久　雄　君 …… ６０
　北　郷　伯　弘　君 …… ６７

西　内　玄　太　君 ……７１
○散会の宣告 ……７７
○署名 ……７９

第５日　　３月１１日（火曜日）
○議事日程 ……８１
○出席議員 ……８１
○欠席議員 ……８１
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ……８１
○本会議に出席した事務局職員 ……８２
○開議の宣告 ……８３
○会議録署名議員の指名 ……８３
○議案第　２号　広野町空家等の適正管理に関する条例の制定について ……８３
○議案第　３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について ……８８
○議案第　４号　広野町課設置条例の一部を改正する条例 ……８９
○議案第　５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ……９０
○議案第　６号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ……９０
○議案第　７号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……９１
○議案第　８号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ……９２
○議案第　９号　地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を
改正する条例 ……９３
○議案第１０号　指定管理者の指定について（広野町二ツ沼総合公園） ……９４
○議案第１１号　指定管理者の指定について（広野町公設商業施設） ……９６
○散会の宣告 ……９９
○署名 ……１０１

第６日　　３月１２日（水曜日）
○議事日程 ……１０３
○出席議員 ……１０３
○欠席議員 ……１０３
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ……１０３
○本会議に出席した事務局職員 ……１０４

○開議の宣告 ……１０５
○会議録署名議員の指名 ……１０５
○議案第１２号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第８号） ……１０５
○議案第１３号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号） ……１１３
○議案第１４号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第２号） ……１１４
○議案第１５号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第４号） ……１１５
○議案第１６号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号） ……１１６
○議案第１７号　令和７年度広野町一般会計予算 ……１１７
○会議時間の延長 ……１３４
○散会の宣告 ……１３７
○署名 ……１３９

第８日　　３月１４日（金曜日）

○議事日程 ……１４１
○出席議員 ……１４１
○欠席議員 ……１４１
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ……１４１
○本会議に出席した事務局職員 ……１４２
○開議の宣告 ……１４３
○会議録署名議員の指名 ……１４３
○議案第１８号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計予算 ……１４３
○議案第１９号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計予算 ……１４５
○議案第２０号　令和７年度広野町介護保険特別会計予算 ……１４７
○議案第２１号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計予算 ……１５０
○議案第２２号　令和７年度広野町下水道事業会計予算 ……１５１
○議案第２３号　広野町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて ……１５２
○発議第　１号　広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の設置について ……１５３
○日程の追加 ……１５４
○選任第　１号　広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会委員、委員長及び副委員長の選任について ……１５４
○諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ……１５６
○委員会の閉会中の継続調査の申出について ……１５６

○閉会の宣告 ……１５７
○署名 ……１５９

第 1 回 定 例 町 議 会

(第　1　号)

令和７年第１回広野町議会定例会会議録（第１日）

令和７年３月７日（金曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　町長の施政方針並びに町政全般について経過報告
日程第　５　監査委員報告
日程第　６　委員会報告

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤　浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　智	君
副町長	杉浦孝幸	君
教育長	根本良政	君
参事兼総務課長 兼復興企画課長	飯島洋一	君
復興企画課長補佐	久保田隆之	君
産業振興課長	黒田泰将	君
建設課長	松本周次	君
参事兼 環境防災課長	遠藤義宏	君
健康福祉課長	佐藤尚文	君
参事兼 こども家庭課長	坂本　淳	君
参事兼 町民税務課長	猪狩裕一	君

会計管理者兼 出納室長	北郷	智恵子　君
教育次長兼 学校教育課長	加賀	博行　君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨岡	圭介　君
代表監査委員	鯨岡	公一　君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林	聡宏　君
議会事務局書記	黒田	峻介　君

○開会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第１回広野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

３番　高　木　光　雄　君

５番　西　内　玄　太　君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る２月28日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしたところ、本日から３月14日まで８日間とし、３月８日から９日まで及び３月13日を休会といたす答申がありましたので、本日から３月14日までの８日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から３月14日までの８日間とし、３月８日から８日まで及び３月13日を休会とすることに決しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○諸般の報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛て提出されました例月現金出納検査報告、定期監査報告、双葉地方広域市町村圏組合議会からは令和７年第１回定例会議決書、双葉地方水道企業団議会からは令和７年第１回定例会

議決書、広野町議会視察研修報告書、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書等については、お手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

○町長の施政方針並びに町政全般について経過報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、町長の施政方針並びに町政全般について、経過報告を行います。

町長、登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。

本日ここに、令和７年第１回広野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。令和７年度を迎えるに当たり、所信の一端を申し述べ、議員の皆様はじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災及び原子力災害から14年が経過しようとしております。この大震災により、今日に至るまで尊い命を亡くされた、直接死と震災関連死を合わせて49名の方々のご冥福を祈り、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

昨年を振り返りますと、福島県において固定開催となりました「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）男子サッカー競技」が７月から８月にかけてＪヴィレッジを中心に開催され、全国52チームの選手やスタッフ、多くの観客の皆様にお越しいただき、大会を盛会裏に終えることができました。全国より参加された選手が“サッカーの聖地”Ｊヴィレッジで躍動する姿から勇気と感動をいただきました。

平成25年以来、約11年ぶりに二ツ沼総合公園で開催された「ふたばワールド」は、震災・原発事故により避難した住民の絆をつなぐとともに、新たに移住された方々や双葉地域に思いを寄せる方々との交流を通して、双葉地方のさらなる振興が図られました。

広野町は、豊かな自然環境を守り受け継いでいくことを念頭に、昨年秋、自然豊かな里山のある情景から生まれた童謡「とんぼのめがね」、その舞台となった町の米農家が豊かな土壌と清らかな水で丹精込めて育てた特別栽培米を「とんぼのめがね米」と名づけました。広野産特別栽培米のブランド化を図るとともに、ふるさと納税制度を活用して全国に“東北に春を告げるまち広野”をＰＲしてまいります。

本年、広野町は町制施行85周年を迎えます。私は、ふるさと広野町の歴史、伝統、文化に対する誇りを胸に、本年をふるさと復興・創生「漸進の年」と位置づけ、「いのちを守り、人を活かし、未来をつくる町」を標榜し、日本一元気な町づくりとさらなる復興創生の躍進に向けて一歩一歩確実に、全力で取り組んでいきます。

初めに『いのちを守り』についての事業であります。

町の健康課題として、高血圧や高脂血症、肥満、糖尿病などによる心臓病や脳血管疾患の循環器疾患が多いことが挙げられます。令和３年12月に県が公表したお達者度において、男性が県下ワースト１位、女性がワースト８位という結果となっています。これら健康課題に対応するため、令和３年10月の「脱お達者度ワースト１、脱メタボ」宣言に基づき、町独自の「広野町健康福祉手帳」、「健康ポイント事業」や「フィットネスクラブ利用助成事業」など、健康増進事業を積極的に展開するとともに、民間活力と新たな視点を積極的に導入するために令和６年12月25日に株式会社ルネサンスと締結した「広野町と株式会社ルネサンスとの福祉及び健康施策の推進に関する協定」により、乳幼児から働き盛り世代、高齢者まで、全てのライフステージを通して自発的で持続可能な健康づくりを推進します。町のみんなが「家庭」、「地域」、「行政」それぞれの役割を意識するとともに、相互に連携・協働しながら健康づくりの輪を広げてまいります。

平成31年１月の「福祉のまちづくり」宣言に基づき、地域が抱えている医療・介護・福祉の様々な課題に対し迅速かつ適切に対応するため、包括的な地域連携を図る「広野町地域包括ケアシステム」を構築することを目的として、高齢者福祉につきましては、健康で生きがいを持って安心して暮らすことができるよう関係機関と連携し、外出支援サービス事業、配食サービス事業、マゴコロボタン事業、高齢者の見守り体制を構築するため「広野まるごと応援隊ネットワーク事業」の普及に努め、独り暮らし高齢者や高齢者世帯の生活支援を充実していきます。

障害者福祉につきましては、障害者が自立した生活を送ることができるよう、障害者自立支援給付事業や地域生活支援事業を通じて日常生活を支援し、各種障害福祉サービスや相談業務の充実に努めます。また、公共交通機関の利用が困難な障害をお持ちの方の通所事業所までの移動支援事業を継続して実施します。

介護保険事業につきましては、平成28年度から実施する「いきいき百歳体操」を積極的に実施し、地域の皆さんが自主的に活動できるよう、サポート体制を整えていきます。必要な方に必要なサービスが適切に提供できる体制整備を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を実施します。

母子保健につきましては、子育て世代へ寄り添いながら支援の充実を図るとともに、妊産婦・乳幼児健康診査、各種予防接種、乳幼児等医療費助成事業を引き続き実施いたします。出生並びに子育てに悩むご夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療などについて、引き続き医療費助成を行っていきます。

全国的に大きな社会問題となっています児童虐待につきましては、令和７年度に広野町子ども家庭センターを設置し、役場内関係各課をはじめ児童相談所等の福祉関係機関、学校等の教育関係機関、警察関係機関等との連携を図り、虐待防止、早期発見に取り組んでいきます。

交通安全対策につきましては、広野町安心・安全ネットワーク会議などと緊密な連携を図り、国

道６号等において立哨活動を毎月実施し、交通事故防止を呼びかけます。

学校から２キロ圏内において小中学生の徒歩通学が実施されていることから、交通教育専門員による児童・生徒の交通安全街頭指導を行います。

自転車乗車時のヘルメット着用の推進、交通事故による被害軽減を図るため、ヘルメット購入経費の一部を支援していきます。

高齢者が当事者となる交通事故の減少を図るため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施するとともに、高齢運転者によるアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる事故を防止するため、自動車急発進防止装置の設置経費の一部を支援していきます。

防犯対策につきましては、地域住民が安心して生活できるよう、双葉警察署、警戒パトロール隊、防犯指導隊等関係団体と連携を図り犯罪の防止に取り組みます。

犯罪に対する抑止力の向上を推進するため、住宅用防犯カメラ、人感センサーライト等の設置経費の一部を支援していきます。

高齢者がいる世帯を対象に振り込め詐欺等の特殊詐欺、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、特殊詐欺防止機能がついた電話機等の購入経費の一部を支援していきます。

令和７年度末をもって現在運用している見守りカメラのクラウドサービスが利用停止となるため、見守りカメラの機器更新を行い、通学する児童・生徒の安全確保及び犯罪抑止に引き続き取り組みます。

防災・防火対策につきましては、東日本大震災の教訓を生かし、災害発生時に住民を迅速かつ確実に避難させるため、防災行政無線や緊急速報メール、役場屋上ＬＥＤ防災情報システムを活用し情報を的確に伝えます。

地震・津波災害から住民の生命を守るため、関係機関との連携の下、町内全域を対象とした地震・津波避難訓練を実施し、防災体制の連携強化と住民の防災意識の高揚に取り組みます。

町の災害対応力の向上と防災用トイレの普及啓発を目的として、災害発生時に避難所等へ配備できる「防災用トイレトラック」を導入するとともに、いざという時にネットワークに参加している全国の自治体が駆けつけ、助け合う「災害派遣トイレネットワーク」に加盟します。

地域防災の中核である消防団員の活動をＩＣＴ（情報通信技術）でサポートするため、携帯電話で火災時に一斉通知、動態管理、水利表示ができ、消防団の初動が早くなる「消防団アシストアプリケーションＳ．Ａ．Ｆ．Ｅ（セーフ）」を導入します。

消防団、婦人消防隊と連携して予防消防に取り組むとともに、高齢者世帯においては関係機関と連携しながら火災予防啓発活動を実施します。

住宅用火災警報器の設置率向上及び適切な維持管理による火災の延焼拡大の抑制を図るため、住宅用火災警報器の設置経費の一部を支援していきます。

町内インフラ施設の維持管理及び整備につきましては、道路、橋梁、トンネル、下水道施設の点

検を実施し、道路や下水道施設の計画的な補修による施設の長寿命化を図り、安全確保に取り組みます。

道路整備につきましては、危険個所、未改良区間の解消を計画的に実施し、町民の生活環境の向上を図り、安心安全な道路網を形成し、有事の際の緊急車両の通行及び通勤通学時の安全確保に取り組みます。

折木地区土砂採取事業につきましては、硬質な岩盤の出現により途中で中止となった土砂採取事業を安全に完了させるため林地開発の基準に基づき工事を実施し森林回復に取り組みます。

次に『ひとを活かし』についての事業であります。

農業につきましては、営農再開13年目となります令和７年度に営農を行う農家に対しては、国の経営所得安定対策を活用し、農業経営の安定を図ります。本町のような中山間地域では、高齢化が進む中、農業生産条件が不利な面があることから、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防ぎ、水源涵養、洪水防止、土砂崩壊防止等の多面的機能を継続的、効果的に発揮するため、多面的機能支払事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、農用地等の地域資源の保全管理に必要な支援を行うとともに、福島県営農再開支援事業を活用し、イノシシ等鳥獣被害対策に取り組みます。

土地利用型農業の収益向上を図るため、基幹作物である主食用米の特別栽培米や有機栽培米を促進し、付加価値の高い米の生産に取り組むとともに、生産農家の収益向上と生きがいづくりを図るため、大豆、麦、野菜など町振興作物の生産に対する支援に取り組みます。

ふるさと納税制度を活用し、寄附をしていただいた納税者の皆様に、広野産特別栽培米コシヒカリ「とんぼのめがね米」や広野産米で造った日本酒などを返礼品として送付することにより、本町の基幹産業である農業の魅力や地域ブランドの情報発信を行い、特産品の販売促進や消費拡大を図り、地域経済の活性化につなげます。また、町農産物の価値を伝え、販売・消費の拡大を図るため、秋には収穫祭を開催するとともに、町外で開催される様々な物産展等のイベントに積極的に参加します。

担い手農家の経営規模拡大、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、国、県、関係機関と連携を図り、町内７地区のほ場整備事業の面工事が完了し、５地区の補完工事に継続して取り組みます。また、農業における高齢化、後継者不足、耕作放棄地等の増加などの人と農地の問題解決を図り、地域農業を守り次世代に引き継いでいくことを念頭として、担い手農家へ効率的な農地の集積・集約を図るため、法制化された「地域計画」と農地中間管理事業の活用の推進に継続的に取り組みます。本町の農業における担い手不足を解消し農業の持続的かつ安定的な発展を図り、農業者の確保、育成を目的として広野町農業次世代人材育成奨学金の活用推進及び新規就農者等に対する経営安定化支援、スマート農業導入支援に取り組みます。

広野こども園事業につきましては、令和２年度に連携協定を締結したいわき短期大学附属幼稚園

と、園児や職員の交流などを通して双方の取組や課題を共有し、幼児教育の質の向上、人材育成に取り組みます。

次に『未来をつくる町』についての事業であります。

ふくしま森林再生事業につきましては、間伐などの森林整備により森林の有する多面的機能の維持と表土の流出に伴い、原発事故による放射性物質の拡散防止を図ることを目的として計画的に取り組みます。令和７年度においては、上浅見川字狼山地区において約43ヘクタールの整備を目指します。

町の大切な水資源確保のためには水源地周辺の森林整備が必要不可欠となることから、森林整備における作業コスト軽減による生産性の向上及び労働条件の緩和を図るため、林業専用道「狼山・叶沢線」の整備に継続して取り組み、令和８年度完成を目指します。

五社山山頂周辺に整備された遊歩道等の施設が経年劣化により腐食している状況にあることから、森林環境譲与税を活用し計画的に改修を行い登山者の安全確保と地域住民が森林に親しめる環境整備に取り組んでまいります。「第36回巨木を語ろう全国フォーラム福島・広野大会」を開催することで、巨樹・巨木などの自然の恵みや緑豊かな美しい里山の魅力を全国に発信し、森を育てていくことで自然環境保護への意識啓発を図り、1,000年後の未来へ巨木を送り届けていきます。

復興関連事業につきましては、東日本大震災及び原子力事故から14年が経過し、第２期復興創生期間から、さらにその先に歩みを進めるに当たり、広野町復興計画に掲げる基本理念・目的を達成し、復興事業のシンボルに位置づけている広野駅東側第１期開発地区の産業団地並びに第２期開発地区の住宅団地、広野駅周辺の整備を着実に進めていきます。

住宅団地整備事業については、事業者による造成工事が完了し販売を開始しており、多くの住宅メーカー様より関心をいただいています。若者・子育て世代の定住、県外都市部等からの移住に重点を置き、土地購入の負担軽減となる補助制度の実施、子育て・教育環境の充実、就労環境や企業マッチングに力を入れ、移住後の安定的な生活を支援していきます。

広野駅周辺整備事業については、「広野駅周辺整備の基本事項に関する協定」に基づきＪＲ東日本水戸支社との協議を進め、未来のかけ橋と広野駅構内の跨線橋へのエレベーターの設置、スロープやホームのかさ上げなどバリアフリー化を進め、令和６年11月９日には新駅となるコンパクト駅舎の供用が開始されました。今後、駅利用者の利便性を高めるため旧駅舎の改修、西口広場のロータリー化を行い、町のランドマークとして利用者が安心・安全に利用できる環境、地域住民の交流の場を構築していきます。

福島イノベーション・コースト構想の推進につきましては、福島イノベーション・コースト構想に掲げる多様な産業を集積し、福島第一原子力発電所の事故により失われた地域の生業を再生させるため、「研究開発」、「産業化」、「人材育成」、「司令塔」の４つの機能を有する福島国際研究教育機構（Ｆ―ＲＥＩ）が浪江町に設置されました。地域の現状や課題を整理し、技術の実用化及び具

体化を念頭に本格的な事業化を推進するため、研究者や専門家をはじめ知見を有する人材の配置、支援を行い、完成した東町産業団地、駅東産業団地と共に企業誘致を積極的に進め、地元企業とベンチャー企業・スタートアップ企業とのマッチングやサプライチェーンの構築に取り組んでいきます。

教育の丘には、県立ふたば未来学園中高一貫校や広野小・中学校の児童・生徒、約1,000人が日々勉学に励んでおり、Ｆ―ＲＥＩ（エフレイ）に進出する研究機関が求める人材育成を念頭とした実学の場として、最も重要な位置を占めると考えています。今後、より高度な就学の場である大学などの高等教育機関との連携を深め、協定を締結している東京大学アイソトープ総合センター、早稲田大学、東日本国際大学、福島高専の拠点となる研究施設や研究等の充実を図り、地域の復興を支える人材育成に取り組んでいきます。

ゼロカーボンシティの取組につきましては、地球温暖化が原因とされる大災害を伴う気候変動から、パリ協定に基づく長期戦略として、今世紀後半のできるだけ早い時期に脱炭素社会の実現を目指すことが掲げられ、CO_2の削減を目的としたカーボンニュートラルに向けての取組が世界の潮流となっています。

広野火力発電所が立地する町として、事業者である株式会社ＪＥＲＡと共に、持続可能な将来像の実現のため「広野町ゼロカーボンビジョン」を策定し、脱炭素技術の開発促進、経済的な合理性、国等の政策との整合性を踏まえ、再生可能エネルギーの推進をしていきます。

町では、昨年度に引き続き「民間資金を活用した公共施設等への再生可能エネルギー設備導入等事業」に係る基本協定に基づき、スマートソーラー株式会社と連携し、「環境負荷の軽減」、「災害時の非常用電源確保」、「地域社会への啓発と普及促進」に取り組むとともに、環境省の交付金事業を活用して、太陽光・風力・バイオマス発電など、再生可能エネルギーの活用を図り、ＥＶ車等や急速充填設備の設置、水素・アンモニアの社会利用モデルの構築に取り組み、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指します。

移住・定住事業の展開につきましては、第２期復興創生期間からその先に向け、少子高齢化の地域課題に対応するため、「広野町移住定住「共生のまちづくり」促進プラン」による人口増を目標に掲げ、若者世代・子育て世代をターゲットとした住宅開発、各種交流イベントへの参加、ＳＮＳを使ったメディア戦略によるＰＲ事業の展開、移住体験ツアーや二地域居住の受入れ態勢の構築を図ります。

これら施策を展開するに当たり、東日本大震災・原子力事故以降、復興支援等でお世話になった国・県・地方自治体、ＮＰＯ等地域団体、ひろぼークラブなどで応援をいただいている方々、東京福島広野会の皆様、大学などの高等学術機関、各企業等、関係する全ての皆様とのネットワーク体制を構築し、様々な場面において情報を共有していきます。移住を希望されている方々と地域の皆さんとのきずなを深めながら、受入れ態勢の一層の強化を図り、移住・定住の促進に積極的に取り

組んでいきます。

子育て環境の構築につきましては、子育て環境の充実を図るため、広野町子ども家庭センターを中心に保健師、保育士、教育委員会、民生児童委員、こども家庭課職員が部署の垣根を越えた横断的な連携を行うとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業を展開し、子育てに関する様々な問題の早期発見、解決に取り組んでいきます。妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、引き続きゼロ歳から５歳児の保育料を無償化することで、子育て家庭の経済的支援を行っていきます。

教育全般につきましては、令和２年度（小学校）、令和３年度（中学校）より全面実施されている現行の学習指導要領及び第３次広野町教育ビジョンに基づく教育活動を展開し、ふたば未来学園中学校・高等学校との連携を見据えながら、広野町立学校独自の魅力ある教育の創出を図ります。

確かな学力・豊かな心を育成する学校教育の推進につきましては、「主体的・対話的で深い学び」へ導く授業づくりの推進に向け、人権教育の理念を基にした授業の充実、授業及び家庭学習において１人１台タブレットを活用することとともに、町独自にＩＣＴ支援員を配置し、児童生徒の発達段階に応じて、探究的な学びに情報活用能力を生かし、ＩＣＴ機器の効果的な活用を各教科の単元計画に位置づけ、学びの質や効率の向上に取り組みます。これまでの小中連携体制を生かしながら、教育委員会と学校で組織する「授業力向上委員会」において、子供たちの実態を分析し、学力向上に向けた授業研究会・指導法改善の研修会の充実に取り組みます。学校司書と連携し図書館資料の活用促進を図り、読書や書籍活用の意欲を高めるとともに、学校図書館の利用を授業計画に組み込み、読書センター機能・学習センター機能・情報センター機能を発揮した学びの推進に取り組みます。

グローバル教育の推進につきましては、語学力やコミュニケーション能力を育成する環境の充実を図るため、外国語指導助手を活用した英語教育に加え、中学校において異文化交流、国際理解や国際協調の学びを目的とした東日本国際大学との交流事業（グローバル・デイ）並びに小中学校児童生徒のブリティッシュヒルズ異文化交流宿泊体験事業を小学校５年生から中学校２年生まで連続した４年間に拡充して実施します。

地域と学校が協働する学びの推進につきましては、中学校において、地域の人的・物的資源を活用し、映像制作を通して「ふるさと広野町」のよさを再発見し、伝統と文化を見詰め直すことで、広野町の未来と地域の復興に貢献できる子供たちの育成を目的とした「ふるさと創造学」に取り組みます。令和３年度に作成した地域学習用副読本（小学生向け）を契機とし、地域の人的・物的資源を活用しながら、子供たちが地域の事象や歴史的背景等を学ぶことができるようにします。コミュニティ・スクールを展開することで、学校と家庭、地域住民、社会教育機関等が、学校内外の活動において有機的に協働し、学校を核とした地域社会全体で子供を育む環境の整備に取り組みます。

学びのセーフティーネットの推進につきましては、特別な支援を要する児童生徒お一人お一人に

対し「個別の教育支援計画」を作成し、専門機関、スクールカウンセラー、支援員と連携を図りながら、個に応じた支援体制の構築をします。校種間での連携を図り、切れ目のない支援体制が構築できるよう「個別の教育支援計画」の内容を年度末に見直し、次年度の活用につなげていきます。

環境対策につきましては、現代の住民、そして未来の子供たちが健康で安全、かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境の確保に向け、広野町環境基本計画に基づき、環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

各地区ごみステーションにおいて、指定ごみを収集日以外に出されている事案や不要となった寝具、家電等の不法投棄が目立つことから、家庭ごみ収集日カレンダーの配布、広報等によるマナー周知のほか、環境美化推進員による巡回・監視と広野町安心・安全ネットワーク会議における関連事業所等への注意喚起に取り組みます。

低炭素社会構築に向けた環境に優しい町づくりの推進を図るため、住宅における１次エネルギー消費量の約３割を占める給湯設備の給湯負荷を低減し、光熱費と環境負荷を抑えることができる「節湯型シャワーヘッド」購入経費の一部を支援していきます。

燃料電池自動車や電気自動車等の次世代自動車の普及を促進し、地球温暖化対策の推進を図るため、次世代自動車及び電気自動車等充電設備について、導入経費の一部を支援していきます。

除染対策につきましては、昨年度に引き続き、町民の放射線からの不安払拭並びに生活圏における放射線の状況について情報提供するため、一般家屋及び公共施設の敷地における環境放射線モニタリング調査を実施します。

以上申し述べました各種重点事業以外の主な事業について申し上げます。

公民館における生涯学習事業につきましては、人生100年時代を捉え、多様化する社会教育や家庭教育に対処できる学びの場として、「ふるさと創生大学」、「ひろの元気教室」、「各種文化教室」、「五社山登山」、「集団対抗パークゴルフ大会」、「文化展」、「生涯学習発表会」、「Ｊヴィレッジハーフマラソン」等の文化活動並びにスポーツ活動を実施し、地域間及び世代間の交流を促進させ、併せて交流人口の拡大及び地域活性化へと取り組んでいきます。

令和４年４月に開設いたしました「文化交流施設ひろの未来館」につきましては、本年度は約4,000人の来館者にご利用いただきました。これからも地元で発掘された遺跡・文化財の展示等を工夫し、町民だけではなく多くの方に興味を持っていただき、地域の歴史について理解を深めてもらえるよう取り組んでいきます。

震災からの避難等により、青少年を取り巻く社会環境も大きく化し、次代を担う青少年が地域の中で、心身ともに健康で社会に参画できるよう青少年の健全育成を町民総ぐるみで推進していきます。

以上、令和７年度予算に計上した主な施策等を申し上げましたが、その財源としましては、国庫補助金、県補助金、町債を活用するほか、あらゆる方策を講じて財源を確保することや、国・県に

対しても十な財政措置を講ずるよう強く要望していきます。さらに、限られた財源を有効に活用する観点から、経費の一層の節減合理化と行政各般にわたる見直しを行い、各種施策の必要性・優先度を勘案した厳しい選択を行い編成したところであります。

その結果、一般会計の予算案は総額64億2,476万9,000円の規模となり、対前年比16.7％の増となったところであります。

その概要を申し上げますと、まず、歳入面では地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業の国庫支出金や復興関連の県支出金が増加しており、普通交付税については不交付団体となる見込みでありますが、町税は減収しており次年度以降も減収となるため、本町財政は依然として厳しい状況にあります。このため、可能な限り歳入の確保を図るとともに、財政調整基金、公共用施設維持補修基金等、各種基金からの繰入れを見込み、財源の確保をいたしております。

一方、歳出面では、復興・創生への取組を最優先とし、施策の大綱に掲げた重点事項等を実施するため、限られた財源の重点的、優先的な配分に努めました。歳出予算の総額は、前年度と比較して９億2,054万4,000円の増額となり、主な増額の理由としましては、広野駅周辺整備事業、二酸化炭素排出抑制対策事業費及び学校給食共同調理場整備事業の増額によるものであります。

次に、各特別会計の予算案について申し上げます。

「国民健康保険特別会計予算案」については、国保財政の健全化、効率的な運用に努めるとともに、医療費の適正化及び町民の健康維持対策等に取り組んでいきます。

「土地開発事業特別会計予算案」については、広野町復興計画に基づき、広野駅東側開発整備事業（第２期）、広洋台整備に取り組んでいきます。

「介護保険特別会計予算案」については、制度の趣旨を踏まえ、介護保険の円滑な運営に要する所要経費を計上いたしました。

「後期高齢者医療特別会計予算案」については、これから迎える超高齢化社会に対応した高齢者医療制度の円滑な運営のため、所要額を計上いたしました。

次に、企業会計の予算案について申し上げます。

「下水道事業会計予算案」については、企業会計原則に基づき、独立採算を基本に収入の確保と経費の節減に取り組んでいきます。

令和７年度の一般会計、４特別会計及び企業会計を合わせた予算総額は、81億3,000万1,000円で、対前年度比で10.5％の増となる予算規模であります。

事業実施においては、安全を最優先し、安全管理体制の徹底を図り、実施していきます。

以上、令和７年度広野町の主要な施政の基本、施政の概要及び財政運営方針についてご説明申し上げました。

引き続きまして、本定例会に提出しました議案を審議いただくに当たりまして、令和６年第４回定例会以降における町政の経過をご報告申し上げます。

初めに、総務課であります。

１月10日、中央体育館において、令和７年新春交歓会を開催しました。交歓会では、各種団体代表者130名の方々ご臨席の下、坂本竜太郎衆議院議員、斎藤祐喜衆議院議員、森まさこ参議院議員をはじめ、志田文毅福島復興局長、橋本徹福島県議会議員、佐々木恵寿福島県議会議員、関根昌典福島県相双地方振興局長、渡邉正俊広野町議会議長からご祝辞を賜り、新年の挨拶を交わしました。

２月１日、東京グリーンパレスホテルにおいて、令和７年ふるさと福島広野会を、鈴木晶福島県東京事務所長、渡邉議長をはじめ町議会議員の皆様ご臨席の下開催しました。会議の中では町の観光の取組、特産品等について説明し、今後において、本会のメンバーと連携し、町の情報発信、ＰＲ活動を精力的に行ってまいります。

２月９日から14日まで、米国ワシントンＤＣを訪問し、世界銀行本部、米国環境法研究所、ジョージ・メイソン大学、ジョージタウン大学、日本大使館において講演等を行い、米国で働く日本人や米国の研究者や学生に向けて、広野町の復興の道のりや防災に強い町づくり、住民帰還の促進や災害対応の教訓など、震災・事故からの復興に向けた広野町の取組などについて講演しました。

次に復興企画課であります。

12月17日、広野こども園において、本年度第１回目となるＩＳＡＡ（いわきスポーツアスレチックアカデミー）を実施しました。本事業は、いわきＦＣが提供するプログラムにより、遊びを通じて体力を養いながら、楽しく運動スキルを学ぶことを目的としています。今回は35名の園児が参加し、投げる・つかむといった基本的な体の動かし方を学びました。本年度は小学生向けを含め、計９回の実施を予定しています。

12月17日、二地域居住アーティスト・イン・レジデンス事業を開始しました。３名のアーティストが居住地と広野町を複数回行き来しながら、アート作品を制作いたします。本事業は、アーティストの移住・定住促進や地域の魅力向上を期待するもので、成果報告会を３月16日に開催する予定です。

１月12日、二ツ沼総合公園パークゴルフ場において、新春初打ちパークゴルフ大会が約140名の参加の下開催されました。新年の門出を祝う晴れやかな空の下、参加者の皆様との親睦を深めました。

１月22日、輿水恵一復興副大臣が二ツ沼総合公園内のトロピカルフルーツミュージアムを訪れ、広野産バナナ「綺麗」の栽培状況を視察されました。栽培ハウスでは、バナナ及び加工品の開発・販売の取組や地下水をくみ上げ地上との温度差を利用した熱交換によって、加温設備の省エネ化、CO_2の排出削減への取組状況を紹介しました。

１月26日、第15回ふくしま学（楽）会が、県立ふたば未来学園中学校・高等学校を会場に開催されました。原発事故の教訓を踏まえ、地域課題の解決や社会問題として広く対話による議論を行うため、大学などの専門家や国、県、市町村などの行政機関、学生などのステークホルダーが、相手

の立場を理解し公平性・公正性に配慮しながら議論を行いました。会場には約70名が参加し、リモートでは32名が参加しました。

２月１日、町内において、いわきＦＣと広野町の共同による「ひろのめぐりスタンプラリー」を開始しました。本事業は、いわきＦＣとのサッカーを活用した地域活性化を目的とし、町内の22事業所にご協力をいただき、町民の皆様をはじめ、いわきＦＣのサポーターなど、多くの方にご参加いただいています。本事業は３月21日まで実施いたします。

２月17日、大学生向け春季インターンシップを開始しました。本事業は、町内企業が抱える課題の解決を図るとともに、大学生との交流を通じた地域活性化を目的としており、今期は７名の大学生が、町内の４事業所で約１か月間インターンとして活動いたします。成果報告会は３月17日に開催する予定です。

２月27日、広野町公民館において、「広野町再生可能エネルギー導入事業説明会」を開催しました。町はこれまで、令和３年に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和４年には「広野町ゼロカーボンビジョン」を策定し、ゼロカーボンシティに向けた目標や基本方針の整理を行ってきました。説明会では、「民間資金を活用した公共施設等への再生可能エネルギー設備導入事業」のほか、令和10年度までに町として取り組む内容等について説明しました。

次に健康福祉課です。

12月25日、民間活力とアイデアを積極的に導入し、地域のつながりや交流・助け合いの輪の拡大が伴う「福祉のまち」を推進することを目的に、広野町と株式会社ルネサンスとの福祉及び健康施策の推進に関する協定を締結しました。

２月14日、住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金及び物価高騰対応低所得者世帯緊急補助金の支給のお知らせを対象者へ発送しました。支給の辞退の申し出がないことを確認し、３月４日、給付金の振込を行いました。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険においては、「「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえた令和７年２月20日付の通知に基づき、一部負担金の免除を令和７年３月31日で終了することとなりました。

次にこども家庭課です。

２月７日、広野こども園において、保育・給食参観を実施しました。保護者の皆様には、園児の遊びや活動の様子を御覧いただくとともに、園児が普段食べている給食についても試食していただきました。

２月15日、南相馬市において福島県保育所・認定こども園協議会相双支部保育研究大会が開催され、広野こども園教諭が、「家庭や地域との連携による食育の推進」と題し、年間を通し実践した園児たちの食育活動について研究成果の発表を行いました。

２月19日、広野こども園において、仮入園、保護者説明会を実施しました。令和７年度入園予定

者は、３月１日現在で91名となっています。

３月６日、令和６年度物価高騰対策重点支援給付金を受給した世帯のうち、18歳以下の児童が属する世帯に対し、児童１人当たり２万円の「こども加算給付金」の支給を開始しました。今後は、申請により新たに支給対象となった世帯について、随時支給いたします。

次に環境防災課です。

１月22日、広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止や防犯対策について会員企業に協力を求めました。12月25日、１月22日、２月21日の３日間、広野町安心・安全ネットワーク会議立哨活動を国道６号役場前交差点等で実施し、ドライバーに安全運転への注意喚起を促しました。

１月19日、広野町総合グラウンドにおいて、令和７年広野町消防団・婦人消防隊出初め式を、坂本竜太郎衆議院議員、齋藤裕喜衆議院議員、森まさこ参議院議員をはじめ、多くのご来賓をお迎えして挙行いたしました。当日は、消防団、婦人消防隊、株式会社ＪＥＲＡ（ジェラ）広野火力発電所自衛消防隊、総勢63名の参加の下、通常点検、機械器具点検及び団員表彰などを行い、式典終了後には、二ツ沼総合公園において放水訓練を行いました。式に先立ち、広野こども園児14名も参加した駅前通りのパレードでは、沿道で見守る多くの町民に、団員、隊員のりりしい姿を披露することができました。

２月13日、午前11時13分、暴風警報（陸上）が発表され、災害に備えた警戒配備体制をしき、気象情報の収集、関係機関との連携し対応しました。午後零時９分に最大瞬間風速22.2メートルを記録しましたが、午後４時16分に暴風警報が解除され、警戒配備体制を解除しました。人的被害、施設等への被害は確認されませんでした。

２月７日、令和６年度福島県石油コンビナート総合防災訓練を株式会社ＪＥＲＡ（ジェラ）広野火力発電所構内及び周辺海域を会場として実施しました。福島県沖を震源とするマグニチュード8.2の地震が発生し、広野町で震度６強を観測、津波による石油タンク等の火災やガス・重油等の漏洩を想定し、県や町、陸上及び海上の防災関係機関、事業所など、24団体、約300名が参加し、緊急時の対応力を向上させる貴重な機会となりました。

次に産業振興課です。

12月16日、広野小学校において、福島県森林環境交付金事業の一環として小学生を対象にした森林環境学習を実施しました。３年生の森林教室では、もりの案内人よりクイズを交え森と人との深い関係性を分かりやすく教えていただきました。６年生の木工教室では、金づちやねじ回しを使い、折り畳み椅子を製作しました。小学生は、教室を通して、自然の恵みが自分たちの生活に関わっていることを学びました。

12月20日、復興支援のためご協力をいただいている団体等に対し、広野産特別栽培米コシヒカリ「とんぼのめがね米」の新米を送付して支援の感謝の意を届けるとともに、復興の姿を報告しまし

た。

１月25日、静岡県伊東市において開催された第31回伊東温泉めちゃくちゃ市に参加しました。風評被害払拭のため広野町産農産物のＰＲ活動を実施し、多くの来場者に野菜、農産物加工品を購入いただきました。

２月９日、高倉水利組合、２月16日、大谷内地区中山間保全組合、２月23日、北迫川上流堰水利組合、３月２日、亀ケ崎水利組合において、地元消防団の協力の下、営農のための野焼きが実施されました。

２月13日、広野町商工会主催により、ハタゴイン福島広野において、広野町議会議員皆様の参加の下、広野町商工会会員、広野町立地企業連絡協議会会員及び広野町認定農業者協議会会員が情報交換と交流を図ることを目的に関係者57名が参加し、異業種交流会が開催されました。各自の会員企業におけるプレゼンテーションや自己紹介タイムが催されるなど、参加者の交流が図られました。

次に建設課です。

道路新設改良事業につきましては、町道北釜・大谷地原線道路改良舗装工事につきましては、１月７日に全工程が完了し、同月15日に竣工検査を行い、供用を開始しました。

町道田戸作線道路舗装工事につきましては、２月28日に全工程が完了し、３月10日に竣工検査を予定しております。

町道中央台１号線道路改良舗装工事につきましては、２月３日に全工程が完了し、同月10日に竣工検査を行いました。

次に学校教育課です。

12月18日、令和６年広野町子ども議会を午前の部、午後の部とし、各６名の子ども議員により開催しました。本議会は、社会の問題を自分事として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成するとともに、広野中学校生徒の夢のある幅広い意見・要望等を町勢進展の参考とすることを目的に実施しました。

子ども議会は、昨年に引き続き７回目の開催となり、広野中学校３年生が、３年間取り組んできた「ふるさと創造学」の集大成として、地域について学んできたことを通して気づいた、町づくりについての課題や問題点を、子ども議員として意見を発表する貴重な実践学習の場となりました。子ども議員からは、生活インフラの整備、自然・文化・観光資源の情報発信、町民同士や来訪者との交流イベント企画による町の活性化、健康サポート・子育て支援・特産品の広報活動などを通した町の魅力の発信など、町民の安全や生活上の利便性の向上、移住政策の推進、人口増加対策などの多岐に渡る課題について真剣に向き合っていました。

６月29日から２月16日まで、町営学習塾を８回実施しました。大学生延べ25名、広野中学校及びふたば未来学園中学校生徒延べ112名が参加し、大学生との交流をしながら、基礎学力の向上や自身の進路実現を見据えて一生懸命学習に取り組みました。

次に生涯学習課です。

12月21日と１月25日の２回にわたり、ふるさと創生大学において、「広野町の戊申戦争」と題して、いわき地域学会代表幹事、夏井芳徳先生による講義を実施しました。27名の受講者の下、広野町をはじめ、浜通りでの戊辰戦争の実態について学びました。

12月26日、広野町青少年健全育成町民会議、青少年健全育成事業として「書道教室」を開催し、小学１年生から中学２年生までの９名の参加者は、新年の干支や季節に合わせた題目で、書初めの練習に取り組みました。

１月12日、「令和７年はたちを祝う会」を執り行い、齋藤裕喜衆議院議員、星北斗参議院議員、橋本徹福島県議会議員、佐々木恵寿福島県議会議員、渡邉正俊広野町議会議長をはじめ、多数のご来賓が見守る中、二十歳の門出を祝いました。25名が出席し、晴れやかな表情の中にも成人としての決意を胸に、新たな一歩を踏み出しました。

２月19日、広野小学校で「ひろの元気教室」の閉校式を行いました。小学４年生から６年生までの児童14名が、多目的教室や体育館などを使用して、体験学習を通し、社会性や自主性、創造性を育むことを目的に、昨年５月から10か月間にわたり、計60回実施し、体験活動やスポーツ教室に取り組みました。

３月１日、ふるさと創生大学において「心疾患の発症機構と先進治療」と題し、東京大学医学部附属病院医学博士、瀧本英樹先生による講座を実施し、17名の受講者の下、心筋梗塞や心不全など心疾患の原因や予防方法について学びました。講義終了後は修了式を執り行い、受講生に修了証書を授与しました。令和６年度においては、「郷土の歴史」と「先進医療の研究」をテーマとして、９講座、12回の講義を実施し、延べ230名が受講しました。

さて、本定例会にご提案申し上げる案件は、条例案件８件、補正予算案件５件、令和７年度当初予算案件６件、その他案件４件、合計23件であります。慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、経過報告といたします。

以上でございます。

○監査委員報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員　鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君）　監査報告を行います。

監査につきましては、北郷監査委員と共に実施しました。

例月現金出納検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、令和６年11月

分を12月19日、令和６年12月分を令和７年１月21日、令和７年１月分を２月19日に実施いたしました。

検査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は、各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、異常はなかったと認めます。

次に、定期監査につきましては、地方自治法第199条第４項の規定に基づき、令和７年２月12日、13日、14日の３日間、総務課、復興企画課、学校教育課、生涯学習課、出納室、議会事務局を対象に実施いたしました。

監査の結果については、お手元に配付しました資料のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められます。

なお、改善を要すると思われた事項については、担当課長に指導いたしました。

以上、監査報告を終わります。

○委員会報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、委員会報告を議題といたします。

各常任委員会における調査について、委員長より報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長、５番、西内玄太議員、登壇を許します。

５番、西内玄太議員。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、総務文教常任委員会の報告を行います。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長、６番、北郷伯弘議員、登壇を許します。

６番、北郷伯弘議員。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○６番（北郷伯弘君）　おはようございます。

産業厚生常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。

以上で委員会報告を終わります。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第１日目の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

３月８日から９日まで休会であります。３月10日、午前９時から会期４日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午前１０時２６分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　高　木　光　雄

署名議員　　西　内　玄　太

第 1 回 定 例 町 議 会

(第　2　号)

令和７年第１回広野町議会定例会会議録（第４日）

令和７年３月１０日（月曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智	君
副町長	杉浦孝幸	君
教育長	根本良政	君
参事兼総務課長 兼復興企画課長	飯島洋一	君
復興企画課長補佐	久保田隆之	君
産業振興課長	黒田泰将	君
建設課長	松本周次	君
参事兼 環境防災課長	遠藤義宏	君
健康福祉課長	佐藤尚文	君
参事兼 こども家庭課長	坂本淳	君
参事兼 町民税務課長	猪狩裕一	君
会計管理者兼 出納室長	北郷智恵子	君
教育次長兼 学校教育課長	加賀博行	君

生涯学習課長兼 公　民　館　長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	鯨	岡	公	一	君

○本会議に出席した事務局職員

参　事　兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第１回広野町議会定例会第４日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

６番　北　郷　伯　弘　君

７番　遠　藤　　浩　君

を指名いたします。

○一般質問

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、一般質問を行います。

一般質問は、質問事項ごとに一問一答方式で行います。

◇　渡　邉　忠　義　君

○議長（渡邉正俊君）　通告順に従い、一般質問を許可いたします。

２番、渡邉忠義君、一般質問席に移動してください。

渡邉忠義君。

〔２番　渡邉忠義君登壇〕

○２番（渡邉忠義君）　おはようございます。通告に従い、一般質問したいところなのですが、まず１点ちょっとお話ということで、今日は10日という日だったものですから、子供たちの児童生徒の挨拶の日でありました。そして、子供たちと一緒に挨拶したことによって非常に心が和んだというようなこともあります。我々議員も一生懸命ここでやらなくてはいけないなというふうに思ったところであります。

それでは、早速ですが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず初めに、福島再生加速化交付金に伴う農業水利保全管理と農業用ため池管理の整備事業等の取組についてお伺いしたいと思います。まず、この事業は農山村地域復興基盤総合整備事業で、南山地区を含む65.2ヘクタールを基盤整備されたようですが、南山水利組合長並びに組合員の話を聞いたところ、現在、地区の水田活用には、水稲と繁殖牛経営農家の牧草が栽培されているとのことでした。今後、高齢化

に伴い牧草の栽培をやめ、水田に戻したら必要な水が不足するとのことです。現在の水源地は、浅見川の砂防堰堤から1.5キロの用水路を通じて水田に引いているとのこと。また、もう１か所については県道35号線沿いにあるため池から取水しているとのことです。

現在の用水路の状況は、砂防堰堤から引いている用水路の頭上には落石した石が散乱し、今にも落ちそうな箇所が何か所もあり、作業に支障を来しているとのこと。また、もう一方のため池取水口は、過去に採石場や肥育場の工事が重なり土砂が崩れ、水路が詰まってしまったところもあり、水田に引く水量が少ないとのことでした。これまで水利組合は町に要望書や現場を確認していただきましたが、何の回答もないという状況とのことでした。

そこで町長に伺います。町民の方から要望や電話などで相談があった場合に、職員にどのような指導を行っているのか伺います。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君に申し上げます。

質問事項２番まであるので、（２）まで質問をお願いします。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、（２）、福島再生加速化交付金事業に伴う農業水利保全管理と農業用ため池管理の整備事業等に取り組む意思がありますか。町長の見解を伺います。

以上です。すみませんでした。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　２番、渡邉忠義議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、町民からの要望や電話などで相談があった場合に、職員にどのような指導を行っているのか伺いますについてであります。

課長等会議を通し、報告、連絡、相談の大切さを注意喚起しております。町民からの要望や相談があった場合は、適切に対応するよう課長を通じて指導し、課ごと、あるいは階層別に職員と懇談を行い、仕事上の悩みを聞き取り、よりよい職務バランス体制の構築に努めております。財団法人ふくしま自治研修センターにおいて、町民の理解、協力の下、課題に対処するため、職務年数、階級などの段階に応じて毎年約20名の職員が研修を受講し、職員の資質向上、人材教育に取り組んでいます。

ご質問の１番目の２点目、福島再生加速化交付金に伴う農業水利保全管理と農業用ため池管理の整備事業等に取り組む意思がありますかについてであります。これまで町では、営農再開に向けて、福島再生加速化事業により、農道除草、ため池の堆積土砂の除去などに取り組んできました。現在の当町の状況については、営農再開率が85％となっており、福島再生加速化事業は営農再開を目的としていることから、活用は困難な状況となっています。

水路の保全管理については、各水利組合等により管理されているものと受け止めています。現在、各水利組合へ交付している日本型直接支払推進交付金を活用して、水路、ため池の軽微な補修を行うことが可能です。

また、今回の水路、ため池については、事業規模にもよりますが、補助事業の活用及び受益者の負担も含め検討してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。ただいまの内容等で分かったわけでありますが、これまでも職員に対する町長の体制は、町長のご意見として、適切に懇談や悩み事も聞きながら進めているというお話があったわけでありますけれども、それでその成果かどうかはちょっと分からないのですが、こういうことがあったのです。これは、広野町地方創生街づくり推進協議会設立準備会の総会が昨年の６月の21日に開催されたとなっているのですけれども、６月21日はちょうど私の71歳の誕生日の日なものだから、よくこれ覚えていたものですから。それで、その会議のいろいろ内容を見ると、コミュニティー創出やら、地区防災計画というふうな中身のようでありますが、それで先日２月の28日に地区防災の事前打合せがあったのです。そのところにちょうど参加者が26名おったのです。そのところに、私も参加したのですが、５名の役場職員がいたのです。それで、私は、ましてや夜の６時からですから、だからこれは今町長が言ったあれがだんだんと影響してきて、いいのかなというふうに思ったのですが、そしてまたさらに各グループに分かれて、いわゆるグループワークショップを行ったのです。それで、ワークショップをやっていろいろ話を取りまとめて、その中に役場職員の皆さんが積極的に出て、その取りまとめた内容を発表していただいたというところがあったのです。私もＯＢとしても大変頼もしさやら、これからの期待感を感じたなというふうに思ったところだったのです。少なくてもこれ課長補佐以下の方だったのですけれども、課長は誰もいなかったのですが、ただその課長はちょっと防災に関してあんまり関心なさそうな感じもしたのですが、そこで結局今大変電話なんかも、今この社会通念上、どこの会社も民間も自治体も同じなのでしょうけれども、自分の名前を名のって、そして返答しているのです。これはもう大体職員全員がなっているなというふうには私も感じて、ああ、これはいいことだなというふうに思ってはいるのです。

それで、たまたまこういう町民の方から相談的なお電話があって、町長、それで結局どなたか出て、ではその担当者につなぎますと言って担当者がいればいいのですけれども、たまたまいなくて、その方がメモを取ってその担当者に渡す。そしたら、その担当者も、もう常々慣れているのであれば、そのメモを見れば、いついつ頃までこの内容についてはご返事します、それでよろしいでしょうかというふうな一つの伺うような感じでまた町民に報連相して、またお電話してということで、この問題についてはちょっと時間的にかかるものですから、このくらいの幅をいただいて、そして

またご返事しますと。そのときに責任を持って、私はこういう名前です、間違いなく私が説明させていただきますからというくらいの言葉出したら、さらにまた町長、私はいいなと、こう感じたところなのです。そういうところ、町長、どうなのでしょう。ちょっと細かい話ししたのですけれども、それをやっぱり継続的にやっていくということが俺は本当大事なような気もするのですが、町長はどう思いますか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの職員においての電話等対応についてお答えしたいと思います。

町民の方からの電話、また直接フロントで、課で受けること、日々の中でそれをメモ等、口頭での場合、また資料をもっての説明の場合というように、まずその今報連相という、報告と、そして報告があってからの相談業務というふうに、やはりまずしっかりと町民の声を課の中で、まずこのラインの課長、課長補佐というふうにその情報を上に上げていく、必要に応じてですね、そういった判断も求められますし、そういった対応をまずきめ細かにすることが大事であるということがまず第１点捉えております。そのことにおいては、日々の中で公務に対するいわゆる職員としての心構えというものが大事であると、階層級別にも大事であるということにおきましては、庁舎内、そしてまた庁舎外においてその学びというものをきちっと捉えて、そしてそれをきちっと求めに対して対応できるような、そういった体制をしいていくことにおいて、先ほど答弁で申し上げましたように課長等会議等々、そして様々な情報共有の会議等々において共有しながら、きめ細かに丁寧に対応することを心がけるということを大事に捉えているところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございます。何せこれも一つの教育の一環ですから、教育は３倍かかるといいますけれども、このくらい長い期間かかってようやくいろんなもののよさが出てくるということでありますので、今が一番大事でありますので、それを継続的に今後そういうことをやっていけば職員の皆さんの意識が変わったなという町民の見方に変わろうかと私は信じておりますので、どうぞこれを継続してやっていただきたいなと思っているところであります。

それで、次の２番については、今いろいろとお話をいただいたわけでありますけれども、何かこの事業の進め方として、ここは基盤整備を行った。それで、聞くところによると、基盤整備はやりますけれども、それ以外のところについては、予算外なので、これはできませんということでお断りされたというお話もあったのです。ということは、事業計画というのは、普通は取水口から水を引っ張らなかったら水田はできないわけでしょう、理論的に。だから、そういうところも全部含めて基盤整備をしていくのだという姿勢なら分かるのですけれども、事業名だけで、いや、ここの部分は私の事業でないからできません、それでは逆の言い方をすれば、それならなぜこんなところ基盤整備したのだと言いたくなります。そういうことを全てなくすためには、事前の協議をしながら、ここのときはどうなのだ、そのときの協議の仕方もどうだったのでしょう。基盤整備だけの人たち

と地権者の間でやってしまったのか、そこに役場が入って、役場としてはこれでよろしいでしょうかどうなのだというふうなことを聞きながらやっていくのが一つの事業計画だと思うのです。何かどうもこの事業を見ると、ただ基盤整備を先行しただけであって、あとのことは全然ノータッチの状況だということだから、私がたまたま行って聞いたのですけれども、私もＯＢだから、正直なところ、こういうの聞きたくないのです、本当は。でも、現実は現実だから、それは受け止めなくてはならなくて、今回の質問でさせてもらったのですが、そういう箇所がちょっと見受けられるので、これをどういうふうに町長としてはそういうことのないような事前協議をしたらいいか、ちょっと町長にお伺いしたいですが。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの基盤整備事業についてお答えしたいと思います。

今般のほ場整備事業においては、昭和の時代に30ヘクタールから、今般70ヘクタールに及ぶほ場整備事業を長期間にわたり取組に当たりました。このほ場整備事業でありますが、大震災から止まった営農を再開することを目的として、国の支援の下で、10分の10ということで、まず広野町と南相馬市からこれはスタートいたしたものであります。県の農業事務所、県の事務所、相双事務所と常に連絡を取って、県の下で国の支援を工事いただきながら取り組んできたところであります。その際に、今おただしのように水利から水の排出までトータル的に捉えるべきではないかという話は、これまで組合の方からお話をいただいていることをしっかりと捉えております。補完工事が今終えるに当たり、まだ続いているところでありますが、おただしをいただいております、町内においては幾か所の水利の確保が厳しい状況があるということを受け止めております。この件については、先ほどの１点目のご質問いただきましたように、水利権者の方としっかりと情報共有してお答えはいたしているものの、その展望というものには至っていない。この現実、現況において、この現場において私も出向いて状況を確認をして、そして国県補助金、そして町の水利の工事、そして土地改良区の改修というように、昭和、平成、令和とこれまで取り組んできた経緯の下に、その水利、水路を確保することによってほ場整備がしっかりと生きていくという体制を講じていかなければならないと捉えているものでございます。つきましては、この基盤整備のほ場整備の事業から水利の機能をしっかりと果たすことができるその取組に着手をしていくと、捉えていくということを今受け止めているところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　実は、私もあの取水砂防堰堤のところまで組合員の方と一緒に行ったのです。そうしますと、私が考えたのは、昔からずっと続いている水路の維持管理、でも昔の人と今の人たちの仕事が全くもう今は変わってしまっているわけです。昔は、肉体労働をやっているので、昼も夜もなくみんなどんどん、どんどんやってしまうという時代もあったのだけれども、今はもうそう

いう肉体労働もない時代に入ってきて、でも水路の形、その傾斜の位置、みんな同じなわけです。私もぞっとしたのだけれども、あそこは急傾斜になっているから、落ちてきた石がもう、自分たちの水路あるのだけれども、その上の前にもごろごろ石があるのです。そのところに今若い人たちが、肉体労働的にもやらない人たちがやるような力というか、そういう考え方ももう変わってはいるわけです。だから、なるべくそういうところは避けたほうがいいということだけれども、でも現実はそれを避けられるわけにはならないので、そういうところも踏まえて町としても現場を今後、これからは農地はやっぱり残さなくてはならないし、そういうことを踏まえていけば、そういうところもやっぱり慎重に組合員さんの話を聞いて、どういうやり方ならいいのだということを膝を交えてお話をしていくということが一番私は間違いのない今後のやり方につながっていくのかなということでありますので、どうも今行政側と町民の人たちのギャップというのはちょっとずれが私はあるような気もするのです。だから、積極的にやっぱり町の中に行って、予算も伴うことですから、一概にはそれ言いませんけれども、大体いつ頃までがこんな感じかなと、思いも残しながらも相談を受けてあげるということがやっぱり町の職員の姿勢ということで私はちょっと感じたなと思うのです。そのところ、町長も今後そういうところも含んでご指導をお願いしたいし、また副町長も何とか職員の指導を、今の現状を分かっていただいて、よろしくお願いをしたいなというふうに思うところであります。それでは、この問題につきましては終わらさせていただきます。

続きまして、第２問、広野町地域おこし協力隊の公募についてでございますが、広野町の地域おこし協力隊員について伺います。地域外の人材を積極的に活用し、地域力の維持及び魅力ある地域づくりを推進するために、令和７年度から広野町で２名の地域おこし協力隊員を採用すると広野町のホームページに書いてありました。公募要項を見ると、隊員は１年から３年の間、広野町に住み、地域産品の生産、加工、開発に関する活動に取り組んだり、都市部からの移住、交流促進に関する活動に取り組んだりするとのことです。また、隊員は、そのような地域協力活動を行うとともに、自らの移住生活の情報発信、地域活動への積極的な参加、協力隊員同士の連携、協働活動、そして隊員としての任期終了後の定住、なりわいづくりに向けた生活基盤の構築を行うものと書いてありました。広野町のように隊員が行う活動がある程度規定されている場合、隊員が自ら主体的に活動を進めるための時間はどのように確保されているのでしょうか。町長の見解を伺います。

次、（２）として、地域おこし協力隊を採用するに当たって、採用後の活動内容について各課での情報共有をどのように行っているのか、また地域住民に対しては地域おこし協力隊の制度などをどのように説明するのか伺います。

続きまして、３番に、町では地域おこし協力隊を卒業された方のその後の活動についてどのように把握しているのか伺います。

この３点、よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目の１点目、広野町のように地域おこし協力隊が行う活動がある程度規定されている場合、隊員自ら主体的に活動を進めるための時間はどのように確保されているのでしょうかについてであります。

令和７年度広野町地域おこし協力隊公募につきましては、募集段階から具体的な活動内容を定めるミッション型を採用し、地域産品の生産、加工、開発などに関する活動を行う隊員１名、都市部からの移住、交流促進に関する活動を行う隊員１名の募集を行っています。隊員自ら主体的に活動を進めるための時間の確保につきましては、隊員の活動実績やヒアリング等を踏まえ、活動計画を柔軟に対応し、隊員自身が円滑に地域に根差した活動が行われるよう努めてまいります。

ご質問の２番目の２点目、採用後の活動内容について各課での情報共有をどのように行っているのか、また地域住民に対しては地域おこし協力隊の制度等をどのように説明するのか伺いますについてであります。地域おこし協力隊の活動内容につきましては、各課が連携を密にし、隊員の活動計画や進捗、課題について、定時的に会議や報告会を開催し、情報共有を図ってまいります。地域住民に対しては、広報ひろのや町ホームページ、ソーシャルメディアなどの複数の媒体を通じて隊員の活動内容等の情報発信を行ってまいります。

ご質問の２番目の３点目、町では地域おこし協力隊を卒業された方のその後の活動についてどのように把握しているのか伺いますについてであります。これまでの広野町地域おこし協力隊を卒業された隊員は、平成31年４月に福島県と共同で委嘱した１名です。当該隊員のその後の活動につきましては、担当部署において定期的な情報交換を通じて把握するとともに、広野町移住定住ポータルサイト「ＨＩＲＯＮＯ　ＳＴＹＬＥ」などを通じて、卒業生が関わる地域活動や事業の情報を収集し、町内外へ情報発信を行っています。福島県においても、卒業後に起業や定住をする隊員には、各種支援制度の案内や関係機関との連携により活動状況を把握しています。さらに、県内でのＯＢ、ＯＧによるネットワークを活用し、交流会や情報共有の場を設けて卒業生同士のつながりを促進しています。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　懇切丁寧なご回答ありがとうございます。これまでも１名の方がおったということなのですが、広野的にはなかなかこの事業はなじまないと申しましたら、ここは不交付団体だったので、こういう協力隊員の国からの受入れはできなかったと。総務課長が「今年は受入れできるようになったんですよ、交付税で」と総務課長は喜んでおったのです。そんなところで、私も、ああ、これはよかったなというふうな思いの中だから、今回ちょっと質問させてもらったところな

のです。というのは、総務省で言っているのは、地域おこし協力隊推進要綱の趣旨を見ると、いわゆる人口減少や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら地域力の維持強化にも資する取組であり、有効な方策と考えている。このようなことを踏まえ、積極的に推進を図るものだということなのです。まさに我が町も少子高齢化という時代の中で、こういった他の土地の方から定住をしていただくという運動はしているようでありますが、なかなか来れない。しかしながら、今回こういった事業で応募したらばどうなったというの、私もそれは分からないのですが、今後の楽しみとしておきますが、そんなところで、こんな情報があったのです。地域おこし協力隊の設置状況。これ福島県の７年１月１日現在ということで、これを見ますと県も市町村も取り組んでいる。市町村で取り組んでいるところに276名が来ている。そして、県とやっているというのは２名で、全部で278名の方が協力隊員として今現在事業を行っているというふうなところであります。ちなみに、双葉郡の状況を見ますと、上からいくと、葛尾村が16名、浪江町が８名、川内村が５名、富岡町が１名、隣の楢葉町が22名、計52名の方が協力隊員として来て活動をしていただいているという状況のようであります。そのときに、今いろいろと町の応募要項を見た場合に、主な活動内容にア、イ、ウ、いろいろいっぱいあるのですが、ただそれが、この人たちは３年間は国の補助があるか分からないけれども、４年目以降はもう起業しろということで何にも出てこないということなのです。これは本当に厳しい事業だなというような気もするのです。でも、町もこれをやっていきたいということで今回公募したわけなのですけれども、この中に一つの活動エリアというのが出ているのですけれども、これ広野町内全域ということなのですが、ただ米印に、活動内容を遂行したら福島県内外を活動することもありますよと出ているのです。これがやっぱり、広野だけで置いたのでは、それは育たないと思うのです。やっぱり隣町はもう22人もいるわけだから、それで活動しているわけだから、そういうところの情報を取ってくるとか、あとは県外とかの情報を取ってくるという時間もいっぱい与えてあげないと、３年後、４年後、これを卒業した後の起業というところの考え方が出てこないと思うのです。だから、広野ばかりで固執して、もう町の仕事だけ、これだけでいくというのではなくて、やっぱり全体的を見てこういう人たちにはやってもらうということが俺は一番大事だなというふうに感じたところなのです。そういうところも今後進める中ではそういう在り方を持ってほしいなというふうに思っているのです。ここにもその他に出ているように、任用に当たっては、詳細な活動内容については別途協議する。別途協議となっているから、これを何でかんで全てやらなければならないということもあろうかと思いますけれども、この別途協議というところで弾力的にそういう人たちが動かれるような範囲をつくっていかなければならないし、今後、また来年も募集に当たってはそういう人を見て来るわけだから、今回の人のことをよく見てあげて、そしてよりよい町に定住していただくというような姿勢の中で、そして我々の肩代わりをしながら一生懸命取り組んでもらうということの考えを前段に持っておかなければならないような気もするのです、町長。そ

ういうことでしょう、町長。私もそのようなことで伺った気もするのですけれども。

それで、さっきも言ったのですが、定住率というの大体70％ってかなり大きいよね、これ。すぐ戻ってしまうということではなくて。それで、起業するというのは50％くらい起業する。ただ、あとは町に就職というのが40％くらいいますよというふうなことの内容なのです。それで、意外と、今回これは企画のほうで受けるような感じに公募しているようなのですけれども、それを町長、何も企画の仕事ではないよね、これ。これは町全体を催す仕事にしてもらわなければどうにもならないわけだから、そのときに各課が何か知らん顔していたのでもちょっといかがなものかなと思うのです。だから、先ほども説明ありましたけれども、やっぱりこの事業をきちっと把握してもらって、認識してもらって、そういう人を受け入れるということをやっぱり職員全員がそういう姿勢が必要のような気がするのです。そうすれば来た人も安心できるだろうし、私はそう思うことなのです。

それと、さっきも言ったように３年しかいないので、早く地域に貢献をしたいということなのですが、ただ地域的には、３年くらいでは、そんなよそ者が来て何おまえできるのだというのが町民の言い分なわけで、こういったトラブルはかなりあるみたいなのです。だから、そこでどこが助けてくれるのだ、こういう人たちを。町長。万が一そういうふうになって心を病んで、そして来れなくなってしまった事例もあるでしょう。こういう事例も。こういうことを二度とやっぱり繰り返してはいけないと思います。こういうことを、前のことを踏まえて今回は受入れしていくという姿勢を持てなかったらまた同じようなことになるのであって、だからやっぱりもう受け入れる心が本当に広野町の住民の皆さんもそういうことを思って受入れしてくれるかどうか、そのところをやっぱり、我々は広野から出たことないので、こんな気持ちは分からないので、ここで仕事したわけではないから。でも、来た人はどういう思いして来てくれているのかなということをやっぱりここに昔からいる人たち、我々もそう、みんながそういう受け入れる心というのを町民の皆さんにやっぱり知ってもらうということが俺はこれは大事な事業のような気がするのです。本当は私はこれ重点事業かなと思ったら、ちょっと違ったものだから、俺は本来なら重点事業だと思います、これは。そんなところで、この広野町の町民の皆さんがもっと受け入れられるような感覚を持っていくのにはどうしたらいいのだということをやっぱり職員みんなで何か考えてやっていくときではないのでしょうか。だって、同じ仕事、今まで行政がやっていた仕事を一般の町民の方にお手伝いしてもらうわけだから、そのときに我々の姿勢が同じような姿勢ではうまくないわけでしょう、やっぱり。そこを、町長、何とか考えてもらわないとうまくないです。

それで、今いる方は、町のチラシなんかも出ているゲストハウスなんて言って今やっていくということ、今準備段階だと言っているようなのですが、町長先ほど支援制度も町はやっていますということなのですが、ちなみにこの方、何か町民に聞くと、町の町営住宅に入居しているのだという話なのですが、これもやっぱり一つの支援制度の中で、入っているという解釈でよろしいのか、ちょっと町長にお伺いしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいま卒業なされた方が引き続き町内で活動なされている支援の在り方についてお答えしたいと思います。

現在、公益的な支援事業というものを一つ卒業された方は受け止めておられます。もう一つは、町の事業に参画をされておられます。そして、お住まいは町内の住宅を受け止めていただいております。このことにつきましては、ただいまご指南いただいておりますように、まずこの地元、外からの方が活動できる、いわゆる今移住、定住の時代を地方創生から受け止めている。これは、被災地にとどまらず全国において捉えられている現況にあります。まず、その取組においては庁舎内の各課等々が受け入れていくという時代をまずしっかりと認識して受け止める。そのことにおいて取り組む事案、事象を情報共有をしながら、その推移というものをしっかり横軸で情報共有を受け止めていく、そういった今ご指南いただいている受け入れていくという体制の中において、そのご本人、方々との情報共有というものをしっかりと捉えて、その方のニーズにしっかりと耳を傾け、対応でき得るサポートというものをいたしているというところであります。つきましては、その支援というものも、住まいの支援、そういったことも含めて活動ができ得る体制に当たっているというところで今おります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。体制は分かったのですが、今私言ったのは町営住宅に入居しているか、していないかと聞いただけであって、しているというのであれば、今後もこういう来る人についても同じ町営住宅に入居してもらうのだという姿勢で解釈してよろしいということですか。ということは、この報酬もなかなか、税込みでも18万円くらいになってしまうのかな、月。その中で住宅、普通民間の住宅だともっと高いですから、これ。取られた中で、そして混沌として財布の中で活動してもらうのもなんなので、やっぱり町の住宅あたりにご入居させてもらえれば、もっとその方はうれしいかというふうに思いますので、これは支援制度ということで私は受け止めましたので、そういうことでこれからもよろしくお願いをしたいと思います。

それで、ちょっと私の友達も、これ今回募集したか何だか分からないのですけれども、今度はこんな形で、これ2171といったら、これ大学の何かの広告か何かしたのか、それでこの方は今広島から広野まで、いろいろお祭りとか何かのとき来るのです。それで、なぜ来るのだと言ったら、この人はインターンシップで大学２年のときからこの広野のよさを魅了したということみたいなのです。それで、大学卒業後は広野町に移住したいということを報告しているのです、ここで。それで、ここが私はやられたなと思ったのは、町民がほかの町を羨ましがっていて、広野町の魅力がないがしろにされている。広野町には何にもない。何で広野町がよいの。ほかの町のほうがいいのではないのとよく言われるということを彼女は聞いているのです、これ。そういうことを何か報告したみたいなのですが、私も今朝、先ほども前段に話したのですが、町民の方とも話したら、現実は何か

よそ者扱い、何ぼになってもよそ者扱いなのだと、こういうふうな意見が出るのです。だから、町全体が、これは行政ばかりということでは成り立ちませんので、こういうことをやっぱり自覚しながら、やっぱり我々もこういう人たちを受入れする、歓待する気持ちを本当に、こういう方が来てもらっているということの受け止め方を町民の方にどう知らしめたらいいか、どう分かっていただくかということが私的にも悩む部分があるのですけれども、でもこうやって人がこれからだんだん減って、子供たちもいなくなってくる時代を踏まえれば、誰に頼るといったって、こんな定住していただくという方がいる、ましてや若い人だといったら、これは最高なことでしょう、町長。こういうところを、こういう方が万が一来たという、そしてこの方は広島なのだけれども、自費で来たというのです。電車賃なら５万円くらいかかります、往復。それをバスで来ればその半分くらいか何だか分かりませんけれども、それかけてもここの広野町に来て住みたいという思いの方もいる。こういう人はやっぱり大事にしないと。町長。これほろってしまったら何言われるか分からないよ、町長。せめて、これは町長だけの問題でないから、これみんなに分かってもらうという、これが、この事業がそれだと思う。町民の人たちが、みんなが分かっていただけると。越してきたのだと、それをみんなで歓待していけるような心構えがあれば、私は今回質問したかいがあったかなと思っておりますので、今後ともまた職員の皆さんもよろしくお願いをしたいと思います。

私の発表はこれで終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで２番、渡邉忠義君の一般質問を終わります。

◇　遠　藤　　浩　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、７番、遠藤浩君、一般質問席に移動してください。

７番、遠藤浩君。

〔７番　遠藤　浩君登壇〕

○７番（遠藤　浩君）　おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問事項の１点目、町長の第３期町政について質問いたします。１点目、町政の１年目、継承の年とし、創生のパイオニアとなるべく、確かな創生への町づくりの創出へ向け開拓することとしていました。具体的な成果を伺います。

２つ目、町政の２年目、草創の年とし、廃炉事業をはじめとした地域経済のさらなる発展を図るとしておりました。具体的な成果を伺います。

３つ目、町政の３年目、創出の年とし、福島国際研究教育機構と連動した復興人材の育成を掲げておりました。具体的な成果を伺います。

４点目、町政の４年目、漸進の年とし、ふるさとの歴史、伝統、文化を継承、医療福祉、教育の

充実、地域経済のさらなる発展を掲げております。これまでの３年間でも取り組んできたことですが、過去の取組と何が違うのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　７番、遠藤浩議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、町政の１年目、継承の年として、創生のパイオニアとなるべく、確かな創生への町づくりの創出へ向け開拓するとしていました。具体的な成果を伺いますについてであります。

令和４年は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった一年であり、終息の兆しが見えない状況の中で、約4,000人を対象にオミクロン株対応ワクチン、２価ワクチンの接種を実施しました。

教育、文化の分野では、令和４年４月、町の歴史文化の継承、世代、地域を超えて相互交流が生まれる拠点、新しい文化活動の場となる広野町文化交流施設「ひろの未来館」を開館しました。

医療、福祉の分野では、町民の方々が住み慣れた地域でより長い生活を送れること、高齢者に優しい町づくりを目標に掲げ、この地域が抱えている医療、介護、福祉の様々な課題に対し迅速かつ適切に対応するため、同年３月に、ときわ会グループと地域包括ケアシステム構築等に関する協定、同年５月には、障害のある子供たちから高齢者まで全ての町民の生活向上につながる環境づくりを進めるため、社会福祉法人友愛会と福祉のまちづくり構築等に関する協定を締結しました。

広野駅周辺整備事業では、同年６月に町の玄関口に当たる広野駅に隣接する未来のかけ橋、同年９月には広野駅構内にエレベーターが完成し、広野駅を中心とする地域のバリアフリー化がさらに図られました。

同年10月には、新型コロナウイルス等の影響で４年ぶりとなる第25回ひろの童謡まつりを開催するとともに、童謡の里づくりのまち交流協定を結んでいる兵庫県たつの市と共に、童謡の文化のより一層の振興を目的とした日本一の童謡の里づくりのまちを目指す共同声明を発表しました。

環境においては、令和３年３月に宣言しました広野町ゼロカーボンシティ宣言に基づき、地域の新しいエネルギーとして再生可能エネルギーを位置づけ、ゼロカーボンシティに向けた到達目標や基本方針を整理するため、令和４年３月に広野町ゼロカーボンビジョンを策定しました。

同年９月には、先人が築き上げた歴史、伝統、文化を継承し、童謡が生まれた美しい里山、田園を渡る風、清らかな水を未来につなぐため、環境基本条例を制定しました。

移住、定住においては、同年７月、全国的な少子高齢化、地方における過疎化、東日本大震災及び原子力災害による人口減少に対応するため、広野町移住定住「共生のまちづくり」促進プランを策定しました。

ご質問の１番目の２点目、町政２年目の草創の年として、廃炉事業をはじめとした地域経済のさ

らなる発展を図るとしていました。具体的な成果を伺いますについてであります。令和５年５月、特産品振興及び販路拡大、観光資源の利活用から交流人口増加につなげ、地域経済の発展と住民相互の友好交流を促進することを目的として、岩手県葛巻町と広野町との特産品振興及び観光に関する協定を締結しました。

同年７月、広野町復興計画に掲げる基本理念、目的を達成するため、復興事業のシンボルに位置づけている広野駅東側第２期開発地区の宅地造成事業が完了し、全47区画の新たな住宅用地、広野駅東ニュータウンが完成しました。

同年９月、人的、物的資源を有効に活用し、災害対策や観光資源、高齢者支援や地域の安心、安全等に関して連携することで地域活性化及び住民サービスの向上を図るため、広野町とヤマト運輸株式会社において包括連携協定を締結しました。

同月、福島国際研究教育機構Ｆ―ＲＥＩと町、町内の団体や企業関係者が参加し、震災、原発事故からの復興創生に向け、座談会がひろの未来館で開催されました。復旧から再生、第２期復興・創生期間を刻み、復興、創生へと希望に満ちた未来社会の創造、被災地復興の展望に向けて、緊急時避難準備区域が解除された９月30日を広野町復興創生の日と制定しました。

平成30年の童謡のまち宣言、令和４年の兵庫県たつの市との日本一の童謡の里づくりのまち共同声明を経て、10月５日をひろの童謡の日として新たに記念日登録を行いました。

ご質問の１番目の３点目、町政の３年目、創出の年として、福島国際研究教育機構と連動した復興人材の育成を掲げておりました。具体的な成果を伺いますについてであります。同年１月、広野町とパナソニックホームズ株式会社との地方創生の実現に向けた町の魅力向上と付加価値創出による移住定住の促進に関する連携協力協定を締結しました。協定に基づき、広野町地方創生街づくり推進協議会設立準備会を立ち上げ、官民一体で町の魅力向上と移住定住促進に向けた取組を行っています。

同月、広野駅東側産業団地に進出するため、立地や事業推進、雇用創出に向けた広野町と株式会社二光製作所との連携協力基本協定が締結されました。

令和６年７月下旬から８月上旬にかけて全国高等学校総合体育大会（インターハイ）男子サッカー競技がＪヴィレッジを中心に開催され、全国52チームの選手やスタッフ、多くの観客の皆様にお越しいただきました。

自然豊かな里山のある情景から生まれた童謡「とんぼのめがね」、その舞台となった町の米農家が豊かな土壌と清らかな水で丹精込めて育てた特別栽培米を「とんぼのめがめ米」と名づけました。広野産特別栽培米のブランド化を図るとともに、ふるさと納税制度を活用して全国に東北に春を告げるまち広野をＰＲしています。

同年10月、広野町学校給食調理場建設工事に着手しました。新たな調理場は、最新の衛生管理基準に基づいたドライシステムの導入、保護者や地域の住民の方々も食育に参画できる地域の食育拠

点として令和７年10月完成を予定しています。

福島国際研究教育機構、Ｆ―ＲＥＩとの連携については、東京大学アイソトープ総合センターとの協定により、広野町文化交流施設「ひろの未来館」に拠点となるサテライトオフィスを開設し、福島国際研究教育機構、Ｆ―ＲＥＩの研究テーマ「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」として、アルファ線核種を活用したがん治療薬研究推進へ協力、対応しています。創薬の開発研究から実用化に向けた臨床、その後の創薬製造へつなげるため、広域連携により取り組んでいきます。

平成29年５月から早稲田大学との協力協定に基づき、ふくしま浜通り未来創造リサーチセンターが開設され、世代、地域、分野を超えて福島の復興と廃炉について考えるふくしま学（楽）会、１Ｆ地域塾、福島再生塾、連携、協働し、復興人材育成に取り組んでいます。

ご質問の１番目の４点目、町政の４年目、漸進の年として、ふるさとの歴史、伝統、文化を継承し、医療福祉、教育の充実、地域経済のさらなる発展を掲げております。これまでの３年間でも取り組んできたことですが、過去の取組と何が違うのか伺いますについてであります。本年につきましては、第六次広野町町勢振興計画の策定、広野町地球温暖化対策実行計画に係る講演会の実施、福島県司法書士会との災害時における被災者相談業務の実施に関する協定を締結するとともに、ふるさとの歴史、伝統、文化の継承を念頭に、令和７年ふるさと福島広野会、第36回巨木を語ろう全国フォーラム福島・広野大会、第35回広野町民号、広野町町制施行85周年記念式典、定時的なイベント等を実施していきます。

町事業は、最上位計画である第五次町勢振興計画後期基本計画を基に、同計画で掲げる広野町の将来像「子どもの歓声とともに　新たな時代を拓くまち広野」を目指し、第二期広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略、第三次広野町教育ビジョン等の各計画に基づき事業を執行しています。

過去の取組と何が違うかという点につきましては、震災から復興、創生を成し遂げるには多くの課題が伴い、福島県町村会、双葉地方町村会、町等における要望活動を通して関係機関と連携を図り、課題解決に向けた取組は中長期的な時間も要することから、これまでの事業を継続させ、確実に完成に導くことで未来をつくってまいります。

町は、東日本大震災並びに原子力災害による全町避難を余儀なくされてから、町民一人一人が納得して帰還するＥａｒｌｙ　Ｒｅｔｕｒｎ　ｔｏ　Ｈａｐｐｙ　Ｒｅｔｕｒｎ、幸せな帰町、尊厳ある帰還、移住を捉え、除染による環境回復、放射線による健康不安の払拭、災害に強い町づくりを念頭としたインフラの復旧、整備、商業施設や医療福祉施設の整備、広野こども園、ふたば未来学園中高一貫校をはじめとする教育環境の体制整備等、生活環境を一つ一つ確立し、９割の帰還を成し得ました。廃炉、復興関係事業者や県内外の他市町村からの移住者を受け入れ、約6,000人の新しい時代の防災に強い「安全・安心な共生のまちづくり」に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。答弁いただきましたので、３点ほど再質問したいと思います。

まず、継承の年については、次の世代、また人に受け継ぐとして、町内での再エネ、分散型のエネルギー事業、スマートコミュニティー構築に関わる事業、こういったもの、町が目指す方向性をきちんと示されました。これは本当に共感いたしますし、評価しております。

そこで、再質問の１点目なのですが、草創の年について答弁いただきました。地域経済のさらなる発展を図るためには、町単独では限界があります。近隣町村との連携と地域経済が発展する仕組みづくり、これこそが重要だと感じておりますが、町長は今後町が近隣町村とどのように関わり、地域経済の発展、これを目指すべきとお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　草創の年からの広域的な地域連携についてお答えしたいと思います。

まず、広野町は双葉地方の一町をなす町であります。また、このエネルギーを担ってきた町であります。双葉８町村と双葉町村会において、しっかりとその町、村が展望していく道筋において、共に共同歩調を合わせ、そして廃炉という事業の完結に向けて共に歩んでいく、その体制をしっかりと構築をしていくということであります。伴いまして、浜通り12市町村、被災12市町村においては、双葉地方から相馬地方等において構成されておりまして、この12市町村並びに福島イノベーション・コースト構想は15市町村で構成されています。いわき市から新地町であります。そういった国の制度設計において展望していく、いわゆるこれからの福島イノベ構想でテストフィールドと連動していく、そして新たな展望に向けてＦ―ＲＥＩが躍動していくことにおいては、これは浜通りを、福島県はもとより、会津・中・浜通り、まず浜通りの連携というものが極めて大事であると。この需給体制のサプライチェーンの形成について成し得ていくことは、廃炉の事業に向けても重要な基盤となるわけでありますので、双葉８町の連携の下に企業間の連携というものが極めて大事であるということにおいて、廃炉事業である電力事業者と広野町の電力事業者と、そして新たな参画をするベンチャー企業、そしてスタートアップ企業、そういった企業等々の受入れ、連携というものをしっかりと構築していくことが極めて大事であると。このことにおいては、各双葉８か町村においても同様でありまして、今双葉８町が復興に向かっていく展望においては、今復興道半ばという厳しい状況の中において、各自治体がその目標に向かって今一生懸命頑張っている、その展望に向けて力の連携というものをしっかりと大切に捉えていくということでおります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。やはり浜通り、こういったところを含めた中での連携、これから大変必要になってくるかと思います。しっかりそこはお願いしたいと思いますけれども、次に再質問の２点目です。創出の年について答弁いただきました。東日本大震災、また原発事故から復興を成し遂げる中で、廃炉期間が30年から40年かかると言われております。当町を含む

この双葉郡の持続可能な地域づくり、これを担う復興人材の育成、こちら大変重要であると、また必要不可欠であるというふうに考えております。町は、被災地を広く理解していただき、復興に関わるきっかけとなるふくしま学（楽）会、これを開催してきました。様々なステークホルダーと共にこの福島が抱える問題というもの、これについて共に話し合って、そういった場を提供してきたというふうに考えております。この取組、ぜひ継続していただきたいというふうに思いますけれども、一方で東日本大震災、また原発事故から14年が経過する中、いまだに町外に避難をされている方々、こういった方々を含む町全体の未来を話し合えるような場というもの、こういったものをしっかり町もつくり、提供していくということが今後大事な取組になってくるのではないかというふうに考えております。こういった町全体での協議する場というもの、こういったものの必要性について町長のお考えを伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　復興人材に関してのおただしにお答えしたいと思います。

２つありまして、１つ目でありますが、まず復興人材という捉えは非常に包括的で、漠としていると、私はこのようにまず受け止めているのですが、１つは双葉地方の教育委員会で形成する教育長会議、その会において、義務教育における、そしてふるさと創造学という学びを双葉教育委員会の教育会においてそれをしっかりと捉えている。このことは、いわゆるふるさとを見詰めるということ、その目を養うこと、それはふるさとの誇り、伝統を各自治体の子供たちがしっかりと受け止める、避難で厳しい状況にありますけれども、そしてそのことにおいて課題解決するための地元に対する活動というものを、地元の特産品等々において様々な事案、事象について興味を示したことを論ずると。そして、それをまとめていくと。そして、そのことを次に発表していくと。中学校の生活の中で捉えていくという、小学校から中学校の集大成として捉えていくという取組の展望に当たっていると。ふたば中高一貫校の県立高校の立ち位置は、これはふるさと創造、探究という、いわゆる探究をする。先ほど課題解決ということを申し上げましたが、いわゆる社会に向けて自分たちが何を、このふるさとに向けて課題を展望していくのかということについて、今度は県内、県外に向けて、かつ加えて世界に向けて発表していくという取組を探究活動の中で捉えているということであります。このことは、小中高という教育システム、プログラムの中において学びや、そして様々な県内外から来られている生徒さんと一緒に双葉地方の、ここ休校している、継承する高校において、これを継続していく、このことの大切さというのは、この広野をはじめとする双葉地方の子供たちにとって、ふるさとを愛する心とふるさとに向かっていくという、課題に向かって展望していくということを広く教示する取組であるということをまず一つ捉えるものでございます。

もう一つは、復興知によって各市と町、村が様々に大学研究機関等々で研究活動をしております。当初は復興知はなかったのです。まず初めに広野町として捉えていたのは、地元の高等教育機関との連携、そして出会いをいただいた大学機関との連携、そのことを取り組むことにおいて、そうい

った支援を講じていただきたいということをスタートラインから国に申し出ておりまして、復興知というものが生まれた。復興知は、今また第２期から第３期において、これは継続しなければならない極めて大事な取組であるということを申し伝えているのは、やはりいわゆる廃炉に向かっていくこの地域において、子供たち、これから社会に出ていく若人に向けてしっかりとその展望というものを、さきの１番もそうですけれども、いわゆる地域の復興に資する人材育成につながっていくというプログラムだと受け止めているものでございます。具体的に今お話をいただきました東京都の大学において、これは１Ｆ、この地域塾というのは、いわゆる相手方はふたば未来中高一貫校であると。再生塾というのは富岡町であると。これから広げて展望していくという話は伺っております。ついては、各町それぞれに今大学機関で個別に研究をしているところでありますけれども、しっかりとその研究が、いわゆるその地域、地域の復興に根差したところにおいて、関わる方々が広く復興に向かっていく、そしてそのことが復興人材を資することにつながるということを念頭として捉えてまいりました。ということにおいて、この復興人材についてしっかりと継続、継承していくということが極めて重要であると。

２点目でありますが、避難されている方との展望についてでありますけれども、これは議員おただしをいただいている際に、広野町の避難されている方が広野小学校で再開授業を行いました。そのとき実行委員長をやられたと私は受け止めております。あの取組は、一番最初、避難された方々がやはりふるさとに帰ってくるというタイミングをつくられた活動だったのです。これはとても有益なことで、その書籍もまとめて記録書として部屋に保管を今させていただいております。こういったかかる願い、問題、課題に向けて活動して取り組んでいくということは極めて大事なことであって、それはあくまでも避難されている子供たちも含まれ、避難されている町民の方もおられる。震災から十有余年が過ぎていく中において、例えばアカデミーの子供たちも３期生がこちらに来て子供たちを支援してくれたという動きがありました。そういったこれまでの動きをしっかりと温めて、そして動ける、その動いていく必要性がある。大事なものを残して継続していくという取組を捉えていくことは極めて大事なことであろうというふうに念頭するものであります。ですので、避難されている方々との住民説明会も10年目のときに開催をいわき市でいたしました。つきましては、ただいまの避難されている方々、子供を取り巻く環境の方々の交流というものについて検討していきたいと考えます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。ぜひ検討していただいて、年々に町内復興に向けて進んでいますので、そういった姿をしっかり見てもらうということも必要かなというふうに思います。

最後に、質問の３点目です。漸進の年について答弁いただきました。第３期町政では、１年目の継承の年、次世代に受け継ぐ、こういった事業、２年目には草創の年とし、新しく物事を始める事

業、３年目には創出の年として新しいものをつくり出すという事業、各年掲げて施策を講じてこられましたけれども、４年目の今期、順を追ってだんだんに進むとする漸進、先ほど答弁にもありました。こんなこともありまして、なかなかそういった事業できなかったというところもあったかと思います。これまでの各年のテーマからしますと、この漸進の年、ある意味、町事業がちょっと停滞しているのではないかというような意見もございます。そういう声がある中ではありますけれども、この第３期町政の総合的な評価といいますか、町長どのように捉えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　４年目の漸進の年を踏まえて、町政３期目の評価をどのように捉えているかについてお答えしたいと思います。

まず初めに、簡潔に申し上げたいと思いますが、行政は当然ご承知のとおり４月から３月までが年度の単位であります。年において目標となる言葉を捉えていくに際しては、課長等会議において皆さんにお諮りをして、そして今年であれば漸進の年というこの言葉を選んでいただいたということで、つくっていただいたということであります。一言、これは丁寧に進めるという意味でさんずいの「漸」ということで、以前にも前進という言葉を使ったことがありましたが、丁寧に一つ一つ積み上げるということであります。この取組において、今申し上げました第六次の振興計画から、そして様々な計画、それで実行に当たっていくという捉えをしているところであります。

第３期目に当たっての町長自身の評価についてでありますが、震災から十有余年、今14年を間もなく明日迎える運びとなります。明日は献花式を迎える運びとなります。その際、常に念頭としますのは、この復興というものの展望をしっかりと責務を持って対応するという、この年次念頭とするところで取り組んできたものであります。復興において、復旧から再生、再生から創生へと今言葉を受け止めていただいているところにおいて、帰還を成し得て、そして新たなこの町内における生活の営みの展望というものを今捉えているところでございます。しかしながら、どの町とも同じように復興道半ばにあるということであります。計画をしてできたこともありますし、できなかったこともあります。そして、足らないところ、これが求められているということについてもよく承知をしております。そういったことにおいて、今この与えられた責務については、令和７年度に向かうに当たりまして、誠心誠意全力を尽くしてその責務を果たしていくという思いに立っております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。町長には引き続き全力で町の復興のかじ取りをお願いして、１問目の質問に関しては終わります。

次に、質問事項の２点目です。行政職員の離職について質問いたします。町長の町政期中、課長

職等、職員が定年を前に数名離職されております。そこで、以下伺います。

１点目、知識や経験を持つ職員が離職することは、施策立案のプロセス継承や若手職員の育成が滞るばかりか、福祉施策が低下し、町民に不利益を及ぼす問題と捉えておりますが、行政職員の離職に対する町長の考えを伺います。

２点目、公務員離れが騒がれる昨今、職員離職の防止に取り組む重要性、これについて町長の考えを伺います。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問２番目の１点目、行政職員の離職に対する町長の考えを伺いますについてであります。

退職事由としては、一身上の都合によるものであり、退職届の提出された際には個別に幾度となく面談する機会を設け慰留に努めましたが、ご本人のご意思により退職する結果となっています。行政経験が長く、多くの知見を有する課長職職員が定年前に退職することは町行政にとって損失であり、残念なことであると捉えています。

ご質問の２番目の２点目、離職防止に取り組む重要性について町長の考えを伺いますについてであります。総務省が実施する地方公務員の退職状況等調査では、令和４年度の離職者数は13万9,159人であり、令和３年度と比較して7.3％増加しています。特に自己都合による普通退職者数は４万6,103人で、令和３年度と比較して12.7％増加している現況にあり、地方公務員の退職者が年々増加傾向にある結果となっています。

離職防止の取組につきましては、働きやすい職場環境整備を目的として、毎年度、町長と職員との意見交換会を階層別級に行うとともに、職員の創意工夫による提案を推奨し、業務改善の推進と町民のサービスの向上を図ることを目的として職員提案制度、職員の健康面を考慮し、人間ドック制度を導入しています。さらに、人事院勧告の完全実施、現職における在職年数や適性、人事異動に関する希望について自己申告票制度を設け、異動に反映する取組を行っています。働きやすい職場環境をつくることは、職員のモチベーション向上につながると捉えており、有給休暇、男性育児休暇の取得促進など、柔軟な働き方ができる職場環境整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　答弁いただきましたので、２点ほど再質問させていただきます。

１点目ですけれども、先ほど町長の答弁にもありました。これ広野町の職員に限らず、この地域においてはこの双葉郡の行政職員の方々、1,000年に１度とされる災害、原子力事故に直面しまして、メンタルやモチベーション、こういったものを保つのに限界を感じながら今日まで復興を目的

に業務を遂行されてきたと。本当に頭が下がる思いなのですが、当然そうした中でも、つらいときも町民に笑顔で接し、時には理不尽なことも経験されてきたと思います。この町の発展を願う者として、町民を見てしっかり仕事をしていただいている、こういった行政職員の方々、行政マンが一つの節目となる定年前に離職してしまうということ、これは本当に重く受け止めなければならないことかなというふうに考えております。くどいようですけれども、こうした状況が、これ広野だけではないですけれども、状況が続くようであれば、必ずやっぱりそういった中で町行政の衰退、あるいは町民福祉の低下というものが必ず招かれる、そういった要因になろうかというふうに考えております。

そこで、町長は、こういった行政職員が定年前に離職をしてしまうという中において、要因として要は一番の要因は何だというふうに捉えているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　職員の方が定年前に離職される方のその要因についてお答えしたいと思います。

まず、今現在は60歳の定年の制度がもう既に65歳まで延長されている時代を迎えています。かつ加えて週休２日制も見直しが図られるような社会に昨今なっております。東日本大震災に際して、復旧から再生、創生というのは非常に厳しい道のりでありました。つきましては、求めていく福祉の向上、そして町政進展、そこに復興という、地方自治の枠の中に、定められている大きなその枠の中に復興という大きな責務が求められてきたということについては、やはりまず大事なのは職場の体制であるというふうに受け止めています。10年来、令和３年で10年なのですけれども、令和４年まで職員体制をできる限り引っ張ってまいりました。応援職員ですね。400人を超えているのです、広野町で。400名を超えています。国の職員の方がもうこれ以上はというところで手を下げ、そして市の職員の方が令和４年度に際して２名の方が終えんとなりました。ついては、やはりまず私は職場環境のことを今申し上げているところでありまして、まず職場環境というものをしっかりと今町で定められているのは91名ですので、今非常に厳しい状況にあります。復興、広野町の展望があと有余年で一つの形になっていきます。この間踏ん張っていって、そして人口規模に見合う町体制というものを確立をするということを念頭としてきたものでございます。今おただしの途中でお辞めになる方々においては、それは一身上の都合ということで、ご本人の人生の展望でございますから、私がそれについて言及する立場には届かないところにおりますけれども、ただそうして目標を立てて、願いを受けて取り組んできた、その道のりにおいて、私は心からの敬意と感謝の念を持って、そして自治体を離れてからも広野町において展望していただきたいと、そして幸せなふるさとでの生活というものの営みをしっかりと受け止めて歩んでいただくことを心から念願しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。一身上の都合というところで、そうはいっても、記憶にある限りでは、健康を理由にお辞めになった方は少なかったかなというふうに感じております。先ほど町長が答弁されまして、今定年のほうも65歳まで延ばすことができ……定年ではないですね。勤める範囲の中で65歳まで勤務することができるというところの話になってきますので、そういった中で長くこういった行政の中でしっかり町に貢献できる、そういった期間を確保していただきたいなというふうに思います。

それに関連するわけではないのですが、最後、２問目の質問ですけれども、町長ふだんから職員の方としっかりコミュニケーションを取っていただいているとは思いますけれども、行政職員に対する町長のマネジメントといいますか、マネジメントの重要性、こういったものを町長自身どういうふうに捉えられているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　職員に向けてのマネジメントについてお答えしたいと思います。

ただいま答弁で申し上げましたように、日々の業務をするに当たり、まず私は民間から来た人間でありまして、私は組織論を念頭としてこの時間を刻んできたものでございました。行政は法令、条例に取組をなされておりまして、職員お一人お一人が求められる責務というのは、極めて選ばれた方々であって、広く住民自治に当たって重い責務を受け止めておられるということであります。そのことにおいて、私は、町民の声というものをまずしっかりと正面に受け止めていくという立ち位置にあることについて、町民の声と、そして職員の方々がしっかりと正面に受け止めて、その受け止めたことについて、職務、公務を通してそれが履行でき得る、そういった業務上の展望というものを大切にしていくことをまず捉えているものでございます。そのためには、ただいま申し上げたように意見交換をする、これは社会福祉協議会も一緒なのです。意見交換をする、そして年に１度は屈託のない手弁当で食事会をすると。食事をすると。交流すると。そして、自らのその思い、職務提案制度、いわゆる何を求め、何をしたいのかという自らの考えというものをしっかりと業務に反映させるということはとても大事だと。トータルクオリティーコントロール、ＴＱＣの目標というものを念頭とするものであった今年は漸進の年という、その捉えというものを町民の方と共に共有でき得る、そういった在り方というものを大切にしたいと常々思っているところであります。申すまでもなく健康あってのことですから、当初は非常に健康状況が広野は悪かった状況にありました。今は県平均を上回っております。働き方改革の時代を迎えて、休暇が取れて、そして自ら自分が自分の思う人生の歩みを矜持でき得るような、そういった生活体制というものを確立、展望していきたいと、そのように思っているものであります。休暇取得は10日を過ぎ、しっかりと有給を消化して、納得をした上において週末等々この歩みができるような、そういった事業展望、形態にあっていきたいと。そのことについては、事業の見直しというもの、開催の在り方の見直しという

もの、そういったものについては、平成29年は震災から６年目でありましたが、そのときから考えつつ、かついわゆる財源の安定財源、健全財政というものを念頭としながら、この新たな展望、新たな体制整備というものを念頭としながら捉えてきてからの受け止め方であります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。町づくりの成果、こういったものを上げるために行政マンをしっかりマネジメントしていただいて、復興の未来に町民の皆さんを牽引していただきたいと、そのことをお願いしまして、２問目については終わります。

次に、質問事項の３点目ですけれども、子供たちの視力低下について質問いたします。文部科学省の学校保健統計調査で、児童生徒の裸眼視力1.0未満の割合は、調査開始の昭和54年から小中学校で過去最高を更新したと報告しております。そこで、以下伺います。

１点目、小中学生の裸眼視力1.0未満の割合について伺います。

２点目、ＩＣＴ機器の利用による視力への影響について伺います。

３点目、学校内で実施している視力回復につながる取組について伺います。教育長にお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　教育長、答弁。

登壇を許します。

〔教育長　根本良政君登壇〕

○教育長（根本良政君）　ご質問の３番目の１点目、小中学生の裸眼視力1.0未満の割合についてであります。

文部科学省は、学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的として、学校保健統計調査を昭和23年度より毎年実施しています。視力については、昭和54年度から調査が開始されており、今年度の結果は、全国では、小学校が36.9％、中学校が60.6％、広野小学校は50％、広野中学校は38.8％となっています。福島県では、小学校41.1％、中学校64.2％となっています。広野小学校は、全国、県と比べて1.0未満の割合が多く、前年度比19.7ポイント上昇しています。広野中学校は、全国、県の割合を下回って、7.3ポイント減少しています。

ご質問の３番目の２点目、ＩＣＴ機器の利用による視力への影響についてであります。学校教育においてＩＣＴ機器活用が促進され、子供たちが教室でタブレット端末等を利用する機会が増えています。しかし、広野小中学校でのタブレット端末の使用は、学びの質や効率の向上を図るために、児童生徒の発達段階に応じてＩＣＴ機器の効果的な活用を各教科での指導計画に位置づけて使用しております。視力の低下を引き起こす大きな要因とは捉えていません。

家庭でのタブレット端末を使用する際には、30分使用したら15分休むと。使用する際の正しい姿勢として、目とタブレット等との距離を30センチ以上離すよう指導しています。

令和４年度第４回定例会において、デジタル端末と脳の発達の関係について、東北大学、川島隆太教授の「最新研究が明らかにした衝撃の事実・スマホが脳を「破壊」する」を利用し、インターネットの利用時間は１時間以下が望ましいことに触れました。動画やゲームにスマートフォン等を使用する場合については、使用時間を１時間以下とし、睡眠時間をしっかり確保するよう、家庭と協力し、改めて指導していきます。

ご質問の３番目の３点目、学校内で実施している視力回復につなげる取組についてでありますが、毎年10月10日の目の愛護デーに合わせて保健だよりや掲示物に児童生徒の視力低下を予防するための特集を掲載し、児童生徒へ呼びかけています。教職員に対しては、タブレット端末使用時の休息や正しい姿勢などについての指導啓発資料を作成し、目の健康を守るための方法、屋外活動の推奨など、視力低下予防に資する取組を児童生徒に指導しています。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。小学生の割合、高いなという印象を受けました。学校でのＩＣＴ機器というよりは、恐らく家庭でのそういったタブレットあるいはスマホ、あとはゲームですか、こういったところがやっぱり要因なのかなというふうに思います。全国的、校内で見てもやっぱり小学生部分ちょっと高いなというふうに思います。ただ、今教育長の答弁聞いていた中では、しっかり学校のほうでもその要因等については把握していて、対策も取っているというところで安心しました。

そういった視力回復について、ちょっと１点だけあれなのですけれども、取組としてそういった保健だよりですとか、当然これ家庭にもそういった周知といいますか、しなければいけないというのは分かるのですけれども、いろいろとそういった子供たちの視力がいい学校って割と山沿いにあったり、海沿い、景色がいいところの学校が取り組んでいるのが、授業の合間での目を休めるという、そういった中では３分、５分ですか、遠くを見て、子供たちも集中しながら相手を見ると。そういった中で大分回復の傾向が見れていますというのもありました。当然そういった講習等の中では学校のほうでも把握しているかと思いますけれども、小学校、特に学校の位置がいい場所にありますので、そういったような取組もされてはいかがかなと思いますけれども、ちょっとまだ時間ありますので、教育長の一言をお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　教育長、答弁。

○教育長（根本良政君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

いろんなデータを調べても要因ははっきりしていないのです。遺伝の問題もあるでしょうし、それから今社会は全て目を通して情報を獲得するような、そういう社会システムになっております。ですから、今遠藤議員がご質問されているように、子供を含めて視力を回復させる手だては何かないかということで、どの機関においても継続して調査しているところであります。その中で一番際

だっているのが、２時間以上運動をすると、バイオレットライトを浴びるという、このことが非常に効果的だという資料もあります。実質中学校の生徒の割合で、外で２時間以上毎日活動している生徒が含まれる中学校の視力については低い状態があります。ですから、小学校から中学校まで運動を勧めるような、そういうことも進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。しっかり子供たちの健康を守っていただいて、これは当然町民のその後の健康というものにつながっていきますので、そこをしっかりお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで７番、遠藤浩君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時42分であります。これから10時55分まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時55分まで休憩いたします。

（午前１０時４２分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５５分）

◇　高　木　光　雄　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、３番、高木光雄君、一般質問席に移動してください。

３番、高木光雄君。

〔３番　高木光雄君登壇〕

○３番（高木光雄君）　それでは、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

質問事項１、事業執行における基本的事項の確認。質問の相手、町長。質問の要旨、広野町行政機構改革検討委員会より2024年10月末、町長へ機構改革提言書が提出されました。それに基づいて2025年４月より新しい組織体制で事業執行をスタートします。職員の横断的な連携を密に行い、町民の要望へ応えられるよう大いに期待しているところです。

事業も例年実施しているものや、新しく企画しているものもあります。事務及び事業を効率的に実施するため、発注者服務規律マニュアル等に準じて業務委託や工事入札等を実行されていると思います。そこで、町の事業執行における基本的事項確認とその実績等について質問いたします。

（１）、発注において単独と共同企業体の種別根拠について伺います。

（２）、入札方式には、一般入札、指名競争入札、総合評価落札方式等がありますが、町では指名競争入札を主体的に取り入れておりますが、その理由を伺います。

（３）、工事品質低下や協力会社支払いへの影響などの懸念から、他自治体では最低制限価格制度を導入されておりますが、当町では設けていません。このことをどのように捉えているか伺います。

（４）、令和５年度、令和６年度の当初予算において業務委託件数及び予定価格総額を伺います。そのうち健康福祉課、総務課、こども家庭課の件数及び金額を伺います。

（５）、令和５年度と令和６年度に入札執行契約された発注種別（工事及び委託）総件数と総額を伺います。そのうち建設課と学校教育課の件数及び金額を伺います。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　３番、高木光雄議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、発注において単独と共同企業体の種別根拠を伺いますについてであります。

発注において単独と共同企業体の種別根拠につきましては、広野町建設工事に係る共同企業体取扱要綱第６条に基づき、工事の規模、内容、金額等を勘案し、大規模な建築工事や用地造成工事など、特に必要と認める工事について共同企業体に発注しています。

ご質問の１番目の２点目、入札方式には、一般競争入札、指名競争入札、総合評価落札方式などがありますが、町では指名競争入札を主体的に取り入れておりますが、その理由を伺いますについてであります。一般競争入札は、入札手続が厳格かつ複雑であり、そのため業務量も多く、さらに不良、不適格業者の参入のおそれがあり、真に契約履行能力がある者が落札するという保証はないため、確実な契約の履行がなされないおそれがあることなど、短所が指摘されています。一般競争入札の在り方から町発注の公共工事の発注に関しては、地方自治法施行令第167条の２及び広野町財務規則第125条の規定に該当する随意契約をする場合を除き、同法第167条の規定に基づき指名競争入札方式により執行しています。

ご質問の１番目の３点目、工事品質低下や協力会社支払いへの影響などの懸念から、他自治体では最低制限価格制度を導入しておりますが、当町では設けていません。このことをどのように捉えているか伺いますについてであります。工事等の請負契約を競争入札により締結する場合において、当該契約の内容に適した履行を確保するため、特に必要があると認められるときは、あらかじめ落札価格に最低制限価格を設けることができます。現状において指名競争入札方式を採用しており、契約の内容に適した履行を確保する工事などの請負契約の案件が認められないため、最低制限価格

制度は導入しておりません。

ご質問の１番目の４点目、令和５年度、令和６年度の当初予算において業務委託件数及び予定価格総額を伺います。そのうち健康福祉課、総務課、こども家庭課の件数及び金額を伺いますについてであります。令和５年度の業務委託件数は311件、予定価格総額は12億5,333万8,719円です。そのうち、健康福祉課の業務委託件数は24件、予定価格総額が１億791万9,332円、総務課の業務委託件数は52件、予定価格総額は8,968万2,994円、こども家庭課の業務委託件数は８件、予定価格総額は887万8,790円です。

令和６年度の業務委託件数は321件、予定価格総額は11億7,900万2,520円です。そのうち、健康福祉課の業務委託件数は26件、予定価格総額が１億5,392万5,756円、総務課の業務委託件数は60件、予定価格総額は１億2,129万9,222円、こども家庭課の業務委託件数は８件、予定価格総額は1,366万6,160円です。

ご質問の１番目の５点目、令和５年度と６年度に入札執行契約された発注種別（工事及び委託）総件数と総額を伺います。そのうち建設課と学校教育課の件数及び金額を伺いますについてであります。令和５年度、工事に係る入札執行件数は35件、契約総額は４億909万3,190円です。そのうち、建設課の入札執行件数は16件、契約総額は１億7,666万7,700円、学校教育課の入札執行件数は６件、契約総額は1,327万7,000円です。令和５年度、委託に係る入札執行件数は47件、契約総額は６億4,331万4,034円です。そのうち、建設課の入札執行件数は20件、契約総額は１億5,177万8,000円、学校教育課の入札執行件数は６件、契約総額は3,344万円です。

令和６年度工事に係る入札執行件数は40件、契約総額は10億7,653万2,600円です。そのうち、建設課の入札執行件数は16件、契約総額は１億6,689万5,300円、学校教育課の入札執行件数は９件、契約総額は６億4,980万6,300円です。令和６年度、委託に係る入札執行件数は45件、契約総額は５億1,724万4,200円です。そのうち、建設課の入札執行件数は17件、契約総額は１億6,022万8,200円、学校教育課の入札執行件数は４件、契約金額総額は680万9,000円です。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　どうも詳細ありがとうございました。まず、最初の（１）番について、ちょっと何点か質問させていただきます。

今、共同企業体、それから単独に関しては、金額とか工事の内容等ではなくて、町のいろんな基準に基づいてやっていますという答えでした。私もここ議員になって１年となるのですが、あと町のいろんな工事関係も見てきました。そんな中で、こういった共同企業体になる、あるいはならないに関して、金額に制限があるとか、何かそういったこともちょっと聞かれたことがあったので、今回そういう質問をさせていただいたけれども、基本的には金額的な、例えば１億円ですとか、そういうことはないということを確認させてもらいました。

それから、私がちょっと気になっていたのは、共同企業体といいますと、大体町のほうでは地元会社と、それからこの双葉郡、あるいはいわき市も含めて、相馬郡も含めて共同企業体にしますけれども、この共同企業体を組むのも、今地元からすると本当に共同企業体いいのかなということも私実は思ったことがありまして、それは共同企業体というのはあくまでも、例えば１億円の仕事であれば、共同企業体ですから、スポンサーが何割、あとサブのほうが１社あれば、あるいは２社であればという割合があるのですけれども、やはり地元の会社は、利益が出ればいいのですけれども、出なければその割合で赤字を負担しなければならないというのも事実です。それから、地元の建設会社というのは社員もそんなにいないのです。だけれども、やっぱり共同企業体になると、これは社員を出さなければならない、基本的には割合で。そうすると、なかなか地元の会社には、特に利益が出ないような工事に関しては、社員だけ出して、それで結果的に赤字になれば赤字負担したということになるので、その辺もよく考えて、そういう共同企業体を出すときにはちょっと考えてもらったほうがいいかなと思うのですけれども、町長、どう思いますか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　企業体、ＪＶの捉え方についてお答えしたいと思います。

今ご案内いただいているように、企業体を構成するということは、その構成よって工事の履行に際する品質管理の取りまとめと工事管理からの利益の確保、報告書、取りまとめる、その人を出して、それを求められるということであります。私が平成27年度から担務しているＪＶは16件あります。企業体ではなくて、いわゆる一般競争入札、指名競争入札、今答弁で申しましたように法令定義に従って指名競争入札に今ありますけれども、地元といいますか、指名競争入札ででき得るものであるならば、工事の技術、求められるものが履行されるのであれば、それは共同企業体を構成するのではなくて、一般競争入札という単体で捉えていくということは、工事の捉え方からして機能的、有効的であるというふうに、発注するに当たっては捉えているものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。共同企業体は今金額的にも上限はないということだったのですけれども、やっぱり物価版とかいろいろ上がっていますから、やっぱりその辺は地元でもできるというものであれば地元がいいのかなというふうにちょっと思いますので、よろしくお願いします。

それから、２点目なのですけれども、２点目に関しては、基本的には町のほうでは指名競争入札ということかとは思うのですけれども、私ずっとここ、例えば令和６年度、６年度分ではなくて、去年ちょっとずっと見てみたときに、総合評価落札方式を採用していたのが復興企画課さんで３件か４件ありまして、ただそこでちょっと気になったのが、そういう評価方式を取ったのですけれども、３件のうち２件が１者しか申込みなかった。それから、もう１件は２者しか申し込まなかったという、そういうのがちょっと見受けられたのです。総合評価落札方式を採用するのは、いろいろな会社からいろんなアイデアとか、あるいは金額もそうでしょうし、あるいは技術力等々、町がき

ちっといろんな会社に競争してもらって、それで初めて総合評価方式というのが効果が出ると思うのです。それで、見たら去年はちょっと１者か２者しかなかったので、その辺を現実的に町長はどういうふうに捉えたのかなということをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　総合評価方式の運営に当たってお答えしたいと思います。

競争原理を働かせて、そして品質を高めることにおいて、会社の今何社ということはちょっとお答えできませんけれども、しっかりとその目的が履行でき得る体制であらなければならないということを確認するものであります。確認をして対応したいと、こう考えるものでございます。総合評価方式の定義に従って参入する企業等々がその目的に従って参加でき得る、その体制を確認をするということで捉えたいというふうに捉えるものであります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　あと、先ほどと同じようなことになるかもしれないのですけれども、この入札方式に関しては、確かに県のほうでも指名競争に関しては二千何年かに談合事件等があって、それから大体一般競争になったのですけれども、またそれではちょっと不具合が生じるということで、部分的にまた指名競争をやっているところもあるのですけれども、やっぱり指名競争は、確かに町としてはいろいろ地元の建設会社とか、あるいは建設会社だけではなくて企業にもやってもらいたいということで、これは分かるのですけれども、ただこういう指名ばかりしていると、やっぱり職員は簡単ですよね、やりやすいです。だけれども、やっぱりそういったなれ合いというものがある程度生じてくると、品質とか、それから施工管理とか、あるいは甲乙のところをなれ合いになってしまって、工期の厳守とか、設計変更とか、そういったものがちょっとおろそかになるのかなということも考えられるので、その辺はきちんといろいろ職員同士、あるいは関連課間で連絡し合って、一緒に連携を密にしてやっているとは思いますけれども、今後、今デジタル化が進んでいて、電子入札等もいろいろ進んできていると思うのです。そうなると指名ではなくて、もしかしたら一般競争というものも入ってくると思うのですけれども、その辺は町長どういうお考えをしておられますか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　指名競争入札の在り方についてお答えをしたいと思います。

公共団体の発注においては、公平であり、そして経済的であることが求められているということであります。そこに一般競争入札と指名競争入札制度等があるということにおいて、私も、例えば企業ですとコンソェルンを組んで本社機能のサイトが、契約部門が１か所でやる、そういったことをよく熟知しております。今、行政の市と、県の下で市と町、村。町、村においてどこまで契約が対応でき得るかということを考えてきたものであります。いわゆる参入する企業が多くなると業務量が増大する、そして厳格さを求められる、そして結果は当然ながら履行される、求める結果も受

け止めていくことにおいて、しからば指名競争入札一体でそれでいいのかということについては、ただいま一般質問をいただきまして重く受け止め、令和７年度において、一般競争入札並びに指名競争入札並びに最低価格制度の導入というのを今いただいております。については、最低価格導入と、そして一般競争入札も含めて検討して、そして対応していきたいと、このように考えるものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。これは、その次の（３）の最低制限価格制度と同じような今町長話しされた。これはやはり品質とかそういう確保的なこともあるので、やっぱり一般競争入札、それから最低制限価格制度というのは大体付き物というか、そういうふうになっているので、そこはきちっと検討してやってもらいたいというふうに思います。

先ほどの（３）のところで、先ほどの最低制限価格制度のところなのですけれども、これちょっと気になったこと、ここ何年かですか、ちょっと気になったのが見ていたらありまして、令和６年、去年まで契約した工事で入札率が70％以下のものが４件ありました。１件は50％を切っていまして、令和５年度には入札率が70％以下のものが７件、そのうち一番低いのは27％と。これは別に建設関係の工事ではないのですけれども、電気関係の。ただ、こういったやはり予定価格があって、町は公表していますよね。予定価格を公表しています。それに対して70％あるいは50％を切るというのは、やはり本当に品質上大丈夫なのかとか、本当に造ったはいいけれども、すぐに不具合が出てくるのではないのかなというような、やはり心配があると思うのです。その辺に関しては、町長、これは実績なので、その辺はどういうふうに、そういう案件が、工事がありましたということに関してはどういうふうに捉えていますか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　最低価格制度導入を取り入れていない状況において、ただいまの落札率が５割を切るという数値は、これは品質管理上適正なのかということを非常に危惧するものでございます。通常、工事、業務委託等々の落札率は９割を超えていると受け止めております。これも行政上の積算ソフト等々が捉えられてきてからのこととして、やはり適正な入札において入札が執り行われることが前提であるというふうに受け止めるものでございます。いわゆる競争原理の中で一般管理部門と、利益の純利益までいくに際して、直接工事と間接工事との利益率、これは明確に出てきますので、その中において、この工事をすることによって企業においては社会的な役割を果たすという大きな使命があるわけですので、そういった入札を通してしっかりと社会に還元でき得るその工事体制というものがあらなければならないと捉えることにおいて、重ねてでありますが、最低価格制度というものを捉えて検討していきたいと、このように考えていくものであります。これまでがなかったということではなく、可能性があるという法的な根拠の下に、可能性があることについては、それはしっかりと捉えていくというふうに受け止めるものであります。ただいま電子入札制

度の話がありますが、そういった時代を今迎えておりますので、ついてはその適正な在り方というものを捉えていきたいと考えるものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　この最低制限価格制度に関しては、これは令和６年の３月に国土交通省不動産・建設経済局建設業課で発表しているのですけれども、最低制限価格制度を導入している全国の町村平均は約41％、福島県全体では約50％、福島県浜通り地区13市町村では４町村で、双葉郡８町村では富岡町さんと浪江町の２町が採用しているということなので、先ほど町長も、ほかがやっているから、この町ということでは意味がないと思うのですけれども、これに関してはいろんな意味でやっぱり検討は私はしたほうがいいのかなというふうに思いますので、ただやっぱりさっき落札率を大分低く取るというのは、やはりその会社が、広野町さんに貢献したいのだということでやる企業もあるかもしれないので、一律にこれが駄目だというわけではないのですけれども、その辺も含んで、いろいろ仕事を出すときに考えてもらいたいと思いますし、あとちょっと付け加えるとすれば、さっき予定価格の話をちょっとしましたけれども、これに関してはいろいろの、これは建設会社も大体いろんな、町でやっているいろいろ積算ソフトありますけれども、それと同じようなものもほとんど今社会化されて、もう町が100と言ったら100くらい出せるような制度のものがあると思うのです。ですから、私は落札率どうのは言いません。これはみんな各企業が努力していることですから。ただ、町でもその予定価格というものが本当にきちっとした積算根拠に基づいて、その仕事に合ったものになっているのかどうかというのは、きちんと精査してもらいたいというふうに思います。

それから、続いて（４）番の、先ほど令和５、６年度の業務委託件数、それから予定価格を聞いて、今いろいろ調べてもらって発表してもらったのですけれども、ちょっと１つだけ教えてもらいたいのですけれども、件数は分かりました。それで、町ではこの予算を執行しています。発注します。それで、町全体として１年間に支払っている業者というのは何件くらいあるか、これは質問していなかったのですけれども、もし分かれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまのご質問の町の発注している内容については、今ここではお答えできませんので、後ほどお答え申し上げたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　私何でそれを聞いたかというと、私もいろいろ、企業にいたときには現場経験しました。それで、やはりこの役場の先ほどの件数からいうと、どうしても何社、各課共通で今二、三百件くらいな委託件数結んでいると思うのですけれども、実際に、では支払っている業者はそれの半分かもしれないですよね。半分かもしれない、実際払っているのは。そうすると、各課で同じことをやっているかもしれないけれども、支払いは同じ業者にやっているというのが結構ある

のかなというふうに思います。例えば各課で清掃のやつを頼んでいます、各課でやっていますといったら、その払っている業者は１社だったとすれば、委託件数は多いのだけれども、実際払っている業者は１社だから、そうするとそれを各課でまとめるとか、いろいろすれば、そういう手間とか、何か委託の件数も減るのかなという効率の話です。そういったことも一回、我々はどうしても現場なんかやっているときは支払い業者をなるべく少なくしたいということもやるのです。それはやはり事務関係の手間を省きますというのは、これはもう間違いなくやりますので、そういったのも先ほどの各課の連携をきちっとしてやれば効率よくなるのかなということで、今ちょっとお聞きしました。

あと、もう一点、これに関してちょっと付け加えて質問すると、業務の件数をなぜ聞いたかというのは、やはり各課によってそれぞれ違いますけれども、同じ人が結構、各課に人数がいっぱいいるわけでもないので、結構複数担当しているのかなと。業務を。そうすると、先ほど遠藤議員もさっき早期退職の話ししていましたけれども、そういったところに職員の精神的な不安というものがいっぱい入って、もしかしたらそういう早期退職につながるのかなということで各課の質問等をちょっと調べしてもらったのだけれども、その辺は、町長、どう思いますか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　発注形態についてお答えしたいと思います。

ただいまの答弁を申し上げました数値をワンペーパーに手元に今持っておりまして、これを受け止めた際に、先ほどちょっとだけ申し上げましたが、さきの質問と今の質問について重ねてお答えしたいと思うのですけれども、受注契約するに際しては、業務委託、工事等々において、各課におけるその書籍、業務体系において各課等々が担当者ごとで発注をかけるというのが実態となっている。このことを、さっきちょっと申し上げましたのは、発注形態としてそれをどのような形で一元化できないかと。そうすることによって、支払い行為も含めて、出納も含めて、それが非常に機能的に動くのだろうと、そう捉えるものであります。これは、企業等々においては一般管理業務とサイトにおいて総労経から、工事契約から物品の契約までセパレートになって捉えているわけです。それは、市行政の中核都市あたりですと、それはやっているのです。ところが、町、村においては、そこには届かないと。これは人を剥がされる、人を取られるということで、非常にそれは結果として課の、いわゆるグループ制から係制に戻している今広野の体系でありますけれども、この担務者を明確にして、兼務をしてそれを回していくというのが実に今機能的な対応だと、私は機能的な捉えだと受け止めているのです。つきましては、今ご指摘いただきましたように、契約をするということと支払い行為をするということ、出納に至るまで、そのことについて、機能的に課の中で、また課を超えて捉えていくことができればとても有益なことだと念頭しているものであります。それも冒頭申し上げさせていただきましたように、機構改革をしてからのことでありますので、何のための機構改革なのかと。限られた人員体制で機能的にその目的が果たされる、その体制を確立する

ということが、まず目的に向かっていく各セッションの捉えでありますから、ということについては改めて再度、令和７年度に向かうに当たりまして、業務の発注体制、契約体制、出納に至るまで確認をして対応に当たっていきたいと、そのように考えます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。各課、先ほど件数してもらったのですけれども、やはり工事の契約ですか、というのは、建設課は結構そういうのは多くなるのかなというふうに思いますし、あと学校教育課に関しても、学校を、あるいは給食センターを造るということで、やはり金額とか件数多くなるのですけれども、例えば学校教育課で今給食センターを造っていますけれども、これらも実際は給食センターの課長さん以下みんなでやっていますけれども、ではそれの監理業務というのは、その知識的なものもあるから、やっぱりコンサル会社に頼んで、それを何百万円かけて頼んでいるわけです。ですから、こういった業務も、先ほど町長が答弁されたように限られた人数ですから、その支払いも含めてそうなのですけれども、例えば建設課にそういった建築関係の人材の人がいれば、やはりそこをフォローしてやるとか、見てみるということ、やっぱりそういう精神的なところも例えば学校教育課のほうでは負担が少なくなるかなと思うのですけれども、やはりその辺をもう一回各課で、調整はしていると思うのですけれども、そういったことも負担を少なくするように、もう建設課ではそういう案件であれば一回目を通す、あるいは監理もするというようなことにしたほうがいいのかなと思いますけれども、町長、どう思いますか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　工事の履行するまでのプロセスについてお答えしたいと思います。

業務委託においては、業務の推移について契約をするものであって、その能力が求められることについて履行させるということでありますので、ついては職員体制の有資格者であるとか、専門業務を取りまとめていく体制、これは工事評価の際には各課等々の課長さんがそこに対応していくわけでありますので、工事の履行においても、限りある体制の中でどのように対応できるかということを、成し得ることができるかということについては検証して、ＰＤＣＡを回して、そして当たっていくという展望に捉えていきたいと、そのように考えます。改めて捉えて、そして工事の施工体制というものの在り方というものを見詰め直してスタートしていきたいと、そのように考えます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　では、最後にもう一点だけ、これの全体的な話で、７日の日に監査報告がありました。こういった監査報告を多分監査代表と一緒にやって、それの報告を受けると思うのですけれども、町長が全体的な予算の管理をするときに、ああいう受け取った監査の結果、あるいは支払い書とかいろいろ見るときに、町長は町全体の予算のそういったものってどこに注目しますか。そういう予算、例えば決算報告でもいいのですけれども、あそこの中で町長としては、我々例えば、もう時間ないので、私の場合は何をしているかというと、現場、例えば1,000万円の仕事があった

ら、1,000万円の仕事を10か月でやりますといったときに、では６か月たちました。あと工期４か月です。支払いは600万円支払いました。毎月100万円ずつ払って、あと４か月であと400万円をどういうふうにやって使うかという、我々はそこを見ます。要するに未払いの話です。あと400万円を本当にこのお金でできるのですかということを我々はいつもチェックするために、ではこの400万円を何の工事に数量幾らで本当にこれでできるのかということをずっと我々は計算して、その現場を任せられれば、現場に関しては工程管理も安全も品質もいろいろあるのですけれども、一番の管理はやっぱりお金なのです。やはり町長が一番、多分町の一番大事なのは、事業もそうですけれども、基本的には町の税金で仕事をやる、限られたお金でやるというのが、やっぱりそこが一番大事だと思うのです。私なんかは、そういうことから踏まえると、やっぱり現場で一番大事なのは原価管理で、払った金はもういいのです。あと残りをどういうふうにやって使うかというのを常に我々はチェックしているのですけれども、町長はどういうお考えでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　収支決算、財務会計等々についてお答えしたいと思います。

公共自治体は、税の歳入によって成り立つわけであります。人口規模において、それは収支のバランスが生まれるということであります。税でもって広野町の基準財政が二十数億円あると。歳入歳出、これが基本であると。その際に、今例えばこの年度で何が求められるかということについては精査をしなければならないと。その際に、繰り返しとなりますけれども、国県補助金等々、再生加速化金等々、福島オリジナル交付金を捉えて、どのように国、県からの支援をいただくことができるか、そのことによって新たな展望を築くことができるかということを、まずこのバランスの捉え、収支バランスを人口の身の丈に合った対応というものを捉えていかなければならないということを常々念頭としているものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　これで１つ目の質問は終わりますけれども、基本的にはやはり一番大切な我々町民の税金を使ってやるわけですから、それに関してはやはり各課の、先ほど申しました横、縦のその辺の連携を十分に取って、やはり民間と公共の違いというのは、公共の場合は、100円予算あれば100円使っていいですよ、例えば民間は、100円あったら100円でやればもう全然駄目なので、90円で仕事やりなさいと。利益を確保しなければならない。そこが町の考えと違うのですけれども、基本的に町民がいろんな要望をします。要望に関しては、やっぱりそれに対して応えるというのが町の基本的な考えでしょうから、こういった予算あるいは原価管理も十分してもらいたいというふうに思います。

それでは、２番目の質問に入らせていただきます。２番、災害廃棄物の臨時集積所設置について。町では、東日本大震災以降、防災に強い町づくりに取り組んでいます。近年、線状降水帯が各地で発生し、予想外の大被害が発生しております。隣のいわき市では、令和５年９月に台風第13号の直

撃を受け、記録的な豪雨により大量の災害廃棄物が発生。その際に指定した場所以外への投棄が相次いだことを受け、市が全国に先駆け臨時集積所設置を導入しました。

そこで、町でも大規模集積所及び臨時集積所を早急に設置すべきと思いますが、どのように考えているか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目、災害廃棄物の大規模集積所及び臨時集積所を早急に設置すべきではないかについてであります。

国土強靭化対策の一環として災害廃棄物対策が位置づけられ、福島県は大量の災害廃棄物を適切に処理することを目的として、令和３年３月に福島県災害廃棄物処理計画を策定しました。

広野町においては、令和３年３月に策定した広野町国土強靭化計画の中に広野町災害廃棄物処理計画の策定、推進を重点事項として掲げ、災害発生後の復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理することを目的として、令和６年６月に広野町災害廃棄物処理計画を策定しました。この中で、広野町における災害廃棄物仮置場については、災害廃棄物の分別区分や積卸し、粗選別作業スペースなど、仮置場のレイアウトが可能な広野町総合グラウンドと二ツ沼総合公園南駐車場の２か所を候補地として選定したところです。災害発生時には、被害規模に応じて空きスペースのある町有地に臨時集積所を設置するなど、災害廃棄物の受入れがスムーズに行えるよう体制を整えていきます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今、町長の答弁で、去年の６月ですか、そういう臨時集積所の計画をしたということですけれども、ちょっと私の勉強不足で、すみませんでした。私が何でこれの質問をしたというのは、私も建設会社にいて、長く勤めて、ほとんどが私仕事したのはインフラ関係の整備業務、あるいはその半分くらいは、やっぱり大きい小さいはありますけれども、災害復旧、あるいは復興工事に携わってきたのです。そういったことで、そのときやはり一番大切なのは、事務所のヤードとか、仮置場のヤードとか、そういうヤード探しなのです。やはりこういう震災が起きると一番大切なのは、どうしても災害廃棄物のヤードの確保、これがやっぱりないと遅れてしまうと思うのです。この町でも東日本大震災があったときには、あそこの東原ですか、あそこに空き地というか用地があって、いち早くあそこに除染廃棄物の造成して、あそこに運んだという。やはり町が所有しているそういう大規模な土地、平らなところというのはなかなかないのです、現実。それで、先ほど今二ツ沼総合公園とか、あれの話ありましたけれども、基本的にはやはりそのほかにもきち

っと用意しておかないと、ああいう臨時駐車場とか公園とかというのはやっぱり人が何かそういう災害あったときって集まるのです。瓦礫ではなくて。ですから、そのほかに私はつくっておくべきかなということです。

それで、先ほど冒頭申したように、いわき市ではもう去年から臨時集積所ということで、もう何百か所ですか、そういったものを住民が主体でどこかに申請して設けて、それを住民の人が管理する。仮に災害あって、そこに住民の人が持っていったら、そのやつを今度町が早急に片づけるというようなシステムだと思うのです。これに関しては、やはり広野町でもこれから、今いろんな自然災害がいっぱいあるわけです。それは今、津波というのはよっぽどでないと来ないわけです。よっぽどではないです。ああいう大災害。それは部分的だし。ただし、今は線状降水帯、豪雨だ、それから台風も来ます。それから、強風も吹きます。あるいは、自然災害でも、今大船渡市でああいう、あれは人災なのかどうか分からないですけれども、ああいう大火災が起きました。あるいは、この前、埼玉県ですか、下水道のところが陥没したとか、ああいったところが起きるとまた、私、両現場とも行っていないのですけれども、臭いとか、いろんなのが物すごく被害を被ると思うのです。被害というか、被害を与えると思うのです、住んでいる人とか何かは。ですから、そういうことも含めて集積所というのはやっぱり確保しておかないとまずいのかなということで、広野町にもいつそういった災害というのは、本当に例えば竜巻なんていうのはいつ来るか分からないわけですから、そういうことも含めて、やはり隣町、隣町といったらすぐちょっと隣近所なわけですから、隣の町ではそういった自主的にそういうふうにやっているということなので、広野町でもいざというところを含めて臨時集積所はつくるべきかなと思うのですけれども、もう一度ちょっと町長の答弁をお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　臨時集積所の捉えについてお答えしたいと思います。

まず、東日本大震災において、双葉地方の広域圏組合等においては、今に至るまで、ごみ処理について県内外においてお世話になって今日まで来ました。隣であるいわき市において、台風19号、21号、今から４年、５年前でありましたが、かつ一昨年の内郷宮における大洪水、この台風等々の災害については、私も夏井川周辺、見舞い方々に伺ってまいりました。河川のそばにはもうごみが散乱をしていると、山積みになって災害復旧が滞っていた現況を目の当たりにしてきました。つきましては、令和３年に策定しました計画の下にこの場所を２か所設定しましたけれども、臨時集積所というものは極めて状況において対応でき得るように日頃準備しておかなければならないと、そう念頭するものであります。今河川ハザードマップを作成しておりますが、いわゆる沼のハザードマップと河川のハザードマップと、ハザードマップを捉えると、どこにどういう被害があるかというのが明確になるわけであります。令和７年度、県の下で、令和８年度、町が策定に当たっていきますが、その取組の経緯の中において臨時集積所が機能的に対応できるよう、日々の中で準備に当

たっていきたいと、そのように考えます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　いろいろこれから検討もしてもらいたいと思うのですけれども、あとこれを２つだけ私のほうから、これはちょっとお願いも含めてで質問を終わりますけれども、やはり仮置場をつくるとなると、やはりそこまで災害の現場から持っていく道路もきちっと確保しておかなければならないと。これに関してはもう常日頃だと思うのです。そういう計画するときにはきちんとした通路も含めて計画してもらうということと、あと臨時集積所というのは、災害があったほかに何か日常使える、例えば今ゲートボールってやっていないのですか。ゲートボールをやるとなると、大体そんな大きな広場ではないし、ゲートボール広場とか、あと葬式とか何かあったときに臨時の駐車場にするとか、あるいは小さな現場でもあれば、そこの工事現場の仮設のヤードとか、そういったこともいろいろ用途を大きく見れば、やはり町としては、行政区単位になるかどうか分かりませんけれども、そういったことをやはり、空き地というのではないです。有効な土地の利用をしておくべきかなというふうにちょっと思いますので、その辺をぜひ検討して、いざ災害あったときに悔いの残らないようにしてもらいたいというふうにお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで３番、高木光雄君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時52分であります。ただいまから13時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたします。

（午前１１時５２分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

◇　西　本　久　雄　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、１番、西本久雄君、一般質問席に移動してください。

１番、西本久雄君。

〔１番　西本久雄君登壇〕

○１番（西本久雄君）　それでは、通告に従いまして一般質問のほうを行いたいと思います。

公道の維持管理に関する現状と今後の取組について。公道は重要なインフラであり、その維持管

理が適切に行われることで、安全であり、快適な環境が確保されます。しかし、近年、老朽化が進む道路や歩道の修繕が追いつかず、危険箇所が増えているとの声を地域住民から多くいただいております。また、雑草やごみの放置などの問題もあり、地域の景観や衛生環境に問題を踏まえ、公道の維持管理について次の質問をいたします。

１、現状の把握と課題について。本町における公道の維持管理の現状について、特に老朽化した道路や歩道の点検、修繕状況はどうなっているでしょうか。また、維持管理に関する主要な課題は何と認識されていますか。

２番、予算と体制について。公道の維持管理に割り当てられている年間予算の推移と現状の予算は十分と考えられているのかをお聞かせください。

３番、住民からの意見収集と対応について。公道の不具合や改善要望について、住民からの意見収集はどのように行われていますか。

４番、今後の取組について。老朽化対策や安全性向上に向けた中長期的な計画は策定されていますか。地域住民や民間企業との連携を強化する取組について、どのように進めていくお考えでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　１番、西本久雄議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、本町における公道の維持管理の現状について、特に老朽化した道路、歩道の点検、修繕状況はどのようになっているのでしょうか。また、維持管理に関する主要な課題は何と認識されていますかについてであります。

道路の現状把握として、橋梁、トンネルなどの道路施設は５年に１度の法定点検を実施するほか、委託して路面を調査し、さらに職員が週２回道路パトロールを実施しています。町民からの情報提供や道路施設の異常が発見された場合は、現地を確認し、補修等を実施しています。課題といたしましては、技術職員の採用など体制づくりが必要であると捉えています。

ご質問の１番目の２点目、公道の維持管理に割り当てられている年間予算の推移と現状の予算は十分と考えられているかお聞かせくださいについてであります。公道の維持管理の年間予算の推移につきましては、町道、農業、林道に係る維持管理費の令和３年度の補正後の年間予算額は約１億9,500万円、令和４年度は約16,700万円、令和５年度は約１億6,200万円となっており、３年間の平均額は約１億7,400万円です。道路の維持管理については、点検や調査により現状を把握し、緊急性、安全性を考慮して、計画性を持って安全で円滑な交通を確保するため、効率的な維持管理に努めており、予算額については、その都度予算化しているため、十分と考えています。

ご質問の１番目の３点目、公道の不具合や改善要望について、住民からの意見収集はどのように行われていますかについてであります。町長への手紙をはじめ、道路利用者並びに近隣住民からの情報収集や行政区長会議及び住民説明会において意見をいただいております。現地の状況を確認し、緊急性や安全性について検討して対応しています。

ご質問の１番目の４点目、老朽化対策や安全性向上に向けた中長期的な計画は策定されていますか。また、地域住民や民間企業との連携を強化する取組について、どのように進めていくお考えでしょうかについてであります。老朽化対策として道路施設の効率的な保全、維持のためには、費用のかかる補修や補強が一時的に集中しないよう、財政負担の低減、平準化をする必要があり、コスト削減のためには従来の事後保全型から損害が大きくなる前に予防対策を行う予防保全型へ転換し、施設の寿命を延ばす必要があるため、令和４年から令和５年にかけて広野町橋梁長寿命化修繕計画、広野町トンネル長寿命化修繕計画、広野町大型カルバート長寿命化修繕計画を策定して、道路交通の安全性確保に取り組んでいます。

地域住民や民間企業との連携を強化する取組については、現在、地域住民や民間企業の協力をいただき、クリーンアップ作戦などでごみ拾いや除草を実施しており、この活動を定着させてまいります。また、民間企業における維持管理に関する創意工夫やノウハウについて、国や県の事例を収集し、検討していきます。

ただいまの答弁に、大変失礼しましたが、訂正をさせていただきたいと存じます。公道の維持管理費につきましては、令和４年度、「約１億6,700万円」に訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。

まず、１つ目の現状の把握と課題のほうでしたが、私長く建設業に携わってきて、道路維持とか、町道、県道問わずやってきました。その中でやっぱりこれまで感じているのは、何か起きてからそこだけを直す、やっぱりこういうことが多く行われています。これはいまだにそうだと思います。やはり、この後出てきますが、町の予算等もありますので、難しいところだとは思います。ただ、道路法42条の３項の中であるのですが、やはり先ほど町長の答弁の中でちょろっと出てきましたが、事後対応よりは予防保全、こういったところに重きを置くべきかなと思っています、これからは。最近、埼玉の八潮とか、陥没等、老朽化されたものが多々見受けられます。それは高度成長期のときにみんな整備されたものだと思っています。なので、広野町においても、やはりもう長期において大分前に施工されたものが多く存在しているので、計画されるものであれば、もう事後対応の維持管理をするのではなく予防保全、こういった形の維持管理をしていくべきではないかと思っています。私、ここの１番について、主要な課題、先ほど技術職員の採用というお答えでしたが、ここは職員の方、採用されるに当たっても、今現状いる職員の方に当たっても、そういった事後対応を

念頭に置いた教育または仕事の在り方よりは、これから広野町、各至るところでそういうことが起きかねないということがあるので、予防保全という意味を込めて道路維持に当たってほしいなと思います。いかがでしょうか、町長。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　道路の維持管理についての予防保全の展望についてお答えしたいと思います。

まず、今、埼玉県八潮市の事例がありました。広野町内においてはその危惧はないという確認をいたしております。大災害が起きた際に、特に広野町内においては、下浅見川の浅倉橋が大雨で崩壊をした。その前は、建設中でありましたけれども、広野橋が崩壊をしたと。そこから建設が再開された。その際にずっと改めて念頭としましたのは、かかる折、その後の維持管理も含めて改良、改善をするということで、原型復旧ではなく改良復旧に当たっていくことを国と共有し、成し得たところでありました。ということにおいては、道路整備をしていくその後の管理については、事後ではなく予防していくという観点が極めて重要であるということを、災害を経験した上において改めて強く認識したところであります。つきましては、しからば予防保全をするためにはどうすればいいのかということになりますので、ついてはこの計画をもってして日常の中において管理する上において、その保全を適切に、長寿命化を捉えながら管理運営していくことを念頭として、職員の体制の中で共有をしながら対応に当たっていく日常業務というものの重要さというものを第一に捉えていきたいと、そのように考えます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。これからそういった予防保全のほうで動いていただければ危なくない広野町になるのかなと思います。

先ほどの答弁の中で１度ありましたが、職員の方による週２回のパトロールあります。私もそれは確認しております。また、雪が降った日とか、風のある日、雨の降った日、何か倒木があれば職員の方が対応しているのがちょっと見受けられるところもありました。非常にすばらしいなと思うのですが、ただ１点、そこについては私ちょっと疑問に思うところがありまして、道路維持委託契約というものもされているはずです。職員の方、業務がありつつその対応もされてしまうと、２名で参加されていると思うのですが、負担になっていないかなと。職員の方。そこは、あくまでも道路維持補修業務委託というものがあるのであれば、そこは業者に任せてもいいのではないかと。一時的にでも不慣れな作業、そういった土木作業なんて事務方にとっては不慣れな作業だと思います。そこを半日かけてやるのであれば、道路維持補修業務委託というものがあるのならば、そちらを使って職員の負担も減らし、専門家に任せたほうがいいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　道路維持委託管理についてお答えしたいと思います。

私の認識には、道路パトロールという委託をしているという取組の中において安全確保に従事しているということで、職員において今答弁申し上げたパトロールの実施に当たっては、果たしてそれが職員にどれだけ負荷がかかっているか念頭するところでありますが、この件について建設課長から説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

町道の維持管理につきまして、事業者のほうに委託はしております。ただ、その委託する内容、そういったものについて、事業者のほうにお願い、費用的なものは当然かかりますので、その費用的なものを考えた場合と、あと事業者のほうでやっぱり手が回らない、忙しい、緊急性を要するのだけれども、なかなか難しいというようなところもありまして、職員が直接対応できるものについては、安全確認等をしながら対応しているというような、そういう状況です。また、それについて職員に対する負担があるのかというところですが、そういった業務をすることによって通常事務的なこと、事務室内でやらなければならないことというのは当然遅れることはありますが、職員が本当に困るというような形での負担にはなっているとは捉えていません。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。それであればいいのですが、今後においてもそういったところは念頭に置いていただいて、職員の方の負担になるような作業とか、また事業者もし緊急時に対応できないのであれば、ちょっとこれ最後に言おうかなとは思ったのですが、建設業組合等で非常時の災害等の協定とかは結ばれているのかな。そういうところも活用して、なるべく不慣れな作業を悪天候時にやるのはちょっとよろしくないと思います、私は。なので、そういうところはちょっと考えていってほしいなと思います。１番については、これで終わりたいと思います。

次に、予算と体制について。こちらについてですが、私、議員になって町の予算等を見るようになって、やはり必要な分、かかる分があって、町の財政等も厳しいのも大分分かってきたつもりです。ただし、先ほども申しましたが、安全に対する投資というのは節約してはいけないと思います。そこは、予算がというよりは、中長期的に危ないなということが見受けられた場所であれば、そこは最初に計画を持って直しておくべき、予算を取っておくべき。そこに対して私は少なくとも反対はしません。町民の人が安心で通行できる、安心して道路が使えるのであれば有効だと思っていますので、ちょっと交ざってしまいますが、今後の取組についても、私いろんな道路を通るのですが、倒木の危険性も目に見えて、いつ木が落ちてきてもおかしくないような道路は広野町にいっぱいあります。これ道路管理者としても、いつ通行する方が、落ちてきて責任問題とかにもなってしまいますので、週２回のパトロール、全域は無理だと思います。ただ、そこは優先順位をつけてパトロールをしていってほしいなと、その上でこれからの計画を練っていっていただきたいと思いますが、

町長、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　安全性の捉え方についてお答えしたいと思います。

いわゆる交通インフラ、様々な道路をはじめとしてありますが、何よりも大事なのは安全第一であります。かつ被災に遭遇した際にはダブルスタンダードでしっかりと捉えていく体制を取るということが極めて重要であるということであります。つきましては、その倒木をはじめとする危険性というもののリストアップ、いわゆるその優先順位、順列というものを再度確認をしたいと考えます。それを地区的に、かつ重点的に、それを評価方式をして捉えていく、そういったことはこれまでもやってきている上においてでございますが、しっかりと安全担保が確保されているということを受け止めていただくことが第一義でありますので、ついては私も雨が降ったり、雪が降ったり、風が吹いたりとする際には、町内を往来する際には常に気に留めて町内を歩いております、朝夕ですが。そういった中において、日々の中でそれができ得るものであれば、時間と予算の関係をもってして組み込んでいくということも大事ではないかということも話をしてまいった次第であります。つきましては、建設業組合との、大雨の場合と雪の場合と台風の場合と大雨の場合と、これは協定を締結をいたしております。その中において、今その事案が出た際に対処するというその手続等々については、県当局のご指導を仰ぎ、そのマニュアルを作成いたして今日を迎えているところでございます。つきましては、重ねてでありますが、パトロールの在り方も含めて再度検討して準備に当たりたいと、そのように念ずるものでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。ちょっと順不同になってしまいましたが、３番の件について、住民からの意見収集等についてですが、区長会、住民説明会等で意見を収集していますというお答えをいただきました。私としては、住民の方が役場に連絡する手段というのは、例えばホームページ上で１ページだけでもいいですが、道路についてとか、道路陥没の箇所についてという連絡先、建設課の電話番号が書いてあるだけでもいいと思うのですが、そういったものは用意できないでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ホームページの緊急性におけるといいますか、日々の中での町民の声が届ける、届いていくためのホームページの在り方、情報の収集の仕方について再度検討いたしまして、直すべきところは見直しを図り、その目的が完結できるよう対応に当たりたいと考えます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。

それでは、私これ今回質問した経緯が、広野町、防災に強い町づくりということで念頭にあると

思うのですが、防災に強いというのは大規模な、100年に１回という災害を想定して、避難場所だったり、備蓄倉庫だったり、いろんなものをつくっていく、これも防災に強いとは思うのですが、近年起きているのはやっぱり、先ほどちらっとは出ていましたが、線状降水帯とか、大雨とか大風、出水による災害、こういったもののほうが頻度は高いと思います。こういったものは生活に直結している道路で起きていることがまた多いのかなと思うので、防災に強いというのは、被害を少なくしたいというのも含めて行われていくべきではないかと私は思うのですが、町長、どう思いますか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　防災に強い町づくりの考え方について触れたいと思います。

防災に強いというのは、今取り組んでいるのも私はよく承知しておりますが、まだまだ道半ばの状況にあります。いわゆる予防していくべき防災への対応、被災に遭った際の防災への対応、この２つが基軸としてあると、そのように受け止めております。その際に、災害というものは、自然災害は様々な災害があります。様々な災害において、その災害に対処できるかという検証というものも今の現況において捉えていかなければならないと。ただいまご指摘いただいていますように、線状降水帯であるとか、例えば施設、設備における災害であるとか、想定外をする災害、大規模な山火事もそこにはあります。実際、双葉郡の中でも10日間燃え続けたという事例が震災後あります。そういったことにおいて、危機管理という観点をもってして、危機管理をしっかりと、いわゆる強靭化というインフラ整備を捉えていくことにおいて、その防災の観点を私は２軸ということで今即答いたしましたが、しっかりとそれが対応でき得る、そういった設計、形を確立をしていくということが何よりも重要と捉えるものでございます。

１つだけちょっと補足させていただきますが、今例えばＡＩであるとか、データの蓄積において予測をするということを広野町はやってきました。そのことの機能性というものがまだ途中にあるのですけれども、防災に強いというものをこれからの様々な、繰り返しとなりますけれども、想定外の自然災害、想定外の災害にも対応でき得る、そういったコンセプト、要点をしっかり絞り込んでいくこともまた大事であると、そのように考えます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　災害を防ぐことを目的と、災害が起きてからということを目的として防災をやっていく、そのとおりだと思います。それには適切なインフラ整備、もちろんいつ起こるか分からない災害に対して想定をしなければいけないという難しさはあると思うのですが、ただ私最後になりますが、町民の方は、どちらかというと生活に直結している避難道路、自分たちの道路、例えば山火事が起きたときも林道に行けなかったら、整備がされていない、倒木があったら行けない、これ消防車が届かなくなってしまいます。例えば五、六年前であったと思うのですが、県道が陥没、浅見川の横でしたと思うのですが、あれは出水ではなくて裏から吸い出されたというものもあります。下水ではなくて、あれは普通に吸い出された陥没事故でした。そういったことが生活道路の中

で起き得るということがありますので、身近なところで防災、減災等をこれから町長の中にも持っていただきたいと私は思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいま防災から減災ということで、減災の観点を最重要に捉えていきたいと思います。その際も、今現行において町民の方々にお届けしているのは、自助、公助、共助と、助け合う精神というものが大事であると。最終的に命を守るのは自らの助け合いのことであると。そういったそれができ得る体制は、まずインフラがしっかりとしていなければ、それはでき得ないということになるわけでありますので、減災という観点を重要に、最大限に捉えて、この災害を、リスクを、マネジメントを下ろすという、捉えるという、そのことを大事に、重点に捉えていきたいと思います。減災を捉えていきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　これで１番、西本久雄君の一般質問を終わります。

◇　北　郷　伯　弘　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、６番、北郷伯弘君、一般質問席に移動してください。

６番、北郷伯弘君。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○６番（北郷伯弘君）　一般質問通告書に基づき質問をいたします。

質問事項、質問の要旨、質問の相手、相手は町長です。質問事項１、ごみと資源の分け方、出し方の基本ルールについて。質問の要旨、（１）、ごみを毎週出す曜日は承知しておりますが、町内には決められた曜日を守らない人もいます。環境美化推進員が回って次の曜日までの対策を講じているようですが、それまでの間、放置されたごみは強風等により飛び回って、結果、土手や耕地、河川、家の片隅に落ち着きます。未来に生きる力を保つためにも、ごみの出し方に関するルールの徹底をさせるための方策について考えを伺います。

（２）、いわき市と町の指定ごみ袋の販売価格について、なぜ違うのか。ごみの処分にかかる費用の個人負担の差なのか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　６番、北郷伯弘議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、ごみの出し方に関するルールを徹底させるための方策について考えを伺いますについてであります。

町内各戸に家庭ごみ収集カレンダーとごみと資源の分け方・出し方早見表等を作成して配布するとともに、町のホームページや広報紙を活用し、ごみ出しルールの遵守を呼びかけております。ルール違反のごみについては、環境美化推進員が町内を平日毎日巡回し、ごみステーションの清掃、除草、違反ごみの分別を行い、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理しているところです。違反ごみがあった場合は、すぐに収集してしまうと、間違って出された方を含め、地域の方が分別して出さなくてもよいと誤解されることもあるため、理由を記したシールを貼って一定期間の取り残しを行うことにより排出ルールの自発的な遵守を促すことも行っております。今後とも町ホームページや広報紙等を活用してごみ出しルールの遵守を呼びかけるとともに、状況に応じて注意看板や監視カメラを設置するなどして、ごみの出し方に関するルールの徹底が図られるよう取り組んでいきます。

ご質問の１番目の２点目、いわき市と広野町で指定ごみ袋の販売価格が違うのは処理費用の個人負担の差なのか伺いますについてであります。家庭から排出されるごみ、いわゆる一般廃棄物の処理については市町村の義務となっておりますが、ごみの分別や捨て方、収集や処理に係る費用は市町村ごとに異なります。以下のことから、いわき市と広野町においては指定ごみ袋の販売価格に差が生じております。

指定ごみ袋については、いわき市においては、市が販売されるごみ袋を一定の規格に統一し、それらの使用を排出者に義務づけています。本町を含む双葉８か町村においては、双葉地方広域市町村圏組合がごみ収集を担い、ごみ処理手数料の一部を付加した有料のごみ袋の使用を排出者に義務づけております。

双葉地方広域市町村圏組合においては、平成８年４月より指定ごみ袋の有料化を導入していますが、排出者の負担額は、ごみ袋１枚につき、燃えるごみ用（大）で35円、燃えるごみ用（小）19円、燃えないごみ用（大）14円、燃えないごみ用（小）10円、瓶類用６円、缶類用ゼロ円、プラスチック製容器包装用10円、ペットボトル用９円となっており、排出量に応じた負担の公平性及び住民の意識改革を進めながら、ごみの分別の徹底、リサイクルの推進、ごみ焼却施設への負担軽減と処理費用の削減に取り組んでおります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　再質問します。

ごみといえば、ごみは私たち人間の長いお付き合いになります。そんな中で、人はみんないろんな人がおります。そういう中で、これは一例でございますが、やりくりというのがあります。やりくりとは、早い話が工夫をして都合をする。いろいろ創意工夫でそのごみの出す日を、決まってはいるのだけれども、出すという人も少なくはないと思います。そして、それをやりくりをして出すと、人はそれを見て、まねする人もおります。決められた曜日の前にそのごみ等を出さないと、や

りくりを成功させることは難しい。言葉で言うともっと難しくなってしまうのですが、ただ人通りの多い場所とか、そういった時間帯は、いわゆるやりくりを使って都合をつけることは少ないと感じています。やりくりをすると必ず、やりくりというのは、いわゆるそれ以前にそれをやってしまうと必ず、そのやりくりをやってしまうと、それを以前に戻すためには手間とかお金が自然とかかるようになっておると思います。それは、ちょっと言葉を換えると補助金や補正などにも似ているのではないかななんて私個人的に考えるわけですが、あともう一つは、防犯カメラとか、あっちのほうでは開封調査とか、いろいろやってはいるようではございますが、出す、そういった日にちに間に合わないようなときは、次の回にまで自宅に保管しておくとか、幾らでも方法はあると思います。では、その基本的な出し方、分け方は、ホームページとか何かは分かります。ちゃんとこういった早見表ももらっています。ただ、そういったときに、では何でどうして指定日が決まっているのか、それが分からない。

それともう一つ、先ほどもちょっと詳しく言ってもらったのですが、広野町としての責任の範囲はここまでだよということでご説明もらいました。これ大事なことです。いずれにしろ、震災のときにちょうど、いろんな資材関係とか何かで、そのごみがいまだ、14年過ぎたわけですが、表に積み重ねたものとか何かが、姿は色あせたり何かして姿は変わって残ってはいるのだけれども、姿は変わっても物はなくならないでそのまま残っています。

そして、もう一つ分からないのは、粉々になったり、吹き飛んだりしてそこら辺に散らばって、最後には何らかの形で自分のところに必ず戻ってくるような気がするのです。そういった基本的なことを理解するということがないと、幾ら規制したり、話ししたりしてもそれの繰り返しになってしまうということが起きてしまうと、みんなして最後には諦めて、仕方ないだろうというふうに言うのだけれども、それが積もり積もると、何年たってもだんだん、だんだん決して減りはしない。耕作地の田んぼでも畑でも山でも水路でも、そこには必ず積もり積もります。では、それは誰が片づける。そこに携わった人が深靴履いて、手袋かけて、腰曲げて、拾って集めていく人はまだいい人だ。そんなことやっていられるか、こっちは忙しいのだとぶん投げておくのが大体の常だと私は感じるわけなのですが、そういったことで、先ほども町長のほうから申し上げられましたように、いろんな巡回とか推進員によってやっていただくよと、これは本当にいい話で、ありがたい話でございます。そして、注意と喚起に取り組みますということだから、注意は気をつけて、喚起とはそれを呼び覚ます、に取り組みますといった、そういった言葉の意味を簡単に理解するかしないかはその人の気持ちの持ち方で、分からなかったらば字引を開けば簡単に出てくることなのだけれども、そんなこと学校で習ったことだから、一回にそんなこと聞いていられない、それが常識だと思います。

それで、私個人的な話なのですが、難しいことは私は分からないです、容易でないから。それで、私１つ、私は私で考えていることあるのですが、基本的なこと、こういったことの優しい言葉の意

味をちょっと知りたくてラミネートしたものがあるのですが、これちょこっとだけ読ませてもらってよろしいでしょうか。Ｓというのが５つあるのだけれども、これもやっぱり徹底しようと書いてあります。整理というのは昔から聞いたことある。では、整理は何なのだと。必要なものと不要なものの区別を明確にし、不要なものを捨てる。整頓とは何ぞや。必要なものを定位置に置き、表示を明確にする。清掃、職場内をきれいに清掃し、汚れの発生を防ぐ。清潔、ただの清潔なのですが、そこにするのには整理と整頓と清掃を徹底しないと維持できないと書いてあります。そして、最後に、これあんまり私好きな言葉ではないのですが、しつけと書いてあります。しつけとは何だ。よく昔から、あれはしつけが悪いからということでおやじに怒られたことがよくありますが、決まりやルールをいつも正しく守る習慣をつける。これ意味がやっぱりあるのです。私分からなかったです。言葉は分かります、何回も聞いていますから。しつけだろうが、整理だろうが、清掃だろうが聞いていますから、そういった言葉の意味を理解できるような、これが一つこういったようなやつなのですが、こういったものが一つあることによって、もう常日頃慣れてしまった言葉よりも、もう何十年か、50年も60年も70年前に学校のときに習ったような、こういったものもたまには引っ張り出して見せるのも別に悪いことではないなと私は感じるものですから、何せ慣れっこになってしまっています。そして、みんな昔の人というか、年配の人は苦労していますから、何とかしてやりくりしましょうと。やりくりすればやれます。やればできる。上杉鷹山先生の話になるけれども、「なせば成る　なさねば成らぬ　何事も　成らぬは人のなさぬなりけり」と、これはいい方向のことであって、それをやりくりとして切り替えた場合には決していい方向には進みませんから、そういったような基本的なことを覚えるのには、覚えてもらうというか、知ってもらうにはいろんな方法があると思います。さっき言った、そういった機械とか何かで知り得ることはできるのだけれども、もう一度元に戻って、言葉の意味を書いてあるようなものを表示して分かってみるのもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ごみの管理、違反の対応の在り方等々について、双葉地方広域市町村圏組合の一町として、ごみの対応についてお答えしたいと思います。

ただいまいわき市との比較でお話をいただきまして、いわき市と双葉郡を比較しますと、双葉郡のごみの数値というのは、原価対応において見ますと、双葉郡は大きいという数字が出ています。１人当たりの人口において生活をするに当たり、こういった現状が確認できることにおいて、双葉郡の生活空間の中で、まずしっかりとその現況を受け止めて広域市町村圏組合と連携を図っていくということが大事だと。ですので、先ほどのごみ袋一つ取ってみても、これは検討していく、そういった在り方というものを随時確認をするということは大事であると。そのことにおいて、ごみのいわゆる確実な運営管理というものを捉えていくということは、管理運営する上で大事なことであると捉えるものでございます。

もう一つ触れてまとめたいと思いますが、いわゆる町内で生活をされている方、また来訪していただいている生活の方、ごみに関しては様々な実態があります。ということにおいては、広野町としては環境美化推進員の方と共に、日々の中で共に町民の方と一緒に暮らしやすい生活の環境というものを捉えるべく取り組んでいるわけでありますので、ただいまお話をいただきました分別早見表、令和５年にまとめたものでありますが、広野町が、これはとてもうまくまとまっておりますので、しっかりとその周知を図るという情報発信と、そして管理する体制については、参画をいただいている方々と所管である課としっかりと連携を図って、日々の中で理解と協力をいただく管理体制というものを確かなものとしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　私の質問は、これで終わります。

○議長（渡邉正俊君）　これで６番、北郷伯弘君の一般質問を終わります。

◇　西　内　玄　太　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、５番、西内玄太君、一般質問席に移動してください。

５番、西内玄太君。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問は１点です。チャレンジショップの実施について。チャレンジショップは、新規事業者や創業希望者が短期間で低コストに店舗経営を試すことができる制度で、県内においても導入する自治体が増えております。当町においても、地域経済、コミュニティーの活性化、創業希望者が移住を検討する機会の増加などのメリットがあると考えます。

１点目、町が駅東側産業団地の空き地にトレーラーハウス型の店舗を設置し、賃貸することは可能か伺います。

２点目、公共施設内に小型のコンテナ型店舗を設置し、賃貸することは可能か伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　５番、西内玄太議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、駅東側産業団地の空き地にトレーラー型の店舗を設置し、賃貸することは可能か伺いますについてであります。

広野駅東側産業団地につきましては、事務所、宿泊施設、居住施設、医療施設、工場の立地等を目的として整備を行っています。現状の空き区画、３区画につきましては、当初の整備目的に沿って継続的に誘致に当たっている現況にあり、トレーラー型の店舗を設置し、賃貸することは難しいと捉えています。

ご質問の１番目の２点目、公共施設内に小型のコンテナ型店舗を設置し、賃貸することは可能か伺いますについてであります。当町における公共施設において、公共施設内に小型のコンテナ型店舗を設置することが可能なスペースはなく、賃貸することは難しい現況にありますが、チャレンジショップは、事業を始めようとしている方、新事業の展開を目指す方などに対し、低予算で出店できる店舗スペースを一定期間貸し出し、起業者の創出、商店街をはじめとする地域経済の活性化を図ることを目的としており、空き店舗等の利活用を含め柔軟に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　それでは、再質問のほうさせていただきたいと思います。

それでは、まず１点目の駅東側産業団地のほうへのトレーラー型の店舗の設置についてですが、こちら当初の整備目的に照らして今現在も引き続き誘致を行っているところなので、なかなか難しいだろうというお話だったかなと思うのですけれども、こちらの質問をまずさせていただいたその出発点というか、考えるに至った経緯なのですけれども、住民の方にいろいろな場所でお話を聞いてみますと、駅周辺に企業を誘致して新たにまた入っていただく方というか、企業とかも出てきて、非常に喜ばしいことではあるのですけれども、ただ住民にとってというか、あまり関係の深い場所になっていない。住民の方がそこに行って、楽しいなとか幸福感を感じるようなものにはなかなかなっていないというところをよく耳にします。そういった店舗等を望む声の中で、駅周辺地域の部分でいえば、やっぱり飲食店のほう欲しいよねという声がすごく多いかなというふうに認識しているのですけれども、ただやっぱり町長からいただいたご回答のとおり、整備目的と補助金の絡みとかもあるのだろうというところは認識をしておりまして、その中で、そちらを何とか、縛りの部分は守りながらも、何とか住民の方が望む形にできないかなというところでちょっといろいろ考えまして、トレーラー型の店舗ということで提案させていただいたのは、こちらのほうなのですけれども、店舗の下にシャーシというタイヤがついたものがありまして、そちらのほうを牽引車で引っ張れば移動ができるというようなことになっておりまして、こちらの大型トレーラーのほうなのですけれども、飲食店の店舗として使う以上は大きいものがよかろうというところで調べましたら、基準緩和認定書というものと特殊車両通行許可証というものを取得すれば、夜間の時間に限っては移動ができるような形で車両として置いておけるようです。そういったところで、引き続き誘致のほうは進めつつ、今現状空いている部分、企業さんから問合せあってから、いろいろ補助金の申請だったりとか、おのおのの手続関係で３年ぐらいはかかるよというところは何度かいろんな会議等で

伺ったところではあるのですけれども、そう考えますと、引き続き今３区画空いているという中で、そちらのほうが一気に埋まるのかなと。あと10年、20年かかっても全部埋まらないのではないかというところは、住民の方とか、私もそうですが、ちょっと心配をしているところでして、駅周辺という集客等に強い土地でありますので、ちょっとその間、来ていただくまでの間、寝かせておくのももったいないのかなというふうに思っておりまして、そんなときにトレーラー型の移動が可能な店舗を一時置きまして、もし仮にそちらのほうに企業がお声がけあって、現地調査とかして、では本格的にそちらに進出しますよということが決まったら、トレーラー型で移動ができるので、ほかのところに移すというようなことが可能なのかなというところで、こちらのほう聞いてみた次第でございます。そちらのほう、ご認識の上で難しいとおっしゃっているのかもしれないのですけれども、私こういう経緯で今回この質問をさせていただいたのですけれども、移動が仮に比較的容易に行えるとしても、やっぱりこの部分に対しての設置は難しいとお考えか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　トレーラー型におけるチャレンジショップ、いわゆる体験型のお試しのショップという概念でもって、食べ物屋さんとか、いろいろな企業が可能性を持つという取組における、駅東側における可能性についてお答えしたいと思います。

まず、今３区画と申し上げましたが、もう既にご案内しておりますので、今２区画という状況の中で協議と折衝をしている状況にあります。ただいまおっしゃったように、その先の予定は今その状況にあると。時間的なことがまず１点目。

２点目としまして、トレーラーについては、小野町さんでやっていらっしゃることを受け止めております。また、これは小野町さんの場合はチャレンジショップということで、隣町の楢葉町さんのほうでトレーラーのお店が６国にあった。その経営者の方と私はよくお話をしていまして、その設置に至った経緯も全て承知をしております。移動するということの概念もよく承知しております。その方はもう既に北海道にお帰りになっていますので、今現在には時間軸は置いておるというところにいます。今ご進言いただいていることについては、可能性はあると受け止めるものであります。当面で申し上げましたのは、この町内におけるいわゆる今の世でいうシャッター通りと言われている空き店舗、町内の空き店舗というものの捉えというものも一つにあると。かつ、広野町の町内においては交流施設がございます。二ツ沼総合公園となりますが、そういった公的な施設の中において、可能な限り対処できるものは何なのかということを念頭としていくことが重要であろうと。これは、今お試しショップという、いわゆる起業の展望に向けて新たな社会の喜びを創出する。町内で今やっておりますまちなかマルシェは、これはちょっと趣は違いますけれども、町内において空き店舗の中でも活動しているお店等々がございます。マルシェもその一つだと受け止めております。チャレンジショップではありませんけれども。そういった場所と、そして本件のチャレンジショッ

プという展望については、新しい創出、社会創出をつくっていくと、明るい話題をつくって、起業家を育てていくと。今スタートアップ企業とか、ベンチャー企業とか、いろいろと時代を今動かしておりますけれども、低コストでチャレンジできるという取組というものを大切にすることが重要であろうと、そのように受け止めております。須賀川市、田村市、大熊町、双葉町と取組に当たっている。この取組をしっかりと情報を受け止めながら、可能性に向けて展望していきたいと、そのように考えます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　よく調べていただいたみたいで、ありがとうございます。町内の空き店舗の活用のほうが先であろうと言うとあれなのですか、ちょっと語弊があるのかもしれないのですけれども、そちらのほうを先行した上で可能性はあるかなというところでお話しいただいたものかと思っております。

２点目の部分等ともちょっと関連するのですけれども、空き店舗の利用の部分、空き店舗だと住居も併設されている場合もあるのかもしれないのですけれども、チャレンジショップ事業でちょっと調べてみたり、実際創業された方とかにお話聞いてみたりしますと、来て、募集があって、応募してみたはいいけれども、住む場所もなかなかないよねみたいな話だったりとかというのもあったりしまして、お店の用意だけではなくて、もし移り住んでこられる方の場合は、そういった別の生活の部分に対しての支援等も重要になってくるかなというところで、現状で駅東のほうのトレーラーハウス型の店舗については早急には難しいだろうというところは認識をいたしました。来年度、まだちょっと未定の部分もあるのかもしれないのですが、先般の12月定例会の高木議員の一般質問の中で、副町長、空き家対策等の部分にも触れられていらっしゃったかなというふうに思っておりますので、そちらの空き家対策等進める中で、こちら必要性を感じるようであったら、検討のほどお願いしたいと思います。このトレーラーハウスなのですけれども、移動以外にもいろいろメリットがあると思っておりまして、物として買うので、もしちょっと駄目だよねとかとなったときにはリセールもいけるということで、建物とか直接建ててしまうよりも多少リスクヘッジも取れているのかなというふうにも考えております。町のお考えのほうは認識をいたしました。必要に応じてご検討いただきたいと。あまりごり押ししてもあれなのですけれども、個人的にはお勧めの方法かなというふうに思っております。

では、引き続きちょっと１点確認させていただきたいのですけれども、産業団地の一部なのですけれども、資材置場とかで貸している部分もあると思うのですけれども、そういったものと車を置くということ、車両としての店舗を置くということの何か違いってあるのかなということだけ一応聞いてもいいですか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　駅の東側の産業団地において、その活用、資材置場か、またトレーラーか、

置く行為についての説明を申し上げたいと思います。

その前に、ちょっと１つ、先ほどちょっと抜けたものがあったので、改めて付加させてもらいたいと思うのですが、駅の東側に今、チャレンジショップとは違うコミュニティーというものをつくろうとした動きがありました。当初から、駅の東側のロータリーのスペースのエリアににぎわいをつくりたいということで、事業者の方と地元の方と協議をして取り組んできた経緯がありました。様々な制約、制限があり、そこには至らなかったところでありましたが、今般、ただいまご質問いただいているいわゆる区画の取扱いについて、復興企画課長から説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長兼復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えします。

駅東側の資材置場とトレーラー型のコンテナハウスを置くことに何が違いがあるのかということでございますが、駅東側産業団地につきましては、町長が答弁を申し上げたとおりでございます。ただ、空き区画に関して、資材置場として短期間、最長１年だったかと記憶しておりますが、資材置場として貸した経過がございます。現在においては、今の再生可能エネルギー事業の、この間ご説明した事業の資材置場として、ある短期間お貸ししているというような状況でございます。違いとして何なのだというところがございますが、一定期間なのか、例えばそういったある程度常設なのかという違いかなと思っております。ただし、議員おただしのように移動できるのであれば問題ないのではないかというようなところで、町長は可能性は残っているというような答弁をしてございます。どういった形がにぎわいを創出できるのかということについて、空き店舗等も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ありがとうございます。引き続き、町長の答弁にいただきました可能性はあるという部分を強く、より認識させていただけた答弁であったかと思います。可能性はあるという、その部分に期待を込めまして、繰り返しになりますが、必要に応じてご検討をいただきたいと思います。お勧めでございます。

続きまして、２つ目、公共施設内の小型のコンテナ型店舗の設置の部分でございます。こちら、スペースがちょっとないので、なかなかそちらのほうも難しいであろうというようなお話でありました。確かに現状、役場とか見ますと、なかなかないのかなというふうに私も思っていたところではあったのですが、ある事例で町長、町のご紹介されていたので、私もちょっと名前出させていただきますけれども、須賀川市さんの交流施設、ｔｅｔｔｅという交流施設がありまして、その１階部分にカフェのブースがあって、３つか４つぐらい、６平米から９平米ぐらいの小さい囲いみたい

なのが置いてありまして、そこ全部チャレンジショップになっているようでして、すごくちっちゃいのですけれども、それでも人気のようで、募集終わったら結構満員になっているような状態だったと認識してはいるのですけれども、そのぐらいでもチャレンジショップとして運営ができるというところにちょっと感銘を受けまして、こちらのほうを提案したところでございます。スペースとしては、多分こども家庭課の前の辺りに仮設の相談室みたいなのを設けていると思うのですけれども、あのぐらいのサイズ感でした、見に行ったときは。なので、結構場所を選ばずにいけるのかなと思っていまして、例えばなのですけれども、この前ちょっと委員会のほうで見に行った二ツ沼公園のほうのふるさと広野館かな、の事務室の辺り、パークゴルフ関係だったりとか、あとちょっと休める部分だったりとかになっているのかなとは思うのですけれども、ああいった部分でもできるのかなというところだったりとか、あとはこれから建築のほう進んでいくであろう広野駅、あの待合室、これから多分駅って公共施設になっていくのかなというふうに思うのですけれども、そういった部分に設置するだけで簡易的なお試し店舗として使えると。あとは、ちょっと事例として出してしまったのですけれども、須賀川市さんのｔｅｔｔｅの中のカフェスペースみたいなところもすごくコンパクトだったのですけれども、とてもいい、おしゃれな空間になっていまして、電車を待たれる方とかもお客さんとして入っていただけたらいいのかななんて思ってはいたのですけれども、そういった二ツ沼公園であったりとか、これから先できる広野駅の中であったりとか、そういった部分へのこういったチャレンジショップの設置についてはご検討いただけるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　チャレンジショップの公的な機関における対応についてお答えしたいと思います。

今ご説明いただきました須賀川市さんの写真を今手元に置いて受け止めております。例えば、私はイメージの一つに、いわき市のいわきＦＣさんのドームというお店の中にショップが組み込まれているのです。そこに若い方々がスポーツを捉え、集われているイメージが、ちょっと特にいわき市の中で私は持っておりまして、四倉にも例えば二輪車用の小さなハウスがあるというように、みんなそのハウス、ハウスで皆さんつながっているのです。コンセプトでつながっているのです。ということにおいて、今振興公社のエリアというふうなお話をいただきました。これは相談をしながら検討していきたいというか、お話になりますが、私はこれまでずっと公社の中の活用するエリアというものを幾つか考えていまして、どうすればそれが再開できるのか、新しい形でできるのか、喜びとなるのか、そしてインターハイが常設をして、多くの方々が往来される際に立ち寄っていただけるのかということも新たな捉えで取り組んでいくということは重要であろうと、大切であろうというふうに念頭とするものであります。公的機関のスペースの中にもいろいろなスペースがあるというのは承知しておりますので、そういったスペースをしっかり受け止めて、それで検討し、協

議をして展望を探ってみたいと、そのように捉えるものであります。今ご指南いただいております様々な自治体さんのほうで捉えていて、今これから動こうとされている。これは早い遅いということではなくて、どのようにしてよりよく展望できるかというきっかけを大切して、そして展望するということが大事なのだろうと捉えるところにおいて、今私が申し上げましたそういった新たな交流人口が、２万人からそれ以上の交流人口というものが常設的に動いていく、そういったところを広域的な連携を捉えながら、受け止め合いながらしていきたいと。県当局のほうにも先般お話をしてまいりますが、多くの方々が双葉地方に交流いただける、そういった展望というものを俯瞰しながら、今いただきましたチャレンジショップというお試し、この事業、取組を展望していきたいと思います。先般も職員のほうは県のアンテナショップのほうに出向いていって対応に当たっているところであります。様々な情報発信は、ショップでありますので、いうことにおいて新しい創出というものを大切にしていきたいと思い、また検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ありがとうございます。両方とも最終的にはご検討のほうはいただけるということで、この場においていただける答弁としては非常に歩み寄っていただいて、ご検討いただけるということで、この場でいただけるお言葉としては、もう最大限いただいたかなというふうに認識をいたします。チャレンジショップの事業なのですけれども、やっぱりこの地方で有名な大きいところと申しますか、そういったところを呼び込むのすごく大変だというふうに思っております。そういった中で、小さい事業をやっていただける方から来ていただいて、行く行くしっかりもうけていただいて、町民の方にも地域で楽しんでいただいて、行く行くその事業者がうまくいって大きくなったりしたら、今度は町として雇用も今度できてきたりとかというところにも、うまくいったらですけれども、そういった意味でいろいろ夢が大きい事業なのかなというふうに思っております。一番いいところが、町も住民も事業者さんもみんな損をせずに町が盛り上がっていく可能性があるというところで、非常に夢の大きい事業かと思いますので、町として今進めていらっしゃる事業、空き家対策等から始まって、これから展開していくところにおいて、参考の一つとしてご検討をいただければ幸いでございます。

以上で私の質問は終わりにしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　これで５番、西内玄太君の一般質問を終わります。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第４日目の日程は終了いたしました。

これで今日の会議を閉じます。

明日は午前９時から会期５日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午後　２時２０分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　北郷　伯弘

署名議員　　遠藤　浩

第 1 回 定 例 町 議 会

(第　3　号)

令和７年第１回広野町議会定例会会議録（第５日）

令和７年３月１１日（火曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第　２号　広野町空家等の適正管理に関する条例の制定について
日程第　３　議案第　３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第　４　議案第　４号　広野町課設置条例の一部を改正する条例
日程第　５　議案第　５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　６　議案第　６号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　７　議案第　７号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第　８　議案第　８号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第　９　議案第　９号　地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
日程第１０　議案第１０号　指定管理者の指定について（広野町二ツ沼総合公園）
日程第１１　議案第１１号　指定管理者の指定について（広野町公設商業施設）

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智	君
副町長	杉浦孝幸	君
教育長	根本良政	君
参事兼総務課長 兼復興企画課長	飯島洋一	君
復興企画課長補佐	久保田隆之	君

産業振興課長	黒	田	泰	将	君
建設課長	松	本	周	次	君
参事兼 環境防災課長	遠	藤	義	宏	君
健康福祉課長	佐	藤	尚	文	君
参事兼 こども家庭課長	坂	本		淳	君
参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智	恵子	君
教育次長兼 学校教育課長	加	賀	博	行	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	鯨	岡	公	一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第１回広野町議会定例会第５日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

８番　門　馬　まりえ　さん

１番　西　本　久　雄　君

を指名いたします。

○議案第２号　広野町空家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第２号　広野町空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。議案第２号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、町内に所在する空き家等の適正な管理に関する事項を定めることにより、事故、火災、犯罪等の発生を防止するとともに、町民の良好な生活環境の確保を図り、もって町民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に資することを目的に本条例を制定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、環境防災課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

２番、渡邉忠義議員。

○**２番（渡邉忠義君）**　この中身の11条、つまり管理不全空き家については、所有者等を調査するため、課税等の情報を取らなければならないということで、当然ですよね。それでこれらに、条例に至るまでには、税務課と空き家の大体の数値とか、件数とか、そういったものはまだ調査はされてはいないということでいるのか、これに関しては今後こういうデータをつくっておかなくてはならないというふうなことになっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○**議長（渡邉正俊君）**　環境防災課長。

○**参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）**　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

まず、町として、今現在の町の空き家等の状況等を把握しているのかというご質問でございますが、これにつきましては以前になりますが、平成31年に町消防団の協力を得まして町内の空き家の調査をしたことがございます。そのときの件数としましては、80戸ということで確認をしております。

それで、今回空き家に対するこの条例のほうを制定させていただきますが、この条例の制定を受けてその他町の、この条例を運用していくための規則ですとか要綱、それから審査会の設置要綱等を定めていきまして、それに基づきまして今後町民税務課のほうとも情報交換をしまして、そちらの空き家等に関するデータベースの整備をしていく予定としております。

○**議長（渡邉正俊君）**　２番、渡邉忠義議員。

○**２番（渡邉忠義君）**　分かりました。80戸というふうなことで出たわけなのですが、この中で所有権の問題でいくと、底地が所有者が違う、賃貸のところに建屋を建てるという場面も、そういうのはありますよね。そういうことも全てこれから調査をしていくのでしょうが、税務課長、併せていわゆるこの空き家等の管理に係る内容条例、これ国からも特例ということで出しているのですが、税法上からもいわゆる相続とか贈与とかということについては町民の方も若干認識がなくて、代が替わっても所有権を移転しないという方もこれいるわけです。だから、そういうところも、今回の国で言っているやつも併せて、税法のほうも何らかこういう対策がされているというようなこともあるのでしょうか。

○**議長（渡邉正俊君）**　町民税務課長。

○**参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）**　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

昨年法律が改正されまして、相続の義務化が、相続が発生してから３年以内に相続しなければならないというふうに変わりました。その辺の周知も含めまして今後対応してまいりたいと思います。

○**議長（渡邉正俊君）**　６番、北郷伯弘議員。

○**６番（北郷伯弘君）**　ページは２ページになります。２ページの定義に、第２条、この中に（１）、こういうことでそれをやるということでございますが、その中に、ただし国または地方公共団体が所有し、または管理するものは除くということが書かれております。これに関しては、簡単な話、立ち木とかそういったものは処分するのに含めますよと、処分できますよということなのですが、

そこに国または地方公共団体が所有し、それを管理するものは除くということがあるということは、そこにそういった国または地方公共団体が所有するものがあった場合は、誰がそれを処分したり、よけたり、始末したりするのか。そういったところは何というところなのだか、通称名とか何かあると思うのですよね、同じ敷地の中にも。そういうことで、今回はその条例でなって、そこのところを処分することが、立ち木でも何でも自由に処分することができるということをここでうたっていると思うのです。ただし、国または地方公共団体が所有し、それを管理するものは除くとありますから、そしてそこに、その屋敷のところにそれが引っかかったものとか、そういった国のものがあれば、それは除くとなれば、そういったものは始末するときには誰が始末するのだか、そこのところだけ教えていただければと思います。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　６番、北郷伯弘議員のただいまのご質問にお答えします。

ただいま条例第２条の定義の中で、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除くの、これに当たる土地や建物等についてのそういった立ち木等があれば、そういうものがあれば誰が処分するのだというご質問かと思いますが、それにつきましてはあくまでもここにございますとおり、国または地方公共団体所有する、町であれば町が適正に処理をすることとなっておりますので、今回この条例や法律の中では、空き家やそれに付随する工作物や土地等を所有している所有者に適正な管理を促すための条例ということになっておりますので、それを、適正な管理を促す立場にある町等が所有する土地や建物については、この中には含まれないという解釈でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄議員。

○３番（高木光雄君）　この条例には多分ないのですけれども、例えばこういう空き家がありました。それを近所の人とか、あるいは通行人とか、そうした人が何とかしてくれとか、そういうふうにお願いする場所というのは多分役場ですと環境防災課になるのかどうか、その辺はもし環境防災であればそういうところを住民にどういうふうに周知するのか、それちょっとお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

今回この条例のほう、環境防災課のほうで提出をさせていただきました。これに関しましては、これまで広野町では空き家対策の窓口というものが一本化されておりませんで、それを今回今年、今年、来年度、今年４月からの機構改革に合わせまして、環境防災課のほうで空き家等の対策を担当するということで定められましたので、それに合わせて今回条例案を提出させていただいたところです。

それから、これに併せて今後になりますが、町民等にも環境防災課のほうで空き家等のほうの対策の担当をしますというお知らせを回覧等でもしまして、近所にそういった、この条例でいいますと適正な管理がされないことによって管理不全空き家であったり、その先の特定空き家等に該当す

るような住宅等があれば、町、環境防災課のほうに情報提供をいただきたいというような旨の周知等もさせていただきたいと考えております。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄議員。

○３番（高木光雄君）　ありがとうございます。

あと、この条例の第７条の文面で特定空家等認定審査会ってあるのですけれども、この審査会の中身をちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　ただいまのご質問にお答えします。

認定審査会につきましては、空き家等に係る情報を集めてきまして、それをその後……まずは空き家等があれば、管理不全空き家等にまず該当するかしないか、そちらのほうの協議をしまして、それに基づいた指導や勧告等をしたりですとか、その後最終的には行政代執行に結びつくような特定空き家の認定をしたり、立入調査、その他助言等をするに当たって町だけでは判断できない部分、例えば相続に関するもの等であれば弁護士や司法書士、土地家屋調査士ですとか、それから建物の利用状況や空き家バンク等の今後設置等もして充実を図っていくには、宅地建物取引の主任者でしたり事業者、その他建築士や建設事業者等、様々にご意見をいただきながらその住宅等の管理の対応をしていくに当たって、それらの意見を反映させながら事業を進めていくための審査会ということになっております。それにつきましては、今後設置していきたいと考えております。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄議員。

○３番（高木光雄君）　その内容は分かりました。

それで、その審査会のメンバーというのは、例えば町のほうなのか、あるいは外部者なのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　ただいまのご質問にお答えします。

こちらの審査会のメンバーの関係なのですが、こちらのほうも自治体によって様々でございまして、大きく分けて二通りございます。１つは、広野町であれば広野町の課長等です。課長等を審査会のメンバーにして、その中で審査をするというものと、それとはまた別に関係各課の課長と、それに含めて外部の有識者、先ほど申し上げました弁護士や土地家屋調査士、あとは建築士や警察や行政区長など、そういった方にメンバーに入っていただいて審査会を組織すると、そういった二通りございます。ただ、初めに申し上げた町の、広野であれば課長等で組織する審査会で実施する場合であっても、当然オブザーバーとして有識者の皆さんのご意見等をいただきながら進めるようなそういった二通りの審査会の設置方法がございまして、それにつきましては現在どちらで対応したほうがうまく機能するのかということで今検討中でございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄議員。

○**１番（西本久雄君）**　今の80戸という答えがありましたが、これから増えそうなものというのは、消防団の方に協力いただいて80戸調査されたということですが、これからの調査というのは職員の方が行うのでしょうか。

○**議長（渡邉正俊君）**　環境防災課長。

○**参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）**　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えします。

これにつきましては先ほども若干触れさせていただきましたが、今現在町として大体80戸以前調査をしていただいた家屋のほうは把握をしておりますが、それに加えてほかにも今現在空き家等になっている住宅もあろうかと思いますので、そこについては町のほうで調査もしたいとは思いますが、多くは町民の皆様に情報提供を呼びかけまして、それを基にその情報提供があった家屋等に出向いていって調査をして、管理不全空き家であったり、特定空き家に該当しないか等を判断していきたいと考えております。

○**議長（渡邉正俊君）**　１番、西本久雄議員。

○**１番（西本久雄君）**　ありがとうございます。やはり近隣住民の方からの苦情だったり、要望だったり、そういったものの声のほうが速い速度で対応できるのかなと思います。

その中で、ちょっと第２条の中のやはり立ち木等のほうが建物より、隣に対して浸食していることのほうが多くなってきそうな事案ではあると思うのです。その辺の対応、立ち木が浸食した、これどの程度迷惑がかかると対応、特定空き家等に移行するのですか、これは。今、空き家等の中でその項目があって、対応していくには特定空き家等に移ると思うのですが、立ち木の場合はどのように進めていくのでしょうか。

○**議長（渡邉正俊君）**　環境防災課長。

○**参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）**　ただいまのご質問にお答えします。

立ち木等についてのご質問でございますが、今回条例として提出をいたしました本条例につきましては、あくまでも建物であったり、土地の所有者に対して適正な管理を促すための条例でございますので、立ち木等につきましては近隣住民の方から環境防災課のほうにご連絡をいただけましたら、それに基づきまして近隣の方にご迷惑がかからないようにということで指導をしていきたいと考えております。今ご質問のありました特定空き家等になれば、当然指導、そういった対応もあるのですが、そうならないように、特定空き家の前には管理不全空き家ということで、そちらのほうに認定して指導や助言等もしてまいりますので、これまでも年に数件は町のほうにそういう立ち木等が隣の家からはみ出してきて迷惑しているとかというような連絡もいただいておりまして、そちらのほうも全て所有者の方にご連絡をして管理、対応をしていただいている状況ですので、そういったことで立ち木等で特定空き家等にはならないように、指導や勧告等をしていきたいと考えております。

○**議長（渡邉正俊君）**　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第２号　広野町空家等の適正管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

○議案第３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第３号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について一括して改正を行うため、その他所要の改正を行うため、本条例を制定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

○議案第４号　広野町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第４号　広野町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第４号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本条例中、規則への委任規定について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第４号　広野町課設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

○議案第５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第５号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和６年度福島県人事委員会勧告に基づく仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

○議案第６号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第６号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第６号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第６号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

○議案第７号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第７号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第７号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和６年度福島県人事委員会勧告に基づく給与制度のアップデート、その他の諸手当に関し、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるよう

お願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第７号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

○議案第８号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第８、議案第８号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第８号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、特殊勤務手当の対象として新たに２項目を追加し、その他本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第８号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

○議案第９号　地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第９、議案第９号　地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第９号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律及び職員の給与に関する条例の改正に伴い、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

２番、渡邉忠義議員。

○２番（渡邉忠義君）　勉強不足で大変恐縮なのですが、暫定再任用職員と定年前再任用短時間勤務職員、これらの関係の詳細なちょっとご説明をいただきたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員にお答えいたします。

暫定再任用職員というのは、定年前に退職された方が再任用職員として勤務される場合には適用

されない。簡単に言うとフルタイムの方であります。定年前再任用短時間勤務職員というのはパートということで、週４日勤務の職員というふうな形になってきます。これらの方については適用しないというところの改正となります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第９号　地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

○議案第１０号　指定管理者の指定について（広野町二ツ沼総合公園）

○議長（渡邉正俊君）　日程第10、議案第10号　指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第10号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第244条の２第６項の規定により、広野町二ツ沼総合公園の管理運営を行わせる指定管理者の指定をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

３番、高木光雄議員。

○３番（高木光雄君）　今ここ、説明資料の指定管理、第10号をちょっと今これ拝見していたのですけれども、昨年度というか、この振興公社に対して運営とかそういうこといろいろ懸念事項があって、総務課のほうからですか、１人向こうのほうに出向的な形を取ったと思うのです。それで、いろいろあのときの説明では、その運営とかいろんなイベント等も含めて、そういったものをこれからいろいろやっていくために１人つけますというような話があったのですけれども、多分１人常駐していると思うのですけれども、その辺は具体的に行ったことによって何がどのように改善されたのか、まずその１点お伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

職員を派遣してどういう効果があったのかということでございますが、総務課付の職員を１名公社のほうに派遣しております。公社のほうでは、一応業務部長として全般的な経営、どういった視点が必要かというような部分で取り組んでいただいております。また、農業部門というところにも力を入れていきたいということで、直売所の管理であったりとか、あとは生産者の、直売所に出していただける農家の方の発掘であったりとか、研修会等々に参加しながら行っている現況でございます。なかなか単年で全てが成果が出るということではございませんが、やはりそういった素地を広げていく、そういったところに今尽力しているところでございます。それらの成果等々につきましては、議会の常任委員会等々の中でもご説明をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第10号　指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ただいまの時間は10時９分であります。これから10時25分まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時25分まで休憩いたします。

（午前１０時０９分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２５分）

○議案第１１号　指定管理者の指定について（広野町公設商業施設）

○議長（渡邉正俊君）　日程第11、議案第11号　指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第11号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第244条の２第６項の規定により、広野町公設商業施設管理運営を行わせる指定管理者の指定をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

３番、高木光雄議員。

○３番（高木光雄君）　まず、最初にお伺いします。

去年、この今イオンほか４社に関しては、無料で賃貸するのは令和７年度までという話あったと思うのですけれども、それは間違いないでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

使用料の減免につきましては、さきの議会でもご説明のとおり、令和７年度までを減免をしている状況にございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄議員。

○**３番（高木光雄君）**　今の令和７年度っていいますと、もしこれイオンさんが、今無料です。では、令和８年度からは無料ではないと。では、入りませんと、ほかのあと４社も含めてとした場合に、これは仮定です。今の段階で令和８年度も継続して、有料にしても。そういう確約がないと、ここに指定の期間が３年ってなっていますけれども、これは順序が逆だと思うのですけれども、そういう入るのが確定していれば３年間指定管理しますよというふうにここになっているから、その辺をこういうイオンさんとかほかの入っている店舗さんと打合せをしているのかどうか、それをお伺いします。

○**議長（渡邉正俊君）**　復興企画課長。

○**参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）**　ただいまのご質問についてお答えします。

出店者の方については、営業当初、28年の３月５日がひろのてらすのオープン日になりますが、今は毎月出店者会議を開きながら運営に関しての協議を行っております。使用料の減免については、その指定管理の期間ごとに減免ということで、今令和７年度までにするというようなことで進めておりますが、そういった８年度以降の運営、またその使用料を徴収するか否か等々についても内部で協議しながら出店者会議等で円滑に情報提供、協議のほう行ってまいりたいというふうに考えます。

以上であります。

○**議長（渡邉正俊君）**　３番、高木光雄議員。

○**３番（高木光雄君）**　私としてはそれはちょっと、入るというの確約していないのに、もしするのであればもうこの指定期間は令和７年だけが、そうしないと仮にイオンさんが入らないといったら町困ると思うのですよね、こういうふうにしてしまうと。それが１点と。

ここに管理体制として、常時防災センターに１名常駐させますって書いてあるのです。これって、今まではここにいなかったのかどうかということと、ここに施設内を強化しますとかって、この防犯あるいは犯罪というふうに書いているのですけれども、これらは先ほどの令和７年度2,500万円というのですが、多分前聞いたときも令和６年度には2,462万8,000円だったと思うのですけれども、そのとき内訳は経理関係で何か1,600万円とか、膨大なそういうあれを取っていたと思うのですけれども、その辺を見直して今度は１人常駐させますと。警備に関してはそういう外注していますよね。そうすると、この振興公社の立場として、振興公社で町からこういう指定としてここの何の管理をしているのかですね、管理として。そこがちょっと何となく分からないような感じです。ガードマンも、警備の人はたまに１人くらい見ているのですけれども、ではその指定された振興公社では実際の業務というか、何をしているのかなというのはちょっとお伺いします。

○**議長（渡邉正俊君）**　復興企画課長。

○**参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）**　ただいまのご質問にお答えします。

まず１点目、例えば使用料の減免をしない形になった場合、イオンさんが撤退するのではないか

というような部分、確約があるのか。この使用料の徴収等々については、ひろのてらすの運営当初から取るのか取らないのか、払う姿勢というのはイオンさんは持ってございました。ただ、安定的にそういう経営になるか分からないということもあって今まで減免のほうしてきております。ですから、基本的には撤退するってことはないというふうに捉えておりますが、その辺は慎重に判断をしていきたい。その使用料の徴収の有無等々については、機会を捉えて議会の皆様のほうにもお伝えをしていきたいと思います。

また、公設商業施設の警備の部分でございますが、ひろのてらすは現在８時から夜９時まで営業しているということでございます。単に警備だけをやっているということではなくて、お店の入店、退店のそういった管理をしております。ですから、スーパーは例えば８時からやったとしても、物が入ってくると朝５時とかぐらいからあります。加えて営業時間が終わった後も物の整理の時間、２時間、３時間かかる場合がございます。ですから、基本的にはその警備員というのは警備をするだけではなくて、いろんなそういった人の出入りだったりとか物の出入りを管理するというところで、基本的には２交代という形で１日いるような形になります。加えて、火災等のことがございますので、あくまで第三者の目で火が落ちているかというものを全て確認をして、火事がないような形でやるというような運用を行っております。ですから、当然電気の消し忘れだったりとか、そういったものに関しては、先ほどご説明しました出店者会議の中で共有をしながら、火を消さないということはありませんが、電気の消し忘れだったりとか、そういったものを共有するようにしております。

次に、振興公社どういう関与をしているのかということでございますけれども、基本的にはこういった役務の提供に関して契約をするというのもあれなのですが、基本的に公設商業施設の各事業所さんが負担するごみの処理料だったりとか、そういったもろもろの経費の請求を行って公社のほうに納めてもらうというような形で、全体の管理をやっているというようなことでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義議員。

○２番（渡邉忠義君）　ちょっとスペースの利用ということでお伺いしたいのですけれども、今現在あの玄関口入るとトイレ側に行く途中に右側空いていますよね。前も何かあったのかどうかちょっと私も記憶ないですが、あそこに何ら展示物も何もないということと、あと何か物を置いている普通のスーパーだの何かあれば、消費者の目につくところにああいう形で置くというのはないですよね。だから、結局それも今のところ何もないというのであれば、先ほどの二ツ沼の直売所の話も出たように、今後生産者の人たちもいろいろ協議していくということであれば、今の月曜日から水曜日くらいの間をあそこのところに直売所という形で置いて、そして結局町内の方も、バスの出入り来て、そして買いやすいような形を取りながらこの直売所の在り方ということも検討していただければ、生産者としては正直なところ３日間も空いたら、これからの作物なんかもう売れない状況に

なってしまうのです。それが一番みんななかなか手が出せないということで小規模経営にみんなならざるを得ないということなのです。だから、そういうところの利用というものができないのかどうか、ちょっとこの辺お伺いしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

ひろのてらすの入って右側のところについては、１社、創新リフォームさんというところが出店しておりましたが、現在ひろのてらすのほうは撤退しているというような状況でございます。スペースの有効活用をしたらどうかというようなおただしだと思います。当然そういった場合、農産物を置くに際しては、例えばスタッフの問題だったりとか、いろいろとそういったこともございます。収量等もございます。そういった部分については、今後振興公社のほう、あとは生産者の方を含めてそういったことについても検討はしてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義議員。

○２番（渡邉忠義君）　今、前向きなご意見いただきましたので、これをやっぱり間違いなく今年度あたり整備してそういうことに持っていくというようなことを積極的にやっていただけると農家は助かるなって思っているし、またさらに農家の方も増えてやっていけるような環境になろうと思いますので、この辺どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第11号　指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第５日目の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日は午前９時から会期６日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午前１０時４１分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　門　馬　まりえ

署名議員　　西　本　久　雄

第 1 回 定 例 町 議 会

(第　4　号)

令和７年第１回広野町議会定例会会議録（第６日）

令和７年３月１２日（水曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第１２号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第８号）
日程第　３　議案第１３号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第　４　議案第１４号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第２号）
日程第　５　議案第１５号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第　６　議案第１６号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第　７　議案第１７号　令和７年度広野町一般会計予算

○出席議員（８名）

１番	西本久雄君	２番	渡邉忠義君
３番	高木光雄君	４番	渡邉正俊君
５番	西内玄太君	６番	北郷伯弘君
７番	遠藤浩君	８番	門馬まりえ君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智君		
副町長	杉浦孝幸君		
教育長	根本良政君		
参事兼総務課長 兼復興企画課長	飯島洋一君		
復興企画課長補佐	久保田隆之君		
産業振興課長	黒田泰将君		
建設課長	松本周次君		
参事兼 環境防災課長	遠藤義宏君		
健康福祉課長	佐藤尚文君		
参事兼 こども家庭課長	坂本淳君		

参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕 一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智恵子	君
教育次長兼 学校教育課長	加	賀	博 行	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭 介	君
代表監査委員	鯨	岡	公 一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡 宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻 介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員、８名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第１回広野町議会定例会６日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

２番　渡　邉　忠　義　君

３番　高　木　光　雄　君

を指名いたします。

○議案第１２号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第８号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第12号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。議案第12号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、事業の確定見込み等による予算の最終調整をいたし、歳入歳出それぞれ４億6,935万2,000円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、議会費、一般管理費、財産管理費、財政調整基金費、企画総務費、地域振興対策費、社会福祉総務費、老人福祉費、児童措置費、認定こども園費、予防費、保健センター運営費、農業振興費、道路維持費、道路新設改良費、橋梁維持費、学校施設原子力災害対策費及び教育振興費等、各種事業の確定に伴う減額計上をいたしておりますが、一方で広野町こども未来基金費、住宅管理費及び防災対策費等については増額計上いたしております。

歳入の主なるものは、町税、国庫支出金、県支出金及び寄附金等を減額計上し、地方特例交付金、使用料及び手数料等については増額計上いたしております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長兼復興企画課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、こども家庭課長。

（参事兼こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次、産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、学校教育課長。

（学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、生涯学習課長。

（生涯学習課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　まず初めに、ちょっと３点ほどあるのですが、まず１点目は８ページ、９ページの８ページの下段、土木使用料、いわゆる特定公共の次のページの町営住宅使用料過年度分の徴収について、この金額につきましては過年度分なので、今年ではなくて去年徴収したと。これは各個人の住宅の入居者が滞納していたものを徴収したということで解釈してよろしいですよね。これはすばらしいことです。200万円からの徴収をしたということは、これはすごい、それも過年度分ですから、これはすばらしい取立てをしたなと思うのですが、これらに係る徴収担当とか、そういったものはいらっしゃるのですか。伺います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問についてお答えいたします。

住宅使用料等の徴収につきましては、財政管財係４名おりますが、その職員が中心となって滞納等々の徴収に当たっているというような現況でございます。ただ、説明細かい部分はございません

でしたが、特に桜田住宅使用料でありますが、こちらについては調停を２件ほど起こしたというか、申し立てたわけでありますが、調停が成立をして、その未納者の方２名が未納分を納めていただいたというのがこの金額が大きくなっている要因でございます。そういった形で滞納整理についてはきちっと対応していきたいということで考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　これは、ちなみに何課さんなのですか。徴収、財政何とかって今言った。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

財政管財係という係がございまして、総務課内に、財政と財産管理一般のものを担当しているセクションでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。これはやっぱり今後も引き続き、これまで差押え的な行動取ったということで、これもなかなか取るのは大変なのですけれども、大変な努力、ご苦労さまでございました。

それと関連して、24ページの中段、総務費の徴収税、これは税務課長さんに伺えばよろしいのですか。24ページの中段、総務費、徴税。違った。いいの。いいのですね。今年４月から医療費は、おのずと２割、３割個人負担という広野町は変わってくるということですね。町長、それでいいのですよね。そういうことでなかなかこれからの個人医療費の負担というのは大変なのですが、そのところで国民健康保険はもう大分前から徴収しているようでありますけれども、かなり健康保険は高いわけでありますので、その辺の現年度当たりの徴収率の状況、今はちょっと分からないと思いますが、かなり高いような状況で徴収しているのかどうか、ちょっとその辺確認したところなのですが。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君に申し上げます。質問事項論点を明確にして、そして質問お願いします。分かりますか。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　健康保険の現年度の徴収率は今のところどのくらいに上がっているのか、ちょっと確認したかっただけであります。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今現在の国保税、全体的な徴収率は84％となっております。ちなみに、昨年度、令和５年度の最

終的な徴収率は92.86％となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。これもなかなかの徴収率で大変でしょうが、今後ともまた引き続きよろしくお願いしたいと思います。

最後なのですが、全体的な予算見ると、不用額が大分出ているところがあるようです。それで、見るところによると、工事費あたりが大分大きいということなのですが、これらの工事見ると、実施設計からのあれではなくて、見積りをいただいて、そして金額を予算化していくというふうなことなのでしょうけれども、そこでやっぱり今後、不交付団体もあと６年しかないという現状を捉えるならば、各課長さんも不用額出たらば即こういった減額補正にしていくという姿勢もやっぱり必要かと思うのですが、その辺、総務課長、どう考えているかお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

不用額が大分多いのではなかろうかというところでありますが、当初予算の積算、特に工事についてはほぼほぼ公共単価を使いながら設計のほうを行う、必要に応じて見積り単価等も用いながらある程度予算化をしていくということでございます。当然に工事発注に際して、やっぱり請け差等が出てきますので、必ず不用額は出るのかなというふうには承知してございます。なるだけ不用額がないような形で予算のほうを計上できるようなことについては監査委員のほうからも指摘がございますので、そういったことは各課において精査をしていきたいということでございます。また、必要な時期に適正な減額補正をしていくという形で、予算書上、予算額上、不用額がないような形で今後も対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　健康福祉課のほうの29ページ、敬老会運営事業費で減額しているのですが、敬老祝金って金額決まって年齢で出していると思うのですが、もらわなかった人が多かったのでしょうか。これ１点目。

それから、33ページの健康づくり推進事業で、先駆的健康づくり実施支援事業の委託料が随分残ったのかなと思ったのですが、これは参加人数が少なかったからなのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　８番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えいたします。

敬老祝金の不用額について、もらわなかった人が多かったのかというご質問につきまして、こち

らにつきましては昨年当初予算を作成する際に11月現在の全ての人を対象に予算のほうを計上しております。その後、お亡くなりになった方や転出なさった方の分については支給できないという状況で、不用額が発生しているところでございます。

続きまして、市町村先駆的健康づくり実施支援事業でございますが、こちらにつきましては議員おただしのとおり、参加者数が当初見込んでいたよりも少なかったということでの委託料の減額でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　この健康づくりというのは、具体的にどういう健康づくり推進事業だったのでしょう。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度につきましては、日本生命さんによる血糖値チェック事業を行っております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　これ多分前年度も実施した事業かなと思うのですが、非常に広野町は糖尿病の方が多いということで、私、監査委員やっている最後の年だったと思うのですけれども、結構いい人数で、改めて予防の大事さが分かったなんていう感想も書かれていたものですから、多分大変な事業だとは思うのですけれども、やっぱり予防、糖尿病の予防ということは、透析患者を将来予防するという形にもなりますので、手を替え品を替えてちょっと内容を検討されて、さらにアップしたような事業で頑張っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

この事業、３年間継続して実施しております。こちらにつきまして内容等を精査しまして、来年度も健康づくりに資する事業を実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　それでは、ちょっと何点か質問させていただきます。

まず、27ページの２款の２目の細目の10番で、移住定住促進対策費として7,678万5,000円が減額になって、一番多いのは駅東側のほうらしいのですけれども、全体的に減額になっているのが多いのですけれども、この辺は当初の見込額が甘かったというか、この辺の理由は大きく分けてどういうことか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

移住定住促進対策費の不用額といいますか、減額補正額が大きいのではなかろうかと、当初予算の積算が甘かったのではないかというご指摘でございますが、議員おただしのように駅東側の第２期の開発住宅団地の用地の取得、１件300万円、交付する対象の案件がなかったというところで、当初で15区画見ておったわけなのですが、実際には補助の申請がなかったというのが一番多く捉えてございます。

加えて、移住、定住の移住支援金給付事業のほうでございますけれども、こちらのほうと空き家改修、いろんな試みでやったわけでありますが、結果として実績がなかったということでございます。この移住支援金給付事業につきましては、県も同じような事業をやっておりまして、町の補助金の倍の額が出るような仕組みでございます。世帯当たりですと、複数の世帯であれば移住すれば200万円、単身の場合120万円とか、子供は同額なのですが、100万円というような形で、県のほうを利用するケースが、12市町村ですか。県といいますか、12市町村の事業として移住、定住を促進するために少し拡充しているような制度があって、そちらのほうを利用しているというふうなこともありまして、実際には実績がなかったというのが大きいのかなと。この３つの事業合わせますと、大体5,700万円ほど不用額が出ているというようなところでございます。

あと、そのほかの委託料等々が大きいわけでありますが、どうしても当初予算で予算を計上する際、ある程度見積りを取りながら予算のほうを計上するわけでありますが、実質入札をすると請け差等も発生しますので、こちらの委託料のほうはちょっと仕方ないのかなというふうに捉えてございます。

次年度に向けて重点事業のほうでも説明させていただきましたが、駅東ニュータウンの例えば販売の促進であったりとか等々については事業者のほうと連携をしながら、そういう補助金の給付ができるような形に持っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。ここの項目のところは、やはり町民とか、移住、定住の問題なので、やっぱり気にするところだと思うのです。そういったことで、予算つくるときにきちんとしてもらいたいというふうに思います。

それでは、次に31ページの３款の５目の認定こども園のところなのですけれども、これ人件費のことだからちょっとあれなのですけれども、ここの認定こども園のところ、775万8,000円減額になっています。これって多分職員１人か２人の給料かなと思うのですけれども、ここの部分は何か採用しなかったのかどうかお聞きします。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○参事兼こども家庭課長（坂本　淳君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、当初予算でここの科目で会計年度任用職員２名の予算を取ってございました。ただし、令和６年度募集をかけたにもかかわらず、１名しか応募がなかったということで、１名分の人件費がここで落としているという形になってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　承知しました。

それでは、あと33ページの、ちょっと私聞き漏らしたのかもしれないですけれども、４款の７目の保健センター運営費の工事費のところが、ＬＥＤ工事やったのですか。ただ、この金額が2,428万3,000円減額になっていまして、多分50％くらい当初予算より少ないのかなと思うのですけれども、これは工事終了したということでよろしいのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

工事は終了してございます。まだ検査完了していないということで、支出ができていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ありがとうございます。

あともう一点だけ、43ページの10款３目の細目１の学校施設原子力災害対策費で、スクールバス運行業務委託料が1,193万4,000円減額になっているのですけれども、これは約36％くらい減額になっているのですけれども、これは使わなかったということだったのでしょうか。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君）　ただいまの３番、高木光雄議員のご質問にお答えします。

スクールバスの減額、1,193万4,000円となっております。当初予算に５コースを予定しておりました。町内５コースを予定しておったのですが、利用者と、あとは回ってくる時間等も精査しまして、４コースで大丈夫だということで、４コースで回しているところです。そういった関係で、今回事業費が落としたということになっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　１点だけ確認させてください。

23ページ、これは２款１項、行政連絡事業費、これコミュニティ交流事業助成金ということで、たしか１世帯2,000円程度で、50万円ほど落としていますということで、件数ちょっと多いのです

けれども、実績なのでしょうけれども、どうなのでしょう。毎年そういった使われていない方がいらっしゃるのかどうか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

広野町コミュニティ交流事業助成金でございますが、こちらの事業については、必ず行政区長会議において制度の説明をしながら利用の促進啓発を行ってございます。令和５年度は、26行政区あるのですが、13の行政区が活用されていたと。令和６年度、現段階でございますが、昨年度より２行政区増えて、15行政区使っているというような状況でございます。この制度は、既にご承知かと思うのですが、やはりコミュニティーの維持とか、そういったところをもっと強めていく、深めていく事業でございますので、今後においても４月に行政区長会議ございますが、制度のほうを再度ご説明しながら、助成金の活用、促進を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。26行政区、13あるいは15というところで、恐らく使われないところは使わないのかなという感じだと思います。今、総務課長答弁いただきましたけれども、きちんと行政区長会議等で説明していますというところですので、行政区長さんも期間というものありますけれども、替わるタイミングですとか、あるいは場所によっては使い方というか、使用方法等もちょっとイメージが湧かない方もいらっしゃるのかなと思いますので、毎回説明しているというところですけれども、再度詳しく丁寧に教えていただいて、平等に使えるような体制を目指していただきたいなと思います。答弁結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　29ページ、３款１項、細目の８の物価高騰重点支援給付金の中で、住民税均等割のみ課税世帯給付金、減額になっているのですが、対象世帯の方あると思うのですが、これはもう100％行っているのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの給付金、対象者につきましては、均等割のみ課税世帯で130世帯のうち、申請があった方が83世帯、定額減税補足給付金につきましては683人中630人の申請があって給付しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第12号　令和６年度一般会計補正予算（第８号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時25分であります。ただいまから10時40分まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時40分まで休憩いたします。

（午前１０時２５分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４０分）

○議案第１３号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第13号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第13号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該予算の最終調整をいたし、歳入歳出それぞれ１億798万2,000円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、一般管理費、保険給付費及び予備費等の減額計上であります。

歳入につきましては、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額計上いたしております。

なお、歳入歳出の調整については、予備費により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第13号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議案第１４号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第14号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第14号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,898万6,000円を減額いたすための提案であります。

歳出につきましては、広洋台整備事業費、駅東側整備事業費及び東町土地開発事業費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、財産貸付収入の増額計上及び一般会計繰入金の減額計上であります。

歳入歳出の調整については、一般会計繰入金により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　回答はいいです。今９ページで広洋台整備事業に関して、金額に関して、当初より60％減っているのです。60％ですか、で終わったのですけれども、今言ったようにやっぱり施工の時期によっては大分そういうやり方とか違うと思いますから、計画する時点でやはりその辺はいろいろ現場をよく調べて発注したほうがいいのかなと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

議員おただしのように、やはり施工方法、なるだけ工事を安価に確実にということでございますので、そういった視点を復興企画のみならず、全課のほうで工夫をしながら施工していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第14号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議案第１５号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第15号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第15号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ459万8,000円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、一般管理費及び認定調査費の減額計上をいたしておりますが、一方で介護給付費準備基金積立金及び予備費については増額計上いたしております。

歳入の主なるものは、保険料及び支払基金交付金を減額計上し、国庫支出金及び県支出金等については増額計上いたしております。

なお、歳入歳出の調整については、予備費により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第15号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第４号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議案第１６号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第16号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第16号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ514万2,000円を追加いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査事業費及び予備費の増額計上であり、歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料等の増額計上であります。

なお、歳入歳出の調整については、予備費により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第16号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議案第１７号　令和７年度広野町一般会計予算

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第17号　令和７年度広野町一般会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第17号の提案理由を申し上げます。

本町の令和７年度予算につきましては、東日本大震災からの復興、創生への取組を優先し、ふるさと復興、創生、漸進の年として、地域包括ケアシステムの拡充、ゼロカーボンビジョンの推進、移住、定住施策としての駅東側第２期開発住宅用地取得支援事業、広野駅周辺整備事業、地方公共団体情報システムの標準化、共通化事業を核に編成いたしております。

また、経常的な経費につきましては、町民税、固定資産税等の町税収入を財源としており、依然として厳しい財政運営を強いられることから、経費の一層の削減合理化と行政各般にわたる見直しを行い、各種施策につきましても限られた財源の重点的、優先的な配分に努め、歳入歳出それぞれ64億2,476万9,000円となる予算規模で編成いたしております。

特に復興、創生に係る主な経費としては、移住定住促進対策事業費及び心の復興支援事業等を行うための地域振興対策費、自立継続サポート事業、健康づくり啓発普及事業、不妊治療費助成事業、環境放射線モニタリング事業、ふくしま森林再生事業、広野町学校給食共同調理場整備事業、グローバル教育推進事業費等を計上いたしております。その他経常的な事業といたしましては、障がい者援護事業、児童手当支給事業、予防接種事業、乳幼児医療費助成事業、中山間地域等直接支払推進事業等を計上いたしております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明をされる各課長に申し上げます。

事前に重点事業の説明及び詳細な予算説明資料が配付されております。議員の皆さんも自宅審議されていますので、簡潔に説明をいただき、数字の朗読は省略を願います。

それでは、説明を求めます。

総務課長兼復興企画課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

ただいま各課長の説明の途中でありますが、ただいまの時間は11時56分であります。ただいまから13時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたします。

（午前１１時５６分）

○議長（渡邉正俊君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時１９分）

○議長（渡邉正俊君）　引き続き議案の説明を担当課長に求めます。

健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、こども家庭課長。

（参事兼こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、学校教育課長。

（学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、生涯学習課長。

（生涯学習課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出のページを４分割し、分割したページごとに質疑を行います。分割のページを申し上げます。歳出、52ページ、１款議会費から87ページ、２款総務費まで。次に、86ページ、３款民生費から119ページ、４款衛生費まで。次に、118ページ、５款労働費から147ページ、９款消防費まで。最後に、146ページ、10款教育費から175ページ、14款予備費までの質疑を行います。

それでは、歳出、52ページ、１款議会費から87ページ、２款総務費まで質疑を行います。

５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　それでは、２款１項１目の細目の８、59ページ、町制施行85周年記念式典事業についてでございます。こちら、事前説明の際にもお伺いしたのですけれども、震災前は10年に１度ということだったのですけれども、震災後５年に１度の記念式典を行っているということでございました。こちらのほう、５年に１度に増やしたわけですけれども、１年ごとにならせば、１年140万円ぐらい浮くような形になると思いますので、震災以前と同様に10年に１度に戻すべきではないかと思うのですけれども、こちら５年に１度行うことの目的等お伺いできればと思います。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えいたします。

周年式典を５年刻みにしているのはなぜかというようなご質問かと思います。重点事業の説明の中でも申し上げましたが、やはり様々に震災から復旧、復興をしていく中で、様々にご支援をいただいた団体等々ございます。地方自治体も含みますが、そういった感謝の意を伝えるという部分で感謝状の贈呈等を行ってきております。そういった部分で10年に１回という形は、いずれそういう形になろうかと思いますが、まだ震災から14年が経過した段階でございます。そういった機会を捉えて、そういった表彰、善行表彰も含めてなのですが、そういった功労者の表彰をしていきたいと考えております。加えて、重点事業説明会の中でも申し上げましたとおり、そういった記念品等についてもなるべく安価にできるような形で進めていきたいということで考えておりますので、そのような形でなるべく経費のほうを抑制していくという考えに立っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ただいまの式典の件については承知をいたしました。

続きまして、２款７項２目の細目の10、83ページの移住定住促進対策費の中の広告料につきまして、こちら先ほどの補正のほうでも300万円くらい減額で補正しているところではあったのですけれども、ほかの部分も多く減額されていたということで、そちらのほうも併せて推進していくためには広告もう少し打つ量を増やそうかなとかというふうにも思ったのですけれども、こちら多分実績に応じて広告料を減額したということでしょうけれども、こちら広告料を減額しても、この移住、定住事業は順調に進んでいくようなお考えでいるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

移住、定住の関係で、広告料を減らしているけれども、大丈夫かというようなご質問かと思います。令和７年度につきましては、令和６年度の実績に基づいて予算のほうを計上してございます。新聞広告であったりとか、様々な広告媒体に乗せながらやっていくと、昨年、今年度も様々に工夫をしながら、いろんなそういった紙面に広告等々情報発信を行っておりますので、この予算で執行できるというふうに捉えてございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　それでは、81ページ、２款７項２目、細目１の中で、ちょっとイベント開催委託料、何かたしかこれは去年だとスイーツ甲子園だかという項目だったと思うのですが、聞いたところによると東京で大分にぎわいが出たということは受け止めました。今年のやつが、次年度に行われることがちょっと聞き取れなかったので、再度ちょっと説明お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまの西本久雄議員のご質問にお答えします。

このイベント開催委託料につきましては、おただしのとおりスイーツ甲子園、昨年に引き続きということで４町、大熊、富岡、楢葉、広野、４町で共同して行うということで、６年度に引き続き同じような中身でやっていくのかなと。ですから、特産品、令和６年度はバナナを活用したスイーツ作りということで、先般、東京の代々木公園のほうで物産、特産品の販売をしてきたということもありますので、大分成果も上がっているようでありますので、そういったものを昨年に引き続き７年度においても実施していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　そういった地域の振興に通ずるものがあるのであれば。ただ、スイーツ甲子園行われていることは、町民の方、ごく一部の方しか知らない。また、そういった物品ができても、広野の特産になり得るものになっていくことが目的としてほしいなとも思います。

続きまして、同じページですが、地域活性化事業委託、説明資料の中ですとサッカーを活用した地元活性化事業委託となっています。こちらについて再度詳細な説明お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

地域活性化事業につきましては、いわきＦＣと連携をした事業になります。基本的にはチケットの無償配布だったりとか様々に事業を行います。この原資につきましては、企業型のふるさと納税の1,000万円を活用した事業になりますので、今年度実施した内容と同様のものと考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ちょっと私分からなかったのが、説明の資料の中で使用料のほうでは観戦チケット購入費というものが計上されている中で、今の中だとチケットの無償配布というのもあるのですが、こちらで購入したものを無償配布なのでしょうか。これどういう、どちらになっているのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　すみません、説明が足らずに申し訳ございませんでした。原資は、先ほどの説明のとおりであります。今、いわきＦＣが小学校だったりとかこども園のほうに出向いて、運動する機会を捉えるというような事業を実施しております。その委託料というような形になろうかと思います。回数も、複数回というところ。あとはやはり子供の外で遊ぶ機会だったりとか、なかなかこども園の園児なんかもそうなのですが、やはり外遊びがあまり上手でなかったりとか、またはこの地域だと肥満というようなお子さんも多いので、そういった健康に資するような事業にいわきＦＣのほうと協働して取り組んでいるというような状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　同じく81ページの14節の工事費、二ツ沼総合公園の関係でございますが、この事業については昨年の実施設計から、これを踏まえて今年の工事費ということになったと思いますが、工事費については質問する前に、若干去年の実施設計を私質問した経緯があるので、それからの工事費については質問させていただきたいと思います。

そこで、昨年は私はこの質問について、宿泊棟を造るというふうなことの中で、担当課長からは、そうではなくて、令和４年の３月に福島県沖地震があって建屋が被災したのだ、それに係る建屋のクラックの隙間や外壁が剥がれたので、それに伴って修理に係る実施設計をしていくのだという課長の答弁だったのですが、町長は、現在旅館組合が非常に機能をしていない。その中で今後のインターハイを迎えるに当たって、５万人を要請するのにはこの建屋を建てなくてはならないという決意になったのかと思います。その後、町長は６年度中には維持管理と運営の観点から将来に向かって取り組んでいきます。それと旅館組合の方々に参集いただいて、ご説明をしてまいりますということがあったわけで、これらを踏まえて今年度の事業に着手したのかなというふうに思うところであります。それで、今回の工事費の中に宿泊棟が改修されるというふうに思われるのですが、その宿泊棟というのはいつ頃建てられたものなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のご質問にお答えいたします。

現在の合宿の宿がいつ建てられたのかというようなご質問なのですが、基本的に建築年次まではちょっと現在のところ分かりません。建築年次は分かりません。ただ、躯体自体は昔の伝習農場時代の躯体を改修をしながらこれまで使ってきたのかなというふうに捉えてございます。建築年度等についてはお調べをしながら、後ほど回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございます。ああいった建築物のコンクリート造りとなると、耐用年数というのがあって、大体47年、50年というふうなことがあるのですが、私の記憶ですとそれ以上にたっている建物かというふうに思っているのですが、それについては今回の実施設計の中には入っていなかったのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

耐用年数等は問題ないのかというようなおただしかと思いますが、実施設計を行う中では問題ないというふうに捉えてございます。そのような判断でございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ただいま異状ないということなのですが、ただ何分にも伝習農場の時代ですから、もう既に50年以上たっている。我々も昭和50年から役場に入ったのですが、それ以前からも建っているものなので、ましてやお客さんを受け入れる建屋が、もう50年以上たっている建屋が、幾ら実施設計に間違いありませんと言われても、それが万が一今後の地震とか何かあったときに、そういうような災害があったらばどうするのだということで、実施設計が本当に間違いないか、私そこを確認したいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的に耐用年数というものに関して申し上げれば、一般的にはどの程度使えるのかというような見方もございますが、行政で使う部分だと財産処分ができる年限というふうに捉えてございます。当然に建築物でございますので、例えば宿泊者の安全を担保するのは当然であります。瑕疵があってはならないと考えております。当然施工に関しましては、設計業者と再度確認をしながら、耐え得るものなのかどうかというところもございます。加えて、耐用年数の長短ではないですが、様々な建築物も同様のことが言えるかと思います。そういったことを含めて、安全に対応できるような対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　それでは、何点か質問させていただきます。

まず、85ページの細目の12番、二酸化炭素排出抑制対策事業費で、広野町地域脱炭素対策移行で２億9,379万5,000円計上しています。それで、歳入のほうに関して、この項目では２億9,379万5,000円やっているのですけれども、その差額が約5,200万円くらいあるのですけれども、これは今中央体育館とか脇でいろいろやっている事業費に関してはこの２億9,300万円なのかなと思うのですけれども、あと5,200万円というのは、ではどの辺に使うのか。というのは、今回体育館の脇で急に仕事が始まったという経緯もあって、もしあそこのほかにこの5,200万円くらいどこに使う予定なのか、今分かる範囲であれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

細目の12の補助金でございますが、２億9,300万円ほどありますが、基本的には、差額5,000万円ほどあるではないかというところでありますが、環境省の補助金に関して、当然トータルでいうと8.8億円の補助の交付決定をいただいた。全体の事業費としては13億円ほどになると。令和７年度において役場の庁舎の空調設備にこの補助を、環境省の補助金を入れて、当然10分の10ではございませんので、その分の町の単費の持ち出しが出ているというようなことで、補助金との差額が出て

いるというようなことでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ということは、今この85ページの金額に関しては、今中央体育館とかこの庁舎とか全部、10施設でしたっけ、グリッド化するという、その金額ということで理解してよろしいですね。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

そのとおりでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　続いて、81ページ、すみません、下がってきまして。この細目の２つ目の二ツ沼総合公園施設等管理運営ということで、昨日、指定管理者では株式会社広野町振興公社という説明がありました。ただ昨日の説明では、事業計画とか、今後の組織体制とか、そういった詳しいことは説明がなかったので、何か機会があったときにはその辺もきちっと、１年間のイベントとかいろいろあるでしょうから、その辺も的確にやるようなそういったものを、今でなくてもいいのですけれども、提示してもらいたいなというふうに思います。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

指定管理に伴う説明が足りないのではないかというところで、機会を捉えて説明してほしいということでございますが、そういう機会を捉えてご説明を申し上げていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　よろしくお願いします。

あと、同じページで、３番の童謡まつり開催ということがありますけれども、ここで約1,073万3,000円計上しています。私も去年こういったところで見させてもらったのですけれども、どうしても体育館の中ですから、町民の方が見ている人が少ないというふうに物すごく感じました。ですから、全体的な計画というのは委託してやっているのでしょうけれども、その際も演出者がやったら変えてしまうとか、何かいろいろあると思うので、そこのところはやっぱり費用をつくって、町でもずっと続けてやっている行事ですから、なるべく町民の方が見てもらうように、そういった演出も含めて、実際やるまでは時間ありますから、その辺は十分検討してやったほうが費用対効果でいいと思いますけれども。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

童謡まつり音楽祭の、例えば組立てというか、町民がなるべく参画できるような中身にしてはどうか、そういったオペレーションにしてはどうかというようなおただしかと思います。なるだけ町民の方には参画いただきたいと思っております。また、様々にやり方を変えてきた経過もございます。例えば演者の方、例えば子供たちが出演すると戻るとか、従前は最後まで残るような形の演出取ったり様々にしてございます。当然そういった出演される方も含めてなのでしょうけれども、町民への周知も含めて、なるだけ町民の方が多く参加できるような中身にしていきたい、取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　前からやっている行事なのですから、ここでやめるということはできないと思いますので、一人でも多く町民の人に見てもらえればいいかなと思います。

あともう一点、もう２点だけ。79ページの、これは２款の１項の細目の２番の企画総務諸経費で、東京大学専門家報酬で300万円計上しています。これ毎年しているかなと思うのですけれども、実際にこの専門家って誰を対象にどういうような報酬をしているのか、何かこれが町民から見ると何しているのかなというようなことが見えるので、こういうことをやりますということがあればちょっと説明してほしいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

東京大学の専門家の報酬についてでございますが、令和２年に東京大学アイソトープ総合センターと協定を結んで、様々に協働しながら、将来的にはそういったＦ―ＲＥＩに関わるようなもの等々をやっていくというような取組をしてきてございます。現在、東京大学の研究員であります裏出先生という方が未来館のほうに滞在する形で研究のほうを行っているということでございます。その委嘱の内容等々については、町が協働で進める放射線医薬品の研究開発等々を行っているものでございます。月額25万円掛ける12月で300万円ということでございます。裏出先生にはふるさと創生大学での講座を持っていただいたりとか様々に関わっていただいている状況にございます。議員おただしのように、活動が見えないとか、こんなことをやるのだというようなものについて、積極的にそういったことに関しては情報発信をしながら町民等々の皆様にお伝えをしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　どうしても各自治体も、いろいろ双葉郡でも各大学といろいろ協定結んで、大学のたまに生徒なんかも大いに来ているところもあります。あとは先生来ているのもあるのですけれども、やっぱりなかなか見えないのです、町民からは。ですから、この辺もきちっと東京大学

とこうやっていますということをやっぱり町のほうからいろんな機会を捉えて発信しないと、何というふうになると思うので、よろしくお願いしたいと思います。

あと最後に１点ですけれども、これタクシー券、これちょっとタクシー券ありますよね。タクシー券に関しては、約２万円ですか、そういったものを配布していると思うのです。これに対して、町民の方から、何かこういう不具合があるからこういうふうにしてくれなんていう問合せ等は来ていないですか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

タクシー利用券について、制度が変わるというようなことで、そういった問合せ等があるのかということでございますが、今のところそういったお問合せはございません。ちなみに、今年度におきましては、お配りしたものが100とした場合に、62％ぐらいしか使われていないような実情もございます。今年は１万2,000円、来年度が２万4,000円ということで、拡充しながら対応してまいります。そういったお声があれば、様々に議員の皆様にもご相談しながら、よりよい形に変えていくというスタンスで対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

次に、86ページ、３款民生費から119ページ、４款衛生費まで質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　91ページ、これは節は分からないですが、老人クラブ社会活動促進事業費、その中に老人クラブ指導事務委託料ということで計上されているのですが、これはどんな委託料なのかちょっと確認をしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

老人クラブ指導事務事業の内容でございます。こちらにつきましては、老人クラブ連合会の運営の指導、各地区老人クラブの育成指導、あとはその他老人クラブの指導に関することを行ってもらっております。各種助成金の申請の受付、あと助成金の交付等の業務等も行ってもらっております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。ここ広野町の老人会は９団体あって、そしてその中に15団体が各毎月事業を行っているようなのですが、そこに指導してくれる８団体あるようなのですが、それでここで経費的にかかるのは、ふたば県立医療センターとか高野病院に指導を受けた

場合にはその指導料というのははっきりしているのかなと思ったのです。それで、その他のところについては、いろいろ各自治体なものですから、これにかかってはないのかなと思うのですが、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

老人クラブの事業としましては、老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行っていただいているところでございます。そういう部分で申請で上がってくるものにつきましては、連合会の皆さんで清掃活動を行ったということで、その際の費用であったり、そういったものについて申請いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　117ページの、これは細目の３番の環境放射線モニタリング事業費の事業委託料なのですけれども、ここに7,000万円計上しています。昨日ですか、おとといですか、西本議員がいろいろここ質問、一般質問しましたけれども、私のところにも何回も来ているのですけれども、実際あの結果が各家庭に来ます。あのデータは、ほとんど毎年同じかなと思うのです。ですから、例えば今この事業費を全家庭へやるのではなくて、ある程度もう例えば行政区とか、あるいは部落ごととか、そういうところの代表なところを取って、私としては１回自分の敷地を何点か測っているのですけれども、あれを今はもう色分けして、ここは高いのです。この全体的です。４分割にして、ここは少し高いところは赤とか、色とか何かそういう見て、目で見えるような図面を１枚もらえば、何となく分かるのかなということで、これすぐにはなかなかできないかもしれないです。ただ、そのデータは、もうきちっと平面的な絵も出てくるわけですから、あそこに平面的に色分けして、今大体放射線量に関しては、我々除染やったときも本当に見える化できないかと、あのうちが線量高くといったって、単位が分からないので。ですから、今はもう全部色分けで出てきます。ですから、そういうものを平面的につくって各家庭にやれば、来年もうやらなくてもいいかなというようなふうになると思うので、そういう業務としてはちょっと大変になるかもしれないですけれども、同じ金を使うのであれば、そういう方向も、これ国からのいろんな指導でやっていると思うのですけれども、町独自でそういうふうにその金額を応用してやってもいいのではないかなというふうに思いますけれども。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

ただいま環境放射線モニタリング事業の関係でご質問いただきました。今現在、町内全戸のメッシュモニタリングということで、各家庭については住宅の敷地を１辺当たり３メートルの立方体に

区切った形で調査をしております。先ほど色分けのご説明もいただきましたが、今現在も敷地を３メートルに区切った形で全て調査をしまして、放射線の濃度に応じて色分けした地図を各家庭にお配りしている状況です。

あと、そろそろ長く続いてきているので、各地域で抽出して調査もどうかというお話がございましたが、これにつきましてはこれまでずっと継続して実施しておりまして、今現在、広野町については放射性物質の汚染重点調査地域という地域に広野町が指定をされておりまして、その関係で、その指定を受けている間は町民の皆様に安心していただく材料の一つにということで、町内全戸の調査のほうを実施している状況で、国のほうの、国、県のご理解もいただいた上で実施しておりまして、こちらのほうも継続的にこれまで各家庭のデータも取っておりますので、こういった中身で調査ができる間はまだ継続して実施していきたいと思っております。ただ、今後も何か工夫をして、町民の皆さんにご理解いただけるような中身で調査をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいまの時間は15時14分です。ただいまから15時30分まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、15時30分まで休憩いたします。

（午後　３時１４分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時３０分）

○議長（渡邉正俊君）　次に、118ページ、５款労働費から147ページ、９款消防費まで質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ページ数、131ページの括弧の上段、説明の中の９の土砂採取区域森林機能回復事業費の工事費でありますが、これは前回の全協、あと重点事業説明会にも説明は受けたわけでありますが、私もそのときにも同じようなことで、あえて２億5,000万円の予算を上げるにはいかがなものかということで、これは分割して、最初はいわゆる吹きつけあたりをやって、後に購入土もないという状況であれば、今後の補正予算あたりに対応してやったらいいのではないかという

ことで思ってはいるのですが、当局としては一回にこの予算を当初で上げていくということの理由は何かあるのか、ちょっともう一度お伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの土砂採取区域森林回復事業費の工事費につきましては、町としましては土砂採取事業で必要となり、林地開発の許可もいただいて最終事業を進めているものが、岩盤の出現により現状の今の状態となっておりますので、そちらについては速やかに森林回復をした上で安全を図っていきたいというふうに考えております。こちらにつきましては、この工事費の金額においても１年間の年度内の完成が見込める工事ですので、あえて分割するのではなくて、令和７年度に実施して完了したいというようなことでの予算を計上しております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。ただ、私の言いたいのは、購入土については今は見つかってはいないということがあるので、見つかってから予算計上してはいかがなものだということで、もしなければ、今年度購入土がなければ、この部分の予算は流していくということになってしまうのですか。不用額にするということなのですか。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

この２億5,700万円の工事の中には、購入土として必要な客土の量を計上しております。こちらについては購入土としておりますので、どこから土を持ってくるのかというところについては探すとかそういった形で、どうにかして現地のほうに購入という形で持ってきたいというようなところで事業のほうを進めたいと考えております。また、この客土１万5,000立米という説明をしたかと思います。こちらの土につきましては、購入土ではなくて、また県の工事等で発生する流用土とそういったものも使えないかというようなことで、その土量については今情報のほうを集めているという、そういう状況となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今の質問の件なのですけれども、私も今あそこに１万5,000立米の土を、私は客土というので、私は客土イコール黒土というふうに理解しているのです。普通の一般道ではなくて、要するに山林というふうに、森林回復するとしたら普通の残土ではないかなというふうに思うので、かなりの大量なので、見つかるのかなという、前回もそんな話ししたのですけれども。そもそも今ここに2.5億円かけて、県の指導の下で、それで山林、森林に回復するということなのですけれども、調整池造りましたよね、約１億円かけて。あの調整池というのは、今の現状に対して、

雨が降りました、そのときに災害を起きないようにということで調整池造ったわけです。ということは、あのまんま現状で例えば５年、10年置いたとしても、災害を及ぼすということはないですよね。そのためにあの調整池を造ったので、今2.5億円かけて、今渡邉議員も言いましたけれども、何でかんで単年度で、今この財政を緊縮しなければならないときに、何でも2.5億円を投入するという話では、私こういう調整池を一応造ってあるのですから、これをきちっと今の現状であるのであれば、今のままでもいいのではないかなと。ただ、先ほど言ったようにあそこの林地開発の期間とかいろいろあると思うのですけれども、そういったことで多分県のほうに言って、いろいろ打合せした、指導の下に、今ああいうふうに森林にしようというふうになったと思うのですけれども、ただ私は１億円造った調整池、あれを有効に使うのであれば、現状でもいいのかなというふうに捉えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまの３番、高木光雄議員のご質問にお答えいたします。

お話のありました調整池につきましては、今回の林地開発に関わる流域を想定して造った調整池でありますので、雨が降った場合、水があふれるとかそういった形の災害は起きないということで、間違いないということです。ただ、山を切ったまんまの状態というのはそのままの状態になっておりまして、そちらについて県のほうとも協議し、指導のほうもされまして、町では最終事業のほうがもうこれ以上ないというようなところというのもありますので、やっぱり速やかに森林回復をすべきであるというようなことでの話でありますので、町としても林地開発を速やかに完成すべきと考えております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問に重ねて補足したいと思います。

まず、この客土、土でありますが、もとより国と県としっかりと調整を取りまして、これは情報を収集して、適時対応に当たっていくということで捉えていくということを確認をしていきたいと、このように考えております。土がなくて動けないということではなく、先般の全協でお答え申し上げましたのは、４月に入ってからご説明する案件等々あります。駅の東側の件、今般の土砂の回復事業の件ということにおいて、ご指摘いただいたのは、この取組について町民の理解を得るべしということを念頭とすることにおいて、今まず１点目申し上げさせていただくのは、この協議の中において、国、県との協議の中において、安全を第一として、かつこれまでの協議の中において速やかに安全を確保することということを協議捉えてきた経緯を踏まえて、この事業について土がないから、客土がないからできないということではなく、客土をしっかりと確保するということを捉えていきたいと、捉えていくことを第一義にしっかりと対応していきたいと、そのように考えるものでございます。

ただいまご指摘いただきました調整池については、今建設課長が答弁申し上げましたように、安全を確保されているということを捉えること、今ご指摘いただいていることを踏まえて、この予算措置を念頭としてご理解いただけるように柔軟に対応していきたいと、そのように現時点で考えているものでございます。これまでの質疑を踏まえて、安全を確保することにおいて、事業の捉えについて対応に当たっていきたいと、そのように念頭とするものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。やはりずっと今までの事業の流れから見ると、計画しました、取りました、取ってしまった結果、ああいう硬い岩だけが残りました、これでは被害に遭います、調整池造りますと、多分余計なお金をどんどん、どんどん費やして、この15万立米を富岡町さんのほうに協定結んでやって、今度は町で復興するのには、今度金出して土を買ってくるということが、果たして全体的な流れとして、確かに開発の行為ですから、そういうふうに県のほうで指導されればそれはしようがないのですけれども、ただ全体的な町のお金の流れとしては、やっぱりちょっといろいろ問題があるのかなと思いますから、その辺はいろいろ今後やるに当たってきちっと町民のほうにも説明をして、それからその辺を対策をしてやっていただきたいというふうに思います。

それと、２つ目の質問で、同じく131ページの同じ節で、ふくしま森林再生事業があります。これで事業委託ということになっているのですけれども、この金額に関しては毎年もう１億円から２億円近く、そして何か年かで二十何億円くらいもうやっているのです。ただ、この事業に関しては、5,000万円以上であっても、入札にかかっても、これ役場のホームページの入札の結果の、それを見ないと、いつ、どこで、誰が何をしているかって分からないのです。ですから、5,000万円以上で委託なので、議員の承諾とかでないのですけれども、この辺に関してはやはり金額が金額ですから、きちっと決まった段階でもいいですから、何らかの形で提示してもらえばいいかなということで、これはお願い的なものです。

それと、私のほうでちょっと質問したかったのは、133ページのこの一番上の５番目にある広野駅前商店街活性化補助金で60万円、こうなっているのですけれども、これに関しては多分昨年度も60万円だったのかと思うのですけれども、この辺に関しては、この金額に関しては、商工会とかいろいろ打合せしながら、今こういった金額って決めてきているのか、あるいはいろいろ商工会とか打合せしたときに、活性化なので、もうちょい上げてくれないかというような要望とかってないのかどうか、その辺をちょっと伺います。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（黒田泰将君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

広野駅前及び商店街活性化補助金につきましては、商工会のほうと協議をしまして、この金額ということで決めております。暮市等の事業にも充てて使用しておりますので、商工会のほうと協議を重ねながら今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　やっぱりいろいろ商店街、駅前通りも何か通りが段々活性化したということは、やっぱり町のいろんな人の通りの動線からいうと、やっぱり役場はこっちですし、それから商店街もこっちにあるから、どうしても町通りに関しては、やはり人通り、あるいは通行量も少なくなるというのはもうしようがないかなと思うのですけれども、ひとつ少しでも動線として向こうを使うようないろんな対策をして、これは商工会ともいろいろ打合せしていただきたいというふうに思います。

それともう一点だけ、どちらでいいか、今駅東側でいろいろ、宅地関係も含めていろいろ整備ずっと進んできているのですけれども、広野の工業団地にああいうふうな看板あります。国道から見えているところに看板があって、いろいろここにはどういう会社がありますというような。できたらあそこの駅東側のほうも、あれも産業団地の一つですから、線路を越えて、あの辺の脇辺りにでっかい看板があれば、例えば本当に初めてきた人が西側から本当に駅を、あの跨線橋、橋を通ってあっち行けるのかって分からないですから、現実。ですから、そういうことも含めて、何かこう、有料なのかどうか分からないですけれども、ああいう例えばコンビニもあります。ただコンビニもどこにあるのかというのが分からないと、買物にも行けないです。ですから、そういうものも、これちょっと何課になるのですか、分からないですけれども、そういうのもあればいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君、ただいまの質問は商店街の活性化補助金に関しての関連ということでよろしいですか。

○３番（高木光雄君）　はい。

○議長（渡邉正俊君）　では、その関連ということで。

総務課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のご質問にお答えいたします。

工業団地の入り口、ちょうどファミリーマートの交差点部にあるような看板サインがあると、それを駅東側等々でも検討したらどうかということでありますが、最終的に例えば大きさの問題だったり、景観もございます。西側の整備も含めて一体的に考えなければいけないと思います。基本的な人の動線、車の動線の中で、ここにこういうものがあるというものをやっぱり知らしめていくことも大事だろうというおただしかと思います。その部分については、今後どういう形がいいのかということも含めて考えてまいりたいと思いますし、駅前看板についても最終的に描き直すというのですか、西側にあるような看板も描き直すことも将来的には検討しておりますので、そちらと併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　それでは、133ページ、同様のページなのですが、７款１項、一番上段のところです。広野町中小企業保証融資制度補助金、広野町無担保、ここ存目計上になっています。こちらというのは、今まで活用、予算計上されたことというのはありますか、ないでしょうか。ちょっとそちらをまず教えていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（黒田泰将君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えします。

広野町無担保無保証人融資制度信用保証料補助金につきましてですけれども、平成の頃には数件あったと伺っておりますけれども、近年は申請はない状況になっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　これ私、ちょっと今質問したのは、先日金融機関の方とお話しする中で、他町村ではまだこの制度が生きていて、先日の西内議員の一般質問、チャレンジショップとか、そういった意味でも新規事業者、若年の起業者、最初に融資もらえない方にとって、保証金の保証とか、そういったものを活用する制度が広野町でもまだ存在していれば、もっと広野町でも創業しやすいのかなと、そういった土台づくり、土壌づくりをしていくべきではないのかと、広野町で働きやすい、創業しやすい、また雇用の創出も生まれていく場所としても、大きくとは言いませんが、まずはある形を整えていくほうがいいのかなと、私はその話を聞いたときに思ったので、今回ちょっと質問をさせていただきました。今後検討していただけたらと思います。よろしいでしょうか。

続いて、もう一問よろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　はい。

○１番（西本久雄君）　ページ数が変わりまして、147ページ、９款１項、細目１の中で防災士資格取得補助金と記載がありますが、こちらの対象者というのは町民の方でよろしいのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えします。

ご質問のとおり、町民の方が対象となっております。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　では、次年度よりホームページ等で告知をされて、こういったものが活用して、資格取得をできるということでよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　次に、146ページ、10款教育費から175ページ、14款予備費までを質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　それでは次に、歳入全般について質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　歳入について１件だけご質問させていただきたいと思います。

まず、43ページの17の寄附金、節では企業版ふるさと応援寄附金のことでお伺いしたいと思います。この寄附金につきましては、前回の町長の施政演説の中に工業団地と企業誘致を積極的に進めていくのだというお話があったので、それをちょっと調べてみましたらば、今後やっていくのにはこの企業版ふるさと応援寄附金なんかも入れた中で、ふるさと納税を取り組んだほうがいいのではないかということでちょっと私質問したかったのですが、これが現に出ているものですから、この事業が今現実どのようになっているのか、ちょっとお伺いしたかったのですが。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

当初予算において1,000万円、企業版ふるさと応援寄附金のほうを計上させていただいております。現在、パチンコメーカーといいますか、遊技メーカーの北電子さんのほうから３年ほど1,000万円ずつ定額の応援寄附金のほうをいただいております。その寄附の目的は、やっぱりいわきＦＣのそういった様々な活動を支援するというようなことで、先ほどご質問もありました、いわきＦＣが町内の子供たちにスポーツを教える経費だったりとか、いわきＦＣのホーム戦の観戦チケットの無料優待だったりとか、そういったいわきＦＣを通して応援していただくことを目的に企業版ふるさと応援寄附金をいただいている現況にございます。

ちなみに、昨年につきましてはあぶくま信用金庫さんであったりとか、そういったところが町の復興に資するようなものに使っていただきたいということで、そういった事業の実績もございます。現段階のところは、北電子さんのほうが７年度においてもそういった意思があるというようなことでございますので、当初の予算のほうに計上させていただいたところでございます。

以上であります。

○会議時間の延長

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

ただいまの時間は15時56分であります。この本会議議案の審議が終了するまで会議時間を延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、本議案の審議が終了するまで時間延長することに決しました。

○議長（渡邉正俊君）　それでは、質疑を続けます。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　この事業を見ると、勉強不足なのですが、志のある企業が地方創生を応援する税制に創設ということなのです。そうすると、町では地方創生の事業分野として国に仕事の創生とか地方への人の流れとか働き方改革とか、あとは町づくりというようなことで、申請して初めて北電子さんが寄附しましょうという流れになってきたのかなと思うのですが、それって町の企業あたりにもＰＲしながら、このふるさと納税のほうの推進をしていただければありがたいのかなというふうにちょっと思ったものですから、今質問したところであります。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

あくまで国、県等々がということではございませんで、企業さんのほうから広野町のほうに企業版のふるさと応援寄附金のほうをしたいというような向こうからの意思に基づいて、町のほうではその寄附金をいただいて事業に資しているというようなことでございます。あくまでどういったことにというようなことで、復興にというのであれば様々に使える部分はございますが、こういった部分についても積極的に広報もしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。現状はそういったところでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　すみません、１点だけ。47ページ、20款３項１節で、被災者生活資金の貸付金の返還金ということで、これ震災当初ですか、現金としてお貸ししてというところで、その後の回収という部分、金額的に162万円なので、人数的にはきちんと返還されている、要は減ってきているのかどうか、ちょっとそこを確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

令和６年度につきましては、こちらの分の返還金はありませんでした。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　毎回これ収入部分としてはのっかってくるのですけれども、ちょっと悲しいです。平等というか、公平さというか、きちんと借りたものを返していただきたいという思いはありますけれども、しっかりそういった中で……回収ではないでしょうけれども、お話をしていただいた中でしっかりと返金のほうをしていただければなというふうに思います。よろしくお願いしま

す。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　45ページなのですけれども、18款の１番の財政調整基金繰入金の話なのですけれども、これ前年度の予算であれば、もう1,000円で、今回９億764万8,000円を計上しているのですけれども、今広野町の全体的な予算ですと、今回が64億2,476万円で、去年が55億422万5,000円でした。率にして16.7％今年上がっているのです。何かこれを、この繰入金を持ってきて何か調整しているようにちょっと思うのですけれども、この辺を、今広野町のいろんな予算書の中で、町税も大分減ってきています。そういったときに、これだけ今年度が上がっているということに関してどういうふうに捉えているのかお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算を賄うために、当然歳入が多ければ財政調整基金の繰入れ等ないのですが、それ昨年度はございませんでした。令和７年度におきましては、給食センターの工事であったりとか、例えば先ほどの折木地区の埋め戻し、機能回復事業等々、そういった事業が増えているというようなことでございます。令和７年度予算の編成に当たっては、査定のほうを複数回やって、歳出をこれでも落としてきている現況にございます。当然必要と認められる事業については、やはり送れるものについては先延ばしをするような対応をして、大分財政調整基金の繰入れの額を減らしてきた経過もございます。議員おただしのように、やはり財政調整基金については潤沢にそれほどあるわけでもございません。当然に歳出予算については、毎年にはなると思いますが、やはり優先順位をつけながら、必要なものからやっていくという姿勢は必要なのかなということで考えております。また、財政の状況等については課長等会議、加えてこのたび県の財政シミュレーションのほうを行ってございます。そちらについては全職員に周知をし、緊縮財政といいますか、そういったきちっとした財政運営をしていかなければいけないというようなことで周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　今回の当初予算については反対を申し上げます。

先ほどの二ツ沼公園の工事費につきまして、いろいろとコンクリートの耐震強度並びに地震等の

耐震、さらには県あたりにもその当時の様子も確認することもなく、そして将来ある子供たちを今後入居させていくのだという姿勢は非常に私には理解できません。これに反対するものであります。

もう一つは、先ほどの土砂採取、森林機能の回復でございますが、これらについても当初これまでも８億2,000万円も使い、さらに今後まだ２億5,000万円、町民の感情はまだまだこの状況の中には収まる気配はないように思っております。その中でまだ２億5,000万円も計上していくということについては、私もこの分については納得することができませんので、反対という趣旨でさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　今回の予算に関しましても、過去にもいろいろいろんな話はありましたが、全て我々代表たる者がそれでやってきたと。そして、また令和７年度に向かって新たにひるむことなく、下がることなく進めなければいけないということでありますので、私は今回のものに関しては賛成です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか反対の方の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第17号　令和７年度広野町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数（賛成６名、反対１名）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第６日目の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日は中学校卒業式等のため休会といたします。

会期８日目は３月14日午前９時から開きます。

ご苦労さまでした。

（午後　４時０７分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　渡　邉　忠　義

署名議員　　高　木　光　雄

第 1 回 定 例 町 議 会

(第　5　号)

令和７年第１回広野町議会定例会会議録（第８日）

令和７年３月１４日（金曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第１８号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計予算
日程第　３　議案第１９号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計予算
日程第　４　議案第２０号　令和７年度広野町介護保険特別会計予算
日程第　５　議案第２１号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計予算
日程第　６　議案第２２号　令和７年度広野町下水道事業会計予算
日程第　７　議案第２３号　広野町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて
日程第　８　発議第　１号　広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の設置について
日程第　９　選任第　１号　広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会委員、委員長及び副委員長の選任について
日程第１０　諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第１１　委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智	君
副町長	杉浦孝幸	君
教育長	根本良政	君
参事兼総務課長 兼復興企画課長	飯島洋一	君
復興企画課長補佐	久保田隆之	君

産業振興課長	黒	田	泰	将	君
建設課長	松	本	周	次	君
参事兼 環境防災課長	遠	藤	義	宏	君
健康福祉課長	佐	藤	尚	文	君
参事兼 こども家庭課長	坂	本		淳	君
参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智	恵子	君
教育次長兼 学校教育課長	加	賀	博	行	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	鯨	岡	公	一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第１回広野町議会定例会第８日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

５番　西　内　玄　太　君

６番　北　郷　伯　弘　君

を指名いたします。

○議案第１８号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計予算

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第18号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。議案第18号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険事業の円滑、適正な事業運営をはじめ、当事業の基盤安定化につなげるため、レセプト点検体制の充実、強化等による医療費適正化対策の推進と特定健診の周知徹底並びに受診率向上を念頭に編成し、歳入歳出それぞれ６億8,821万4,000円となる予算規模であります。

なお、歳入財源については、主に国、県支出金等をもって充当いたしておりますが、当事業会計の円滑な運営を図るため、一般会計から6,110万3,000円の繰入れを行っております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　説明ありがとうございました。それで、ページ数が27ページの中段というか、高額療養費の関係でお聞きしたいのですが、それとあわせて今説明した説明資料の34ページ、高額療養費の支給の説明資料なのですが、まず説明資料の高額療養費、34ページ、大丈夫ですか。これの内訳説明の中に参考と震災前の状況、この参考の令和５年度の高額療養費の実績となっているのですが、それと見込額、あと震災前の状況なのですよということを提示してあるのですが、これは何を目的としてされたのか。このまず①の５年度の高額療養費の実績額からどういう流れの関係の金額になったか、この辺ちょっと分からないものですから、説明をお願いしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

令和５年度高額療養費の実績につきましては、現在個人医療費の一部負担金を減免しております。減免している関係で高額療養費が発生していない、減免している方については、高額療養費が減免が発生していないこととなっております。４月診療分以降減免が終わることに伴いまして、高額療養費が発生する件数が増える見込みでおります。参考までに平成21年度と22年度の実績を載せまして、現在減免している被保険者数、あとは減免していない被保険者数の数を割りまして、７年度の高額療養費の見込み数を出したものです。高額療養費の実績増えている部分ございますので、その辺も勘案して年間所要見込額を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。減免しているというの、ちょっと私忘れていたものですから。それで、主にこの高額療養費の方の疾患で高い金額がこれくらいあったというような実績なんかも分かるのですか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

現在減免しているという状況がございまして、高額療養費について、どのような金額になっているのかというところは資料は持ち合わせていないのですが、医療費の分析等を見ますと、やっぱり糖尿病等に関する透析の医療費とか、あとは心疾患等に伴う手術に対する費用とか、そういったものについてかなり多くの医療費がかかっているという分析結果が出ております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第18号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議案第１９号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計予算

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第19号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第19号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、広洋台整備事業費、広野町復興計画に基づく駅東側整備事業、東町土地開発事業及び地方債の元利償還金に係る予算を編成いたし、歳入歳出3,654万2,000円となる事業会計であります。

歳入財源については、当事業の円滑な運営を図るため、一般会計から1,931万9,000円の繰入れを行っております。

なお、詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼総務課長兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　15ページで、２款１項２目の細目の広洋台整備事業で、除草委託ということで、昨年が2,883万円、令和７年度が1,451万2,000円、これは定期的にこの広洋台整備、全面を含めて計画して、年度ごとにやっているということでよろしいのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

広洋台整備事業費、昨年の当初と差額があるということでございますが、基本的には団地内の街路樹等の剪定というのは毎年行っております。昨年につきましては、調整池の工事を見込んでおりました。ただ、結果として、さっきのご説明の中で報酬を見直して安価にできたということでございます。その差についてはそこの部分、加えまして重点事業の説明の中でもやらせていただきましたが、広洋台の１丁目の北側にある、ちょうど直売所の前にある街路樹がもう繁茂しているというところ、あとは２丁目の公園、集会所の横にある公園なのですが、やはり繁茂していて視認性が悪いということで、今年においてはその２か所を追加して行うような運びとなります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　全体的に、広洋台も含めてなのですけれども、町内の全体的な美化ということであれば、やはりこういうところが、樹木ですからね、あるいは除草関係はきちっとしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼総務課長兼復興企画課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

議員おただしのように、町内の環境の美化というのは大事なことでございます。そういったことについては、各課連携をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第19号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議案第２０号　令和７年度広野町介護保険特別会計予算

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第20号　令和７年度広野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第20号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、介護保険制度の趣旨に基づく計画的、効率的な事業運営と介護サービスの質的向上を図ることを基本に編成いたし、歳入歳出それぞれ５億3,386万3,000円となる予算規模であります。

なお、歳入財源については、国、県支出金及び支払基金交付金等をもって充当いたしておりますが、当該事業会計の円滑な運営を図るため、一般会計から8,675万2,000円の繰入れを行っております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ページ数が39ページ、中段の認知症施策推進事業の中に認知症地域支援・ケア向上事業委託料400万円、これ上がっているのですが、課長に聞きたいのですけれども、この事業は何のために委託するのか、そのしたことによって、町民はどうしたらいいのか、町民の皆さんに認知症にならないようにしたらいいのかということで課長は委託していると思うのですが、その辺の事業効果と、今後町民の皆さんに、この認知症のある方にどう指導したらいいのかというところまである説明をお願いしたいのですが、この400万円を使って。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

認知症になられて、徘回やその他ご家族にもいろいろな影響が出ている状況が多く見られている状況です。そういったことにならないよう、社会福祉協議会のほうに事業を委託しまして、事業のほうを行っているところです。具体的な事業内容について、今説明し切れないところございますが、

今後こちらの部分につきましては、重要な案件でございますので、力を入れて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　予算は、金額がこれだけ出ていく、ある一定の使われる予算があって、初めてこれだけ計上するのでしょうけれども、まずはこういう保健事業は、やっぱり町民の皆さんにどれだけの、今後の、これを使ったことによって認知症にならない方策を何でもいいから取れた、それが一つの事業効果につながっていこうと思うのです。それで、今これから認知症は、人生100年という時代の中で、これまでの人生は100歳まで生きるというのはなかなか大変だったのでしょうが、もう生きる時代になってしまったわけです。そうすると、おのずと認知症は出てくるということもあろうと思うのですが、ならないためには、この頭の前頭葉を使って毎日の生活を過ごすということだろうと思うのですが、その毎日の生活が今ちょっと見ていると、どうもうちの中にいて、いろいろマスコミのテレビ等なんかを見て、それで１日過ごしてしまうという方もいるだろうし、あとはまた自分から積極的に動くという方もいるみたいなのですが、その中でやっぱりこれからも高齢化がどんどん進む中で、この認知症は大きな問題になろうと思います。家庭の中でも、この認知症になられたらもう大変だ、見てもいられないような状況になろうと思うのです。それで、少なくとも、私のこれまでの72年生きてきた中では、やはり体は動かすということが一つの基本であって、それが過去にはこれまで身の丈の合った家庭菜園とか、種をまいて、芽が出て、そして作物を取る、それが一つの人生の喜びという家庭が多かったのですが、今どうもそういう家庭がどんどん減ってしまって、他力本願的なところもあるなというふうに感じるところなので、できれば課長、こういうことの目的をきちっと持って、社協にはこういうことをやってほしいのだという目的を、ちょっと今のところ見えてこないので、そういうところを指導して、お願いしたいなと思うのですが、その辺町長、職員に対する今の予算の使い方の、委託料だけではもう丸投げであげたというだけのことになってしまうので、その事業効果を町長はどんな形で職員に指導をしているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　２番、渡邉忠義議員の認知症対策に対応する社会福祉協議会への指導についてお答えしたいと思います。

まず、この443万7,000円の内訳でありますが、内訳で計上していますように、地域支援のケア向上の事業という名目と、カフェ委託料という内容でもって計上に当たっているものであります。被災地において、避難生活の中で特段大事なことが問われたのは、やはりコミュニティーの維持であります。しっかりと生活感の中で年代を問わずにコミュニティーをしっかりと捉えていくことが、我々被災を歩んできたこの地域として大事な取組に当たるということであります。このコミュニテ

ィーに当たりましては、社会福祉協議会において、地域の交流事業というものを日廻り事業等と執り行っているものでございまして、つきましてはこの地区単位でのコミュニティーの捉えと、そして全体的に社協に集合していただいて、そして広く町内の方々が集ってコミュニティーをする、喜びをする、また誕生日とか、様々な人々の喜びというものを受け止め合っていく、そういったことをまず取り組んでいるものでございます。今作物等々のご指摘ございました。社協の裏庭において、芋の栽培というものを震災以降執り行っておりまして、そういった作物を作ることの喜びというものもコミュニティーの中で捉えているものでございます。高齢化率が今34%ほどに至っているところにおいて、その世代間を超えてということにおいては、高齢社会となっていく今現況において、かつ十有余年の被災地からの人々の、町民の方々のニーズというものをしっかりと社会福祉協議会の職員が受け止めて、その受け止めたニーズというものを国、県にお伝えをして、そして今様々な支援事業に当たっているところでございます。ということにおいて、認知症においては、高齢福祉にのみならず、若い世代の方でも今非常に罹患するという懸念がされている社会環境にありますので、広く健康の維持について、健康度合いというものを念頭として、様々な年代において、ただいまご説明申し上げました心身疾患、そして等々の事案について対処できるように、医学的な見地もしっかりと捉えつつ、そして対応に当たっていきたいと、そのように考えるものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。どうしても予算の委託料というものは、相手先、委託先のほうにだけ事業効果を求めるという傾向がありますので、その辺は町長として事業効果をきちっと見極めながら、こういった委託料の事業費というものを受け止めてほしいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今と同じような質問になるかもしれないのですけれども、28ページの２款１項の１目なのですけれども、ここの今年度予算が１億7,821万1,000円、それで一般財源が4,716万円、それであとその残りが特定財源なのです。それで、率にすると、この一般財源が26%ぐらいになっています。それと、例えば36ページの５款３項１目に関しましては、本年度予算額が337万3,000円に対して、一般財源が159万54円、あとその以下も書いてあるのですけれども、この考え方なのですけれども、最初の28ページに関しては一般財源が大体26%、それでこの36ページに関しては一般財源が１目ですと47.2%、２、３、４に関しては65.9%なのです。この辺の考え方は、特定財源をまず考えて、それでこれだけもらえますよ、いただけますよ、それで残りを一般財源として計上しているのか、その辺の率が例えば４分の１とかって決まっているのか、その辺ちょっと１回お聞きしたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

一般財源につきましては、率は定まったものになっております。ただし、今回国庫交付金、県負担金、県の支払基金の交付金等を充当をすることにより、一般財源として計上をしている割合がちょっとずれているところは存在しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　これから多分無料にもなりますし、いろいろ一般財源のほうがもしかしたら多くなるのかなということもあるかもしれないですけれども、この辺はこうして見ると大体４分の１くらい一般財源になっているみたいなのですけれども、この辺もときに項目によってはかなり半分以上出していることもありますから、その辺は十分、先ほどの費用対効果ではないですけれども、そういうふうにやっていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第20号　令和７年度広野町介護保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議案第２１号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第21号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第21号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度の趣旨に基づき、効率的な事業

運営を図ることを基本に編成し、歳入歳出それぞれ6,906万8,000円となる予算規模であります。

歳入財源については、主に保険料をもって充当いたしておりますが、当該事業会計の円滑な運営を図るため、一般会計から1,691万6,000円の繰入れを行っております。

詳細な内容については、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第21号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時12分です。ただいまから10時30分まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時30分まで休憩いたします。

（午前１０時１２分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３０分）

○議案第２２号　令和７年度広野町下水道事業会計予算

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第22号　令和７年度広野町下水道事業会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第22号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、終末処理施設等の適正な維持管理及び地方債の元利償還金を主体に編成し、本予算のうち、下水道事業収益の予定額は２億3,713万2,000円となり、下水道事業費用の予定額は２億9,157万6,000円となり、また資本的収入の予定額は3,176万7,000円となり、資本的支出の予定額は8,596万9,000円となるものであります。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第22号　令和７年度広野町下水道事業会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議案第２３号　広野町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第23号　広野町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第23号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現委員の小野修司氏が来る５月19日付をもって任期満了となることから、同氏を適任者と認め、再任いたすための提案であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第23号　広野町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり同意されました。

○発議第１号　広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の設置について

○議長（渡邉正俊君）　日程第８、発議第１号　広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について、提出議員、門馬まりえさんの説明を求めます。

登壇を許します。８番、門馬まりえさん。

〔８番　門馬まりえさん登壇〕

○８番（門馬まりえさん）　それでは、広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の設置についてをご説明いたします。

広野町議会は、令和４年９月に広野町議会基本条例を制定してきました。広野町議会が目指す町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会を実現するため、広野町議会議員は公職者として、高い倫理観と深い見識により自らを定める明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信を持って活動し、

町民に対し説明責任を果たしていくことが必要です。もって広野町議会議員と町民との信頼関係を築く基盤として、議会議員の政治倫理条例を定めようとするものであります。このため本条例制定に向けた調査特別委員会を設置し、あらゆる角度から審議をするための提案でございます。趣旨をご理解いただき、本委員会の設置について、議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

発議第１号　広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

○日程の追加

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

ただいま発議第１号において可決されました広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の設置に伴う調査特別委員会委員、委員長、副委員長の選任を行うため、選任第１号　広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会委員、委員長及び副委員長の選任についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、選任第１号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

事務局をして議案書と日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　事務局をして日程の変更について報告いたさせます。

（報告する。）

○選任第１号　広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会委員、委員長及

び副委員長の選任について

○議長（渡邉正俊君）　日程第９、選任第１号　広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会委員、委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

発議第１号で可決、設置されました広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の委員の選任については、広野町議会委員会条例第６条第２項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、委員に１番、西本久雄君、２番、渡邉忠義君、３番、高木光雄君、５番、西内玄太君、６番、北郷伯弘君、７番、遠藤浩君、８番、門馬まりえさんを指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会委員の選任については、ただいま報告のとおり決しました。

次に、委員長、副委員長の選任を行います。

ただいま選任されました委員により全員協議会室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。その間暫時休議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、暫時休議いたします。

（午前１０時５８分）

○議長（渡邉正俊君）　再開いたします。

（午前１１時０４分）

○議長（渡邉正俊君）　選任の結果を報告願います。

８番、門馬まりえさん、登壇を許します。

〔８番　門馬まりえさん登壇〕

○８番（門馬まりえさん）　それでは、報告いたします。

委員長に副議長の遠藤議員、それから副委員長に高木光雄議員を選出いたしました。

以上、報告終わりです。

○議長（渡邉正俊君）　ただいま報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、選任第１号　広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会委員、委員長及び副委員長の選任については、ただいま報告のとおり決しました。

○諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（渡邉正俊君）　日程第10、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　諮問第１号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現委員の大和田文子氏が来る６月30日付をもって任期満了となることから、同氏を適任者と認め、再度推薦いたすための提案であります。

推薦に当たりご意見をいただきますようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任とし、答申することに決しました。

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡邉正俊君）　日程第11、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長からは所管事務の調査のため、議会運営委員会委員長からは所掌事務の調査

のため、広報委員会委員長からは議会だよりの企画、編集及び発行に関する事務のため、広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会委員長からは広野町政治倫理条例に関する調査のため、広野町議会会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会は広野駅周辺開発について、給食センターの改修について、所管施設の調査について、産業厚生常任委員会は林業専用道路整備事業について、所管施設の調査について、議会運営委員会は本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について、議長の諮問に関する事項について、広報委員会からは議会だより編集について、広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会からは広野町議会政治倫理条例に関する調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、広報委員会委員長及び広野町議会政治倫理条例に関する調査特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○閉会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に先立ち町長より挨拶があります。

町長。

○町長（遠藤　智君）　令和７年を迎えましての３月定例議会におきまして、ご指導、ご指南、ご教示を賜り、ご議決を賜りましたことを深く感謝と御礼申し上げます。

まず、ご質疑等々をいただくことを通して、令和７年度を迎えるに当たりまして、まず１つ目としまして、４月を迎えまして速やかに住民説明会を実施していきたいと計画を捉えております。

２つ目としまして、行政運営をするに当たりまして、見直すということ、やらなければいけないということ、できることとできないことございます。そのことについては、しっかりと町民の方々に向けてご理解いただけるように念頭としながら、そういった説明というものを日々の中で捉えていきたいと、このように考えるものでございます。

また、復興事業においては、第２期復興・創生期間が今最後のラストイヤーとなりました。ここ有余年、数年の中において、被災地全体が復興というものの方向性が躍動している、動いていることにおいて、各事業等々の動きをしっかりと念頭として受け止めて捉えてまいりましたところにおいて、この取組、捉えが同じように広く町民の方々に理解、受け止めていただけるように、日々の中で注視して捉えていきたいと、このように思うものであります。ついては、やはり被災地の展望

においては、住民の人、新しい人を迎えるに当たっても、人でございますので、震災直後から復旧というものについて避難を余儀なくされてからのことにおいて様々な制度設計が変更、継続されてきている中において、まず今申し上げましたことは議会議員の皆様、町民の皆様にしっかりとその現況を理解いただくことを第一に捉えていくのは申すまでもなく、それを具現化に当たっていきたいと、そのように考える、捉えているものでございます。昭和から、この町制が施行されてから100年目を迎えるに際しては、震災から30年のそのときに当たります。歴史を俯瞰して継往開来と念頭とするものは、やはりこの先人各位かつ今従事されている職員の方々を私は誇りと受け止めていることについては、活力あるこの職場というものを創出していくことをまた第一に捉えていきたいと、そのように受け止めるものでございます。

結びといたしまして、近日町内において家屋のぼやが発生しました。震災を捉えた際においては、消防団が出動したのは５件ございます。建物火災、深夜、森林火災であります。郡内においては山林火災が発生して、東京消防庁までご支援をいただいた経緯があります。つきましては、日々の中において、行政の対応においてしっかりと広域圏組合をはじめとした連携というものを捉えて、自然災害等々有事の際に速やかに町民の生命と財産を守るべく、この地域を守るべく対応に当たっていく体制というものをしっかりと確立をして、対応に当たってまいる、その前提となるものでございますが、そのことを再度確認をするものでございます。

以上申し上げました。ご指摘、ご指南、ご教示をいただきましたことについてご返答申し上げながら、令和７年度さらなる展望というものをしっかりと確立していきたいと存じます。様々なご支援、ご指導賜りましたことを深く御礼申し上げまして、閉会に当たっての御礼の言葉といたします。誠にありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　教育長。

○教育長（根本良政君）　広野中学校の卒業生の進路につきましてですが、今日正午に前期日程での合格発表があります。また、後期日程の入試もあることから、卒業生の進路につきましては、後日事務局を通してお知らせ、ご報告することといたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　これで本日の会議を閉じます。

令和７年第１回広野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前１１時１７分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　西内　玄太

署名議員　　北郷　伯弘